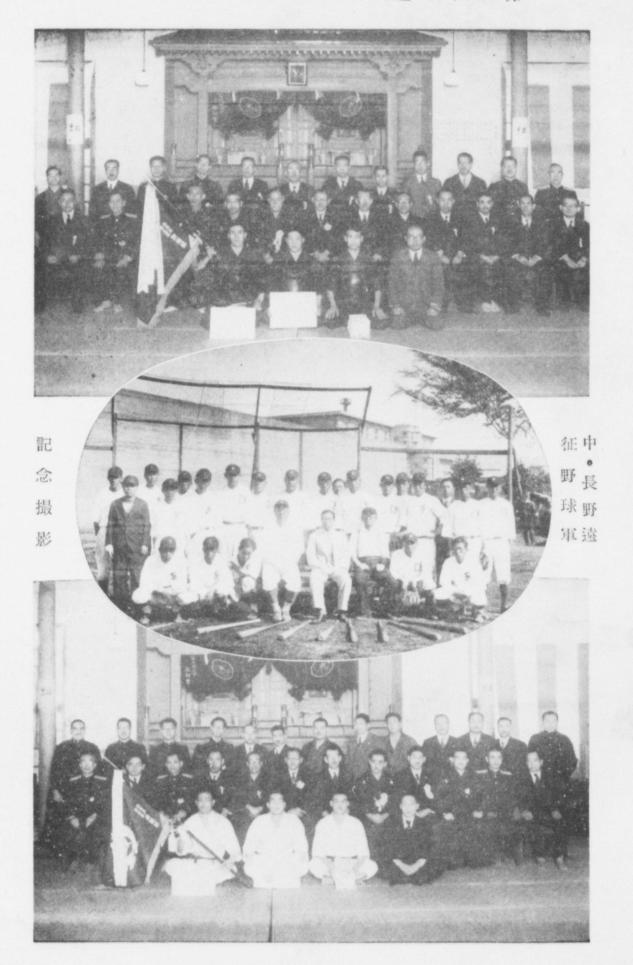




號	一第	號	月	-	卷四十:	五第
「刑務官の歌」置選發表	第一 區 武道大會記	ヨーク州矯正法 (六)	刑務所に於ける社會事業	少年犯罪現象の特異性に付て	新體制と行刑の再認識	年 頭 所 感(卷頭言)
	~o	交	サンホード・ベーツ 六	高橋正巳高	正木亮	金澤次郎

第一子名十二月二十八日日刷紀本昭和十六年一月一日發行 第五十四卷

道柔•下道劍•上念記勝優會大道武 區二第



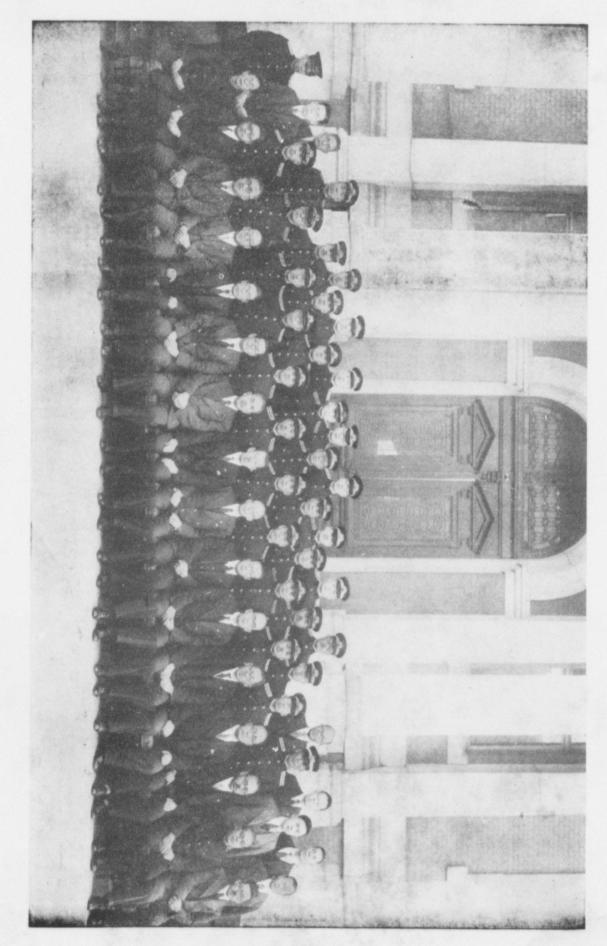
刑

政

第五十四卷

月

號



影撮念記式所閉所習練級高官務刑回六第

言

矯正図書館

頭 所 感

率 1) 皇紀二千六百 皇室の 彌榮を賀し奉る。 一年はここに東亞 の新世紀として輝かし く明 けた。 此の 歲旦、 謹んで 聖壽の萬歳を壽ぎ

つて惟ふに、 0) 1-いよいよ長期戦化 支那事變もすでに五年目の春を迎 光榮を所期して吾人は其の建設的な響の偉大なるを思ふのであ 國民の決 意の一段と强固 ^, 际大 洲動亂の勃發と其の長期戰 なるを要求せられるのであるが 化に 伴 東亞共榮圈 なる國

の確立

5

ふ明日の

心强い らゆる職域に於て實行に移され、 昨年は國家總動 もの が あつ た。 員 態形が特に强化せられたが、 國民各層に亙つて新體制の要請が理解せられ、 現に今年に引機がれて來てゐる。 之に耐えて來た國民の底力と生活ぶり あたらしい局面がいま打開せられるの 大政翼賛· 臣道實践の指 とは眞

行刑界も亦此の數年來あらゆる部 面に於て變貌を來たしてゐたが、 特に昨年に於て其の變貌が自らに 急

である。

のそれとを比較すれば轉た感慨に堪えぬものがあるであらう。 角度となり、 作業は勿論其他一切の分野に相當の變革が齎らされたことを疑へ な 50 事變前の行刑と今日

あり、 れてはならぬ。 乍併さうした形式上及び内容上の兩面に於ける

變化の裡にもなほ變らず動かざる一 「仁愛·懲戒」 即ち、 時流に超絕して、 0) 思想である 行刑の中に流れ存する精神があるのである。 それは、 點の存することを忘 改善思想で

なるものがあるのであるが すめることを誓ひたい。 的なる活動に入ら そして、 本年 は それと同時に、 高度國防化の ねばならな 必然性に伴 行刑界も亦大いに多事 吾人は、 50 既に數多くの企劃が爲されて居り、 ひ國の隅 それらを通じて、 なか なるを豫想せられるのであ らさらに徹底 常に、 一的に舊體制の残滓が拭はれることに 共に、 累犯防遏の これを行刑人に期待する所極めて大 0, 切 方途を確信を以て推しす 0) 模索を拂拭し て積極

は種 和十 なの れることが望まし 六年の行刑の課題に就 0 ものであ が考へら ることは云ふまでもない。 い れるのではあるが 例 へば いてはここに敢へて云はない。 刑務事故である。 しかし、 0 みならず 事故の 刑務事故の 發生が この國家總動員の態形下にあつてはこのことは 件數が ただ、 一時 20 行刑 的 1-數年特に増加し もせよ行刑の が圓滿に其の 一切の 目 た理 的 に向 由に就 作用 つて運用 V

斷じて許さるべきではない。 昨年の事故件數が際立つて多かつた事に就いて特別の戒心と研究とを要求し

これが絶無を本年に期待して止まない。 行刑の 新 態制がまづこ 7 から始められねげならない。

け ともあ ればならぬ。 れ、 國 行刑 の内外に未曾有の多事 人各位に向つて、 私は切に、 を豫想せら 新らたなる意氣と信念と希望とを以て此の年に對處せら n る此の年、 刑界も亦共に大いに多事なるを覺悟しな

れむことを望んで、 歳旦の所感とする。

皇紀二千六百一年一月元旦

澤 次

郎

金

再 認 識

新

正

亮

六 戏 IV III

上本號)

養成

新體制と行刑の再認識 t

三日本精神と外國と大学を

刑教

外國の人道主義との調和となるべき日本精神

次

- 理
- 源
- 勞素人 仕的 觀 念 00 編助確成長保
- 經營 與金制 の合理 度 化 0 編
- 新體制と 犯罪青少年 0 問題

1

- 新 豐 制と人的資 源
- 青 少年 の心 身鍛 錬
- 協 同 精神の助長
- 教育の完成
- 行 刑に於ける優生學的

任

九

- 刑任 務の展
- 行刑の する優生學的任務
- 人類改造に對する行 悪質遺傳素質者に對 寄與

0

上げて行かね そのことは かい 國は今舊來の諸制度を打ち眺めそれに再檢討を加 ひとり大政翼賛會關係者 ばならない」 ○週報第二○八號新體制早 のみの負擔ではなくして B かり へて新たなる建設をなさねばならぬ時代に直面 第三頁) 「政府も國民も一つ ことになったので 心 っつ ある。 體にな つて、 しかしそ 國 のことは決 民が自ら築き した。 T

つたので 中 あ 2 に於てよきは之を殘し惡しきは之を捨ててここに新たなるものを建設せねばならぬ國民的義務 3 力 やうな關係に於てわたくしのやうな刑事政策部面を擔當する學徒も亦その 今まで 5 ですが ある。 あ 3 刑事政 6 のを何 必ず 策の部 しも現 でも根本的 在ある 面は 非常に廣範 に引 6 のを悉く破壞する意味では 0 くり返して、 圍 であるが故 ぶつ壌 に、 して何 de ない たく しは兹には先づ行 」(週報同上同頁)のであ カン しい 部面に付て再檢討 ものを作るのだ 刑の 部 る。 とい 面 を捉へ を負 を加 3 風 擔することにな ~ 舊來 に考 て觀察をとげ ~ 0 3 制度の

て行き度

が悉く ない。 れども、 て行つたとい 米行 抑も今日 て そして氣の 刑文化 見よう 無批判に入れ は孜 さてひ 女營 0) 为 であ ふことを否定する 0 かい × つた 國行 として制度の 早 6 V り返した後の とい 人人はかるが故 刑制 れ たの ふも 度は旣 ではない。 0過言でな 改 ことが 夏に 建設 に七十 に今日 出來な いそ をどうすべきかとい そとには必ず 50 年 0) その み、 閱 50 0) 行刑制度を根本的にひ 歷 その最 點 を持つて居る。 そして歐米文化を注 から言 de が國の習俗が考慮せられ、 もよき例として最も歐米 つても ふことが非常に困難なの そしてその 今日の行刑 入し 0 くり返さね たのでは 七 かい 新 + 體 心醉時 年 あるけれ 6 それを根本として改良が 制 間 ばならぬ ある。 に向 に注 代で 入され は ども、 ねば あつ 加 やうに考 ふるに明治四 ならぬ た發達 た明 その 治 ~ ことに 取 るで 0) 初年 糧 b 進めら は殆 年 あ に付 入 異 らうけ 12 以 來監 た糧 論 h て n

中 心 として行はれ の獄制 たる理由 12 明 治 四 年 として掲げられたるところによれば に於ける小原重哉氏等の調査が基本となつたもので 「明治四年中歐羅巴ノ獄制ニ做ヒ我獄制ラ改正 あるが、 その 調査が香港、 新嘉坡を ス ル =

法に於 二年 を特 かつ 0) テ 改 7 た。 且萬國 に重 良が 0) ラ て歐米 要 如 111 假出 視したるが 人民ノ輻湊 何 島 ス 0) に 而 湯制度 我國 諸 足 テ英國 式が 情 模倣 掟に於て認め 如 ス に付て見るに に立脚すべく意を用 き、 ルト 所 心され易か 轄 よし形式に於て歐化 コ ノ香港、支那、新嘉坡 H ナルニ付其拘禁ノ方法 つたの 6 明治 れたる我國 五年の おられ 0 あ 0 監獄 たかが て、 の制 したる點があるにせよ、 印度地方 之を以 度でも 則以 わか 二基 來歐米のそ る。 て歐米の飜譯制 カハ あ 人種 0 たのであ 必 卽 ち日本 ス共 1 れが 我 宜 國 る。 倣 人卜 根本に於て 丰 人の改過遷善に付て米食を基本とする根 度なり は = 適ス 我國 均 n た。 シク粒食ヲ以 となす ル 傳 は決し 來の ノ議アリ れども 制度であ ことは出 て日 テ性命ヲ保ス _ 20 此 本を離れる 0 0) 之によれ たが 制度 な V 故 は ことがな ル にそ 旣 ば 七 に寛政 0) 當

爲に 正とを前提として讀まるる人人に共鳴を受くるであらうことを信ずる に現 神に立 たく 度を排斥す 各人に 脚 しは せる わが もの 冷靜と公正なる判断 3 今日 とは 0 0) P 行 單 否 刑 なる破 やを檢討し分析する を再認識する 壌で とが 変求され あ に営 つて新體制 b るので 必 先 要が づ行刑諸制度が日本人として更生 0) 趣旨とする ある。 あることを確信す 以下に述 ところで ~ るもの んとするわたくしの提言は恐らく冷静と公 は ない。 T あ そこに る。 せし 5 む ~ 0) 行刑新體制 き根本の 分柝を行 はずして 問題 を確立する 卽 3 日

一行刑の基本となるべき日本精神

るときそこに應報が は犯罪人 對 行はれるのである。 象とする。犯罪人は協同生活の敵であ 然し、 犯罪人に對して應報を行ふことが果して國家にとり 0, 人人は之をにく た。 人人のその にくみしが T 利益なる方法で 體化 され

り刑罰の 教に ある と信ずる者 有害で 力 慘 力 に付 酷 あるとす は 性を排 之を肯 7 は見 定するが 斥 3 して 人は之を否定する。 解 かい 居ることは特 必 反 8 對 一致し に 刑罰 な カン の惨 著名 V 0) 酷なる なる事 有名 刑罰 な 0) 慘酷なる 質 3 ことを人人に知ら であ 17 2 . ことを 1 インリ 知らしめる ッヒ しめることは却 ~ ことによつ ス B 12 " 0 チ て國民の て社 かい その 會 心 教育 般 情 を警戒 を傷け 上の し得る。 見解よ 國 風

にしばらくその 反 す 3 200 1100 歷史的 對 考證をとげ 1. 一観念に 当してわ てみたいと思 が國 30 の精 那 は 何 れを目 標として展開 2 れ 來 0 たで あ 6 5 カン 的 たくし は 弦

認める 旣 つて改過遷善をす 先づ第 に教化主 な ことが 8 i) 0) 是を以 第 にわた 義が 二條 一度悪をなすと雖、 出 T に於て 臉 來 すめ 人の 3 然として 0) いることが 善を匿 6 「人甚だ思き は あ 德 法 る。 太子 律 すことなく、 可能なり 之 5 化 の憲法に の十 を国化 3 6 れ の鮮 七條憲法 T 居たの となされたの することを以て Lo 悪 於ては教化 を見ては 能く教 に於 7 あ て思 る。 であ の大體 必ず ふれば之に從ふし 人に 理 想とされ る。 匡 對す 世 を三寶郎ち佛法僧を敬 - Fo 又 その第六條に於て 3 如 た。 刨 何 50 なる見 今を去ること千 ち聖徳太子 即ちそこに犯罪 解 カン 一悪を懲し 明 ふことに置 0) 憲法 力。 pq に 2 に於て 百年 人に對 れ き之に歸 た 0) 善きを カン 昔 は す 人の 100 に於て 3 知 改善 性: 勸 す 3 3 む b の善なる 可能說 ことに 3 から 國 は古 には te あ

途 0 庶民ニ 至 は 上と宣 ル 明 7 治 **完**年 テ はせら 0) Ŧi. 志ヲ れ 箇條の 、そこに日本 遂ケ 御誓文 人心ヲシテ に於て更に明 人の 俗マ H サラ 特殊なる階級もなく又そとに刑餘 シメンコ カン に 2 n トヲ要ス 10 刨 ち __ 御 とせら 誓文 1n よれ 更 の賤民の認めら ば明 に「舊 治 來 0) 御 陋 親 九 習ヲ破 政 ぬことが 1 於そ 1) 天地 13 明 「官 1

-- .0 -

を刑事政 させ給 罪 ひし跪を履 其 れ な た の處を得ざる 策 のであ りと仰せら 的に拜 解すれば営路者そ 治績を勤めてこそ、 時 れたの は 治 元年三月 T. 殿が罪 ある。 + の處置をあやまり億 なれば 畏く 179 日 始めて天職を奉じて億兆の君たる所に背かざる 0) 6 今日の 明 治天皇の 兆 國威 の中 朕自身骨を勞し心志を苦しめ艱難の 宣布の御宸 一人にても罪の 翰 に 「今般朝政 淵に沈むもの ベレ」 一新の ありとす 時に膺 と宣はせら 先に立ち古列祖の れ ば 天下億 た。 それ

5 ば 为 れ te 罪 世 よ 天 津

は かい 身 0) 生 7 子 ば

更 たくし れて居る せら れ は た御製と對照して大御 明 ことを看過す 治二十 二年二月 ることが出來な + 心が罪人の上 日に發せら S 卽 れ にまで及ん た大日本帝 で 居 法 0) とに感激恐懼せざる 告文を 拜 誦す 3 を得 きそこに又仁愛の な V 0) で

- IO -

ル -世 局 進 運 = 暦リ 人文ノ發 達 = 隨 E 宜 ク

0)

宣せら

ノ遺訓 7 明 徵 = 2 典憲 家 八不基ヲ ラ成 1/2 シ條 鞏固 章 7 昭 八洲民 亦 2 內 生 1 以テ子孫 1 慶 福ヲ增進ス ノ率 由 スル所ト ~ 2 此レ 爲シ外 皆 皇 1 祖皇宗 以 テ 臣 民翼 ノ後裔 賛 貼シ 道 タマ

治ノ洪範ヲ 述 スル ニ外ナラ ス

三遊行

せ

2

メ統

女國

=

2

=

八洲民生の慶福を増進することが 天皇統治の洪範であることを宣明せらるるところに日本精神の大本が日本臣

民 朕が富め 0) 最後の 基調とする日本精 施薬院を設けて孤見、 3 n ---なりしと。 人に ば 仁徳天皇が 對してまでも仁愛の精神を以て臨ませらるるものであるとい 神が確然として認識し得ら そこに救貧事 貧病者を救はせ給ひ 課役を発じ給 業の 根本が ふこと三年 してと、 れるのである 皇室より出 、而して宣ふて、 數ふ れば歴 て居ることを何人かよく否 代の 「君は民を以て本とす、 御仁 德 ふことを拜察し得るのである 决 L T 一再 定し得よう。 1 止まら 民の富めるは な 光明皇后が So そこに 之れ

ば必ず 0) ·V 緒言ではあるけ ナリ かい ス T 亦 明 それ 治五年の 高 是の ル 調さ 獄 四 同 をとり 司 百 情 れ 年 欽テ此意ヲ 監獄則に 0 カン 7 1) ス 居るがそれ 同 入れたる所 普 人ヲ懲戒 人がしか ぜざれ れども 德太子憲法第 早 刨 體シ罪囚ヲ遇ス可 くも ば即ち私 ち私 ス 以のもの その仁愛の精神を基本とし ル所以ニ は 法律化されて居たのであ 日本人にとりては何千年來の血潮である。 ハ何 情 を捨て を以 0) 7 Fi. 大御 シテ 罪 は上述したるが 條に日 て公を妨げ、 人ヲ禁鎖 て大義につ 心を垂れ シ 人ヲ く「私に背き公に向ふは是れ 20 痛苦 させ給ひ き、 2 ス テ之ヲ懲戒セシ 恨起れ ル者二非 る。 の監獄則緒言 如く仁愛の精神がわ _-たるところ決し 旦緩急あ 今日大政翼贅 し反 ば即ち制に ス, 面 に於てわ 刑ヲ用ル るとき公に奉ず は、 4 ル 遠ひ法 1 運動に於て公益優 てイ 所 が國 眠れる血潮を呼び醒す 臣道なり。凡 ギリ 以 ギリス行刑精 れ 1 ナ を害す。 の傳統精 ピヲ得 ら日 ス " 行刑 本人は 獄 3 の精 を輸 サ 1 そ人私 故 人ヲ ル 神であつたが故 ニ出ツ 神は 1 如 神 人 したとい 仁愛 何 の無批判なる取入れ 初章に云ふ上和下睦とは あ なる心構 臣道實 わが れ 國 に過ぎない。 ス ば必ず 日本 1 ル 爲 践 ふ明 である とい 人の ~ × 以 恨あり、 を持ち 治 = = 傳統精 害ヲ除 ふニつ 五年 2 され テ 恨あ 0) To ば私 0) 大君 獄則 ク所 ヲ残 は

— II —

體制

を捨てて公に奉ずるの精神は時にふれ折につけて呼びさまされて居る。

を以て、 て天下泰平の來るべきことを宣せら 各各極言忠正 隆平の基斯に在り。灾異上に消 四 君に事 ふるは、 元正天皇は養老五年正 の志を存すべし」と。 臣子の恒 一道なり。 れたのであ 2, 月文武の庶僚に下 即ち公益優先は臣道の大本にして文武百官がこの心を以て事に當るとき始め 休徴下に叶 當に須らく各々職とする所を勤め、 る。 は ん。宜 詔し給 ひて しく文武の庶僚、 「至公にして、 退食、 今より以去若し風雨 私なきは、 公よりすべ 國士の常風なり。 0

ることが强く求められて居るのである。 奉選するもの のみに非ず、 て、 てやまず兹に資龜 7 四 一五代 を學げ 無狀 **(債及び與ふる者は蔭贖を論ぜず、** なる者は之を貶黜 僅かに T 國內弊損 聖武天皇は天平七年十一月國 賣質 して爾 多 一兩 十年九月 々門を滅すを致す。 を食 亦 人あるのみ。 同じ」と。卽ち今日の經濟統制に於ける利潤追求に對する制限、 百 は姓困乏す。 せん。 天皇不當 宜 或は重契を期 而して或人は虚事を以て聲譽を求め、 しく斯の意を知りて、 然るに濁風蕩々として第四十九代 理然る 違勅の罪に科し、 今より以後宜しく合條に據り以て一倍の過ぐるを得ざらしむべし。若し心 の利を貪るを禁ずるの勅を下して宣はく「頃年百姓競ふて利潤を求め、 司 に下 べからず。今 して、 し給 ひて宣 强 ひて質財を責む。 各々自ら努力すべし」と。そこにも亦滅私奉公の 即ち其の賍を奪ひ、 より以後、 は 「朕卿等を選び、 恪動にして法を奉ずる者は之を褒賞し、 光仁天皇の御代に至 或人は公家に背きて私 未だ幾月をも經ざるに、 以て告げたる人に賜 任じて 私益を捨てて萬民の益 國 司となせり りては百姓私利を追 0 1= 忽然として一 物主に對す

— <u>1</u>2 ——

公益を先きにし私利 に資すべき精神の發揮が既にこのときに明かにせら 0) 利を専にするを禁ずる を滅すべきことを求めら を禁ずる の勅 同三年 韶 同十九年四月 れ た。 一月には國 れたることを忘れてはならな には王臣豪民 司の私營田並 0) 山林を占むるを禁ずるの刺を下し給ひて專ら に墾闢を禁ずるの 50 その 韶を、 後 桓武 叉同年 天皇は延暦二年 には、

0) 神に報ひ奉る して來ると公益優先 べき義 務で 臣道實踐 あ る。 いふことは御歴代の御精神で あり、 日本臣民としては常に拳 々服膺 L て仁

年五月 同アル 宣 せら 二十 二十三年十月三十 モ、 地方 たことと對 要ス 日 フ重任 地方官會議を ル 三其 -比して如何に公益を先きにすべきかを御宸念遊されたかを拜察す 居 歸 日 ヲ 開くの勅語に於て 親シ -ク民情 治天皇の下 ₽, 専ラ衆庶 7 知 ル し給へる教育勅語に 0 「朕經國治民ノ易カラサ ノ爲ニ公ヲ圖ラハ則チ斯會ヤ國家無疆 誠ニ能ク同心協力シ、 進 ンテ公益ヲ廣 事緒多端ナル ルヲ思ヒ、 メ世務ヲ開 深ク公論衆議 七, るに餘 ノ幸福 務テ 其ノ急ヲ先 ヲ開 りが 丰 三望 とある。 ク あ ノ始 ムコ x 1 v 嘗て タラ ア 1)0

る。 かい な 20110 50 その は以上 たく れ た 0) 多くの 大精神 0) 皇室に於 考證に於て 次 にその を基調 度の あ カン 點に關する研究をつづけ として明 せられ ることを看 わが國二千六百年の歴史を通じて觀察するとき二つの大精神が瞭然とさ 治 3 初年以來外國の 仁愛の御精 過してはなら 神であり、 てみよう。 文化が な いっか 吸收 その二は臣民が之に答 かい 行刑制 されたのであ 度の HI る。 特にこ この大精神に合致 へ奉るべき滅私奉公の精 の點の明 90 さる れ したればこそ 3 べきも で あ 0)

一 日本精神と外國の人道主義との調和

3 と教育學 こととなった。 ンリ た。 N 日 とり日 " そしてその極致は十六世紀末葉より十 j. 4 神 本のみ のこの主張とはその は ~ L ス カン 而して、 タロッチーが に存立すべき く二千六百年の經過に於て上の仁愛精神 その人道主 教育學の上より人道主義に於て高 後に於て ものとは限ら 義は世の弱者例 人類文化の糧となった。 七世紀初葉にかけてのオランダであつたとい な い。キリ へば ス 病者、 ト教の を形造 乞食、 調 發達は延ひて泰西路 り下の滅私奉公の精神を形造つた。 されるとこ 老幼、 ろの慘虐排斥を主張したが 罪囚の上に深き同情と憐憫とをも 國に所謂人道主義を普及 はれる。 その後ョ しかしこの ハン・ハ 人道主義 たら しめ

- I4 -

心と頭 を避 7 b. えず に導かんとす 4 け 0 とに作用することが崇高 ス て 「頑固 慈愛に 正しく 0) テ との調 制度文 居たの ル ダムに於て使用せられたるかの名句 な人々よ!云ふこと勿 よつて導からとする泰西精神は上述したるが如く早 心と頭に作用 であ 和として認むべきなので るものなり、 又その後に於ける制 る。 その精 することが崇高な善い教育の本質である。 な善 余の手は嚴格なり を外國 V れ、そはとつちめる制裁法規無くては出來ない 立法 に學ぶ必 ある。 度文物は決して無批判なる輸入として見るべきにあらず の本質である」 と雖餘の心は親切なり」とい 「怖るる勿 要は毫末もなか とい れ!餘 ふペスタロ は汝 < つたけれども恰 より 一般にあまり民 0) 歷代 ッチー 恶行 ふ精神は全く宗教的慈悲心 に復讐せ 天皇の の叫び も學 50 一般に 御 は 衆を打たな びたるが如 h 精 教育學の奥義で とする者 神とし あ のまり子供 てわが いで絶 して寧ろ日本精 に非 取 す 國に 0) えず を打 あ つた。 あら T られ 寧ろ 正しく は深 たな は た 汝 1 慘 れ

遇すべし」とい る プ 次歐洲 ことになつた 之を監獄制度 大戰後 獄則 ふ規定が出 にドイツに自由 1 付 汲み入れら て見れ ば明 來 て、 n た。 刑 治五年の監獄則 それに基いて桎梏の罰や暗室罰 執行に關する原則が そしてそれ等の中には色々 は 香 港 出來てその第四十九條に F. ク 1 1) なる囚 ヤ監獄則 などが廢止されて教育的 人保護の規定が設け たをとり 入 「拘禁者を嚴肅、 れ た。 現 6 0) 行監獄法には 處置 れ た。 公正に且人らしく が非常なる改善を 一九二三年即ち第 九〇二年 處 0)

且 をな ことが 道 主義的原則 人 その たる 翌年即 命ぜら 0) 且 價值 つその性格及び ちー n Humanitätsprinzip た。 Menschen würde 九二四 卽 ち勞働 年 慣習の特徴にして再 + 月 改善法第六條に 十六日 を減ずる 5 にソ ふことが高 か の目的に出 「勞働改 1 犯を避くるに資すべ 工 1 調 され 善所に於ける拘禁者の拘禁に付ては、 H づることを得ずし 2 T て犯人に對する有害な、 に勞働改善法 きもの と規定し を助長す カン 出 來てそこでも亦ド た。 べし。 さうして無用 而し 之に對して適當なる感 て、 な虐待 1 肉體 " と同 を除去す 的 痛苦を科 じやうに べき

0) カン 暌 强 0) 0 やう 要で 人道 き かい 仁愛精 政 な歴史的な人道主義的發展に付てわ あ フ 主 0) ラ は 1-所印 之に反して 宣言 ス革命 と同 常に暴虐 じ思想に立脚することである。 され に於け たやう の後に於て發達し D かい る に、 仁愛の 人權 人道 宣言が 精 主 神 は たる思想であ 義 ル たくしは之を二様に觀察することが出來る。 常に はわ 1 Œ が仁愛の 0) 暴虐 そしてその二はそのことの發展の動因が異ることで 天皇 一の大御 0 0) 精神 後に爲 た。 心の 暗 と同じきも 3 黒時代の後に 發露で れ 7 ので げ あ b 1 於 は 工 より下 . あるが外國 けるアル H 3 卽 へ の バ + ちそ 0) ス宗教 のそ 慈で 人道 0) れ 國に は あ は 主 る 常に下 人道 義 的 ことは歴史 人道 ある。 原 主 より上 主 かい 卽 0) 丧 " 0) ち 內

制

再認識

たが、 その に非常なる異 b がある 0) で る

され 明 治 して、 0 たことは の監獄則 として 御仁慈に基く施設の完璧を期 決し 人道 7 明治四 一再 主義 1 止まらな + と調和 一年の監獄法及びその せしめら So L し最後の一 かしそ たるに外ならない れ 人と雖日本國民とし は外國の如 後屢々發 布された監獄法令に於て諸外國 0) べく今日の である。 行 T 更 刑制度を社政 生 せし 8 h なり とす として 3 0) 意圖の 人道 上 主義的施設 に要 下 1= 求 より る かい に

故 を得ること 1 行 制度 刑 の新體制 の攝取を排斥し或は外 は難 5 を確立 せ んと欲する場合に仁 國 資料 0) とり 愛 入 0) れを非難す 精 神 た人道 3 人あ 主義とのこの りとす れ んばその 調和 0) 關係 人 は 到底、 を討究する 刑 ことな 對す る 眞 0) 7 徒

几 神 と行 刑

16 -

を以 ちき て奉公し奉る 從 億 1 ふとの 兆 6 ところに行 X ~ も其の處 大御 た如く聖徳太子憲法第二條に べき日 心を行刑の上より拜 刑 0) 大使 を 本國民に導くことにあるのみである。 得ざる 命が 時は あ 3 0) 皆
朕が罪なり」 察し奉れば行刑 To ある 「人甚だ悪 の向ふべきところ只 と仰 きも 0) せられ 換言す た。 能く 12 民 ば、 を愛すること子の ふれ 罪囚と雖之を改善教化以 力 やうな日本國 ば之に 3. 民に 如 く而し 導き 得る教 之を教 明 治 天皇 0) 育方法 前に ふれ

5 T かるや否やに 然ら しばさやう 付 な 大使命 て檢討をとげる必要がある。 を果す ~ き行刑教 育法 先 は如何なる づ de たくし 1 は 0) 行 を用 刑 教 \$ 育れば ば 前 0 提をなして居る S 力 0 今 日の 旣 成教 ところの今日 育法は そ 0) 0) 累 目

度及び自 治制 度に付てその是非を判斷し て置き度い と思

愼 學者の言をその 重に研 九二九 が累進制 究 して遅く 年 0) プ ままわ 無用 H V いはないの ヤ を論ずる者が出た。湛しきに至りては累進制 が制度に 行刑累進處遇合が である あ てはめよう 竟に失敗なりとして撤廢せられたることに端を發してわ とさへ主張する者も出たが を以ておしや L. カン しか べり行 れわ 刑で n は あると非難 之を日本的 が國の 實務家 な立場 たド 1 " 0) 0) 中

今日 めら めら 體の 來よ 謝恩 九 n 0) が無益な 50 た。 今 務官吏に 0) カ H 觀念 惡性 昭 行 0) 0) 刑 和 乏しきに に伴 八年に を解 おしやべり行 刑に於てその かくの如き教育方法を課したるところに過 任 消するに ふところの不自然性が 心とい 教育行 あると斷定し度 ふ様々 刑なり 目 必要なる明朗性が注入された。 刑の大地として累進制が誕生し 的とする教育 な義務思想が として排斥す So 緩和された。 指導力乏し 0 最 要求された。之れだけ る人 6 舉 はそれ き指導者を有する行 が 日本人として らざる最 一大な信 そして最 は自 た。 そこに 大の 6 任 更生する。 があ の要件 後に日本人として絶對 導者とし 理 は教育 山 0 刑に於て は を目 70 何 爲に 上極め 0) T か。 カン 0) 標 として ŧ 地 b 必要なる協 V わか 位. 7 づく たくしはそれ to 重 地棄し らな 與 要 んぞ教 へら 必要なる なる被教 同 to te 動 育 3 -C 作 to 18 育者の 5 とい 期 1= 居 刑 過ぎ 待す 3 官吏そ 0) ふものが 希望が な に拘らず 0) So 奉 公 記 否 自

達 4 6 近 の行 れ 3 刑は累進制 0) 構外作 と爲 した。 業と累進制とを無關係なるも に見きり 然し凡そ教育 to つけて構外作 5 \$ 業とい のは 0) 力 の如く誤解して專ら ふ勤勞奉仕的 P 5 に非 組 織的 な事 業に なも 軍 ので 國 0) 回 はな L 爲に構外 10 S そこに於て 力。 作 やう 業 を激 な非 勵 ころ 組 織的 7 精 な激 訓 かい 練が 屬 役 VI.

論を讀まるる多くの行刑官の中にその感を深くせらるる者勘からざることを信する。 位より没落せしめて一介の請負業者に化せしめたのである。 的には感激を見ることが出來るがその感激は永續的ではない。かやうな發案者は自らを教育者的・指導者的地 行刑の浮沈之より大なるはなく、 事實わた くしのこの小

り之を訓練して今日最も重要視せられつつある生産人的資源の養成に向ふ必要があると思ふ。そして此の際に於 なるのである。 まることなく真に教育指導の能力を養ひ同時に囚 爲に行刑官吏の再教育を試みなけれ の得たる知識に基き真 ても非常時局に さやうな點から歸納して新體制としての行刑に於ては再び構外作業主義より人各々の技能に應じたる作業主義 の職業訓練所を確立し大に技能の養成に當るべきである。 僻遠の地に死生を超越せしめ盡忠奉國の は又自ら に日 選ぶべき方法もあるのである。 本人として更生せしめるときわが行刑に仁愛の精神即ち畏くも ばなら ない。 しかし、 人の爲めの眞の師表たる人格を養成する必要がある。 感激を發揮せしめること誠に行刑の採るべき途であるにはし その再教育は今日の如く只高級吏員養成の爲の再教育に止 而して、 行刑の大地としての累進制を真に運用するが 大御心に奉じ奉ることに カン くして、 に T

成であるといこことを知らねばならない 刑務官吏たるものよろしくわが國仁愛精神の眞髓を把握し、 之に基いて行刑教育の徹底に邁進して こそ行刑使命の

五 行刑教育の再編成

個の人間として作り上げらるるところの行刑は正にそれ全體が教育であることに異論の 行刑は全體が教育である。戒護も作業も教誨も保健もその總でが教育である。 總ての作用が綜合されて兹に囚人が ある 筈はない。 しかし兹

れども にわ のではない たくしの の日本 今日行はれて屆る教誨教育が果して囚人教育として妥當なるものであるや否や、 5 人を作る方法として通當なるも ふ行刑教育は監獄法第六章教育及び教育の範圍に於て論ずるものであつてその範圍は極め のなりや否やを檢討することを目的とするが故に問題は決 又從來行はれ來つた教育方法 して小さ て狭 V

て自ら再犯が防がれ國家は自ら救済せらるると認められたものであつた。 の判斷力を養ふに 偖從來の教誨教育は如 教師は只教育技術を追ふのみであつた。 あり、 **教育は文字算數を數えて智力を養ふにあり、** 何なる目 的の下に行はれたかに付き觀察するに、 かくして善良なる個人となり得ればそれによつ されば教誨師は動もすれば宗教的の技術に 先づ教誨は信仰心を喚起し之によつて善悪

として舊套の墨守である。 きかに付て二、 認識より始めて國家協同生活に完全適應することに向はなければならぬのである。 れども今日の教育はかくの如き技術的教育のみを以て滿足すべきではない。國民の教育は先づ國家に對する 轉囘せんとする理由 三の提案を試みたいと思ふ。 わたくしは玆に人間改造を目的とす も實に兹に發して居るのである。 かくの如き今日の教育時代に於てひとり行刑教育は依然 べき行刑教育がこの新體制下 今日 の小學校教育制が近く に於て如何に展開さるべ 、國民學

--- 19 ----

1 國體の再認識

葦原の千 五百秋の瑞穂國 天壤と與に窮りなかるべし は、 これ吾が子孫の王たるべきの 地台 なり。 宜 爾皇孫就て治らせい 行矣。 資ま の 隆か

新體制と行刑の再認識

の天孫降臨の 神勅とそ誠に國體の礎であ つて而もその御 統治たるや威壓によらず て徳に基き給 ひし と畏

治 天皇教育 勅 語に宣 は せらるる通り で あ る。 即ち

「我力皇 祖皇宗國 ヲ肇 4 ル コ ト宏遠ニ 德 ヲ 樹 ייו ル コト 深 厚 ナ 1) 我 カ 臣民克ク 忠 = 克 ク孝 = 億兆 心 ヲ ----2 テ 世世 颐

ノ美ヲ濟 せ ル ハ之レ 力國體

誠をあ によつ T ンが國家は道徳で であ に之を形 カン ると仰 て極めて せら はすところ 式化し せられ れ た。 明瞭にされて居るが て實權を下に移さんとする時代が に日本 そして上は民を子の あ た。 ると言つた。 肇國以 國 體 來 の精華がある その 天皇が 明 言たるや 治 如 天皇は上 く愛撫せら 我 ことを かい 國 我 民 一が徳を樹 あ 明 が 道徳の淵 つた。 國 かにせさせ給ふたので n に於 權力に代はるに徳を以て治 明 源 T 7 臣 は誠 で 治天皇國威宣布の御宸翰に 民が之に對 あら 1 世 6 大君則道德であ るる し奉り あ る。 2 とが しか て克く しめされたこと 6 しこの嚴乎た 5 忠に、 於て宣はせ せら に 明 3 力 克く 3 1= 12 5 5 る事 とがそれ T 孝 上 n 1 述 7 實に對 歷史 億 兆 3 的 1-心 考 1 ブ L 7 0) 0 ラ

を以 に考 て天 朝廷の て、 ふるに 下に 絕 尊 えて赤 重 中 立は古 葉朝政衰 h 子の情を知ること能はざる様計り成 へに P へて 倍せしが如くに より、 武家權を專らにし、 て、 朝威 は倍々衰 t, 表に朝 遂に億兆の ^, 上下相離るる 廷を推 尊し 君 たる て、 こと霄壌の如 6, 實 唯た名 は敬し 0) て是を遠ざけ みに Lo カン 成 り果て、 かる形勢にて 其が 兆

上を敬 と仰 かせられ して た。 政 即ち 0) 實 を自己に移さ 幕 府的政 権に 對 h とするが する强き御 如きことを考 V ましめで へる あ 0 もの た。 今次大政翼贅會 かい 一人でもあ りとす 0) 中 n 核 ばそれ 1= 居 0 こそわが ---黨を 國 樹 體 T. ~ 0) 7

要が づわれら 反 一系ノ天皇之ヲ統治 刑 **込逆であ** 人の 忠孝の觀念は事實上わ に日 0) あ b たる人 祖 る。 先 本 る。 の日 歴史の 6 が さて然らばそれ 如 あ 本人的血潮をたぎらせてそれ 人に對して B 何に皇室の御慈 1) れ 普及を闘 为 同 ス te 時にその __ は は先づ第 れ等國 とい 00 が爲 るべきであると思ふ。 3 幕府的 御精 には行刑 しみに浴し、 國 民 の血潮で 體 一にその非なること、 神に對 を徹底 存在の 上如 らの人 する日本國 あ しその徹底 な 之に奉じ奉りしかを明 何なる指導を爲すべきであるか。 る。 V 朝 殊 延を中 人を導 にその 力 民 L その 0) かねば たる 心とし ながら國 忠義の觀念が國體構成 日本歴史は 非行が 心に立脚して なら てそこに憲法第 民 かにす 82 0) わたくしが 皇祖皇宗の遺訓に背き奉ることを 0) 中に 6 る必要が その 忠孝 あ る。 わたくしはその點に關 血 0) 0) 上述し來つ そ 観念を宣揚しなけ 潮の混濁を認むるとき 條に揚げら あるの ---0) 2 意味に於て 0) To 要素であ た歴代の ある。 るる 國憲を 「大日 仁愛の 3 れ 御遺徳を顯揚し ばなら V 知 て先づ今日 de 本 精神が日 ふことを らし んじ 帝國 れ 为 な 8 れ V 1 3 國法 は 世

善に導くことは容易 0 1. B 0) しは無批判なる信仰、 める to 囚 ことが出來る。 人指導にあ なる わざに非ることを知 づか よろしく 6 理窟の許され 83 らる 刑 3 務官吏に 必 な つて居る。 要 い宗教に共鳴することは があ 對 して先づわ わが國體の認識、 思 3 たく しの 出 提案 之に基く 來な を實施 50 そし 日 せら 本教育は實に顯然 T れ さや て更にそれ 5 なことに たる事質の上 0) 1 つて 人に 人 to

6

しめることは

今日

否今後に於

ても必要なる教育

法であると知ら

ねばなら

な

V

任觀と協同精 との養

かい 體を真に 認識 共に日本人とし て更生せしめ るが ために はそ 0) 人をし て責任觀念の 强 V 人間 仕 V. T な H

行

to 一にする 2 V \$ ことは要するに日本 て教育勅語に於て炳乎として明 人として 協同 生活 かにされ をなし得るところの心 て居る如く「億兆 を持ち得る 心ヲ -シ 中 うに なけ す n ることで ばな

れ 等教育を受けた者の によつて 來の 行刑教育 殊に責 5 類 0 的責任觀乃 任精神超我的 原 を見るにそ 因 中に道徳犯罪が を救ひ 至日本人的責任觀を沒却して居るに外 な精神 得ることになることは決 n は只 年々增 を忘るるときば智育が 個 人の 智育と 加 L 高等教育 V 3. 2 して否定が出來な 却 1= を受け つて 重き 犯罪の ならな た者の を置 き 中に 過ぎて 原因となる場 So S け れども 居 想犯罪 た。 合が が 华 個 面に於 人の 續 出す あ b 智育 得 T 3 は智育 3 を發達 7 0) V で .3. に偏重 せしめ 現 あ 象は る。 して精 最近 全く責 n ば

2 あ りとす とが やう 眞 な責任 0) T n ばその 敎 V ざとな 育であ 觀を沒却し は行刑 3 れ ば日 只 その を談じ教育を語る資格はない。 本人として たる者に對し 心 要な 死 3 82 方法とし て智育のみを ることの出 T 知 育とい 一來る、 投けそれ 今日の行刑はかくの そ ふものが して日 を以て改過遷善 あり得るのであ 本人同士手を取り合ふことの 如く 可 能 小ざか な る。 h と確 今日の き物識 信し又 行刑にはその は斷 出 b 人間を 來る人間 定す 3 6 る 本 0)

題が

は

き違

6

れ

T

居る

ので

は

ない

か

と思

\$.

居る。 责任 來許され 遂行 特 别 遇合第 ヲ誓約 0) なか 情 0 セ 二十六條に な シムベ た交談を許し き限 シ 檢身 「進級シタ と規定 及居 て却 房 搜檢 0 L てその ル者 T 色 te 行 太 = な責任 交談が卑猥に流れ 對 は 82 2 テ 2 とを 心 1 其 to 定め 全う 1 所屬階級 L T たり無秩序 たと認め得 反つ -於 T 囚 少 になら 人に責 ~ ル き具 處 遇 任觀 體的 ノ内容 82 P な場合 5 to 7 目 12 各各の 開 醒 を定め 8 亦 シ各自 責任 め T T 居る。 ノ負擔 を る。 8 叉 T ~

るの は ---は 定 囚人たち 0 場所を無戒護 にその信任に答 0) ま」 に遊步せしめ、 へるが爲に責任心を誘起することが 或 は第一級とも なれば檢身、 出來るで 居 あ 房搜檢、 らうと信じたからであ 整頓等を全部囚 人に ま カン せ T

而 7 者が さうとす あ T n 心を喚起する れ賢哲官に任ず るであ せら ば そしてネ 有名になつて居るかの か 同憲法 でら落伍 る目 な 事 るるに足る 新 0) 提 らう 大小とな 第 松幹であ IJ 八 故に 下 か たー なけ 本 が 把持す 0 當 無事に歸還 に一群 n るか 古 6 行刑 最近 部 の教 れ ば、 0) 0) ば 隊が 聖世 を得 頒音則ち起り 3 に於て らであ たら 卿 の行刑に責任心 到 育 底實行 以 映畫 彼 百 なのであ しめねば 上 は れ 僚 0) L ば必ず 刑務 る。 は先づ教誨師教 信 た 「格子なき牢獄」 早. 官 出 任 ----場面が 官吏 そし 0 る。 來る に答へて歸還し 朝 爲に以 治まり ならない 、姦者官に在れば し晏く退け のその てその責 b 6 Verantwortungsgefühl ある。 ので かい 累進制 T 時緩急となく賢に遇 はな 。聖德太子憲法第七條に「人各各任 師 人 人を得るに付 な水め それは丁度 任觀念を喚起 0) は勿論總 で王事監 50 0 たその事 中 上 でイヴ 今日の 述の責 人の T きことな 0) 實が て聖 モッ オンヌがネリとい し得 刑務官吏に果してこの 任觀念誘起方法 爲に官を 刑務官吏を 德太子憲法 映畫化され 1 が高調されて居るが 1 れ ば自 ば自 オス 終日 求 して らに ボ 8 ら寛なり。 ず 盡き難 0) 70 1 1___ 自 協同精神が は全 5 ものとも考 2 ふ逃走少女囚を自由 己反省世 あり 20 が囚 の條文を千 くこの 6 此に因 行 人の イヴ 知 掌ること宜しく濫 刑當 是を以て るも そ しめ 養ひ得ら 1 へられ ---才 隊 れ ヴォ 誦 2 局 0) は先づ て國家 萬讀す て實 は全く行 ヌの を率 少なれな 遲 3 2 が 践 れ 如 X ねて に監外に り、克く念ひ 朝 るの 躬行 永久にして社 き信念を持 ~ 刑の 遠足し 专 間 之こそ實に す 才 れ n 6 0 以 6 ス 大 改造 ば急に ある あ T ボ な る 囚 1 た際 ~

逮ばず なくしてどう 則 く退かば必ず事盡きじ」と。之官東百萬に對する責 て、 25 こべきであ 人が責任心を喚起し得よう。 行刑當局 は先づこの點を全國 任心の要求である。 刑務官吏に機して之を斷行し五萬 殊に刑務官吏この責任を果すこ

n 之に對 ばなら の責 任、 な して囚 工場 Vo 前して、 の責任、 人の 生活に對 教場 各人 の責任違反なきことを以 の責任等 T は例 を定めてその全體生活 ~ ば監區全體 0) て假釋放に關する第 責 任 の責任が 外 作 業 部隊 ----人の無責任 1 一條件とな 對 して より は す 更 1 必 破壊され 一要が 小隊 ある。 te 82 組 やうに 織 して 組 そ 織 0) 小隊全 なけ

何 0 所屬 之を要約 0) 等の農園 中 げるその 0 協 0) 同體を正し はさむ とい す 同 熱心さを各囚人の心の 體 ば今日 2 ふやうな協同體 ~ n が囚 きはな V 協同體にそだて上げしめるところに 行 刑組 人の責任觀、犠牲心、協 50 織 及びその運營の中に 彼等が釋放後に於ても堂々 への愛好が乏し 上に培ふべ きであ So 同精神によつてだんだんに正義の協同體にも 協 は協 る。 同體への愛好心を養い、 间 とその協同體に屬して居たことを誇るに足るべきもの 日 體 本人として更生せし ~ の愛好が乏し So その協同體 むる教育 即ち do れ等の監區わ の奥儀が ^ り上げら 0) 愛好 心を基礎としてそ あ れ等 れ 3 て行 0) である。 0) T. くことに

公益優先觀念の喚起

は總ての職域に於て考へねばならぬ當面の問題である。 ては公益優先とい 0) F 於 て は ふことが何であるか、 公益優先とい ふ觀念が高調せら そしてその觀念に對して日本人としてどんな態度をとるべきかといふこと れ、 そして着々とて實践に移され て居る。 故に 今日 0) 日

て取扱は V 6 るのであ する以 當な 今日 も今 る。 るるだけにそこに 日 ことではなくむ 上そこには當然に自 かい 0) 國 7 問題として公益とは之が經濟上に立脚 に於て ガ 4. ス 經 濟犯罪が ミス しろその は對立觀念として私益とい 0) 曲 經 「見えざる手」に導か 續生しつつ あ 湾の思想が認められ 利潤追求に 制限を加 る所以 して居ることはい 利益の は實 れて以 ふ觀念か嚴存することに異論はない。 へることの方が國民生活を毀損するも にそこにあるのである。 來經濟 あくなき追求が真理として認めら 人の ふまでも 血潮と化して居る利潤の追求の ない。 そしてそ さて私益といふ觀念が嚴 0) れが n 2 なければならなく L 經濟 T 原則 非難を受け 上 0 問 は何 題とし

その 人として この經 指導原理として今日與 更生せ 濟 人の統制經 しめ うとする教育の 湾 へ反抗と反抗 ~ 6 れて居る 立場に立 を抑壓せんとする當局の立場と何 0) が 所謂公益優先の つ者は その 原 何 理なので れをとる れが あ べきやを決 正しく、 定して 而 L 置く必要が T D れらの ある 如 く囚 0) 6 人 あ to 30 日

といふことをわ 今日公益優先とい 公益優 、亞共榮 ける 先 公盆 とい は かい 今 が 0) のみ 日 ふ觀念は 建 來る Hil. ふ觀念を以て共産主義思想の表現であ 設も考 が經 を無 ば のである。 れ 濟活動 視し て居る公益優先 「公益優先なのでは ~ 得ら わが の基 るる 5 の生活 慣 調たり得る ことになる 習と傳 5 0) 原理としての公益優先が國民を支配するやうになつてこそ支那事變 ふ原則を なく寧ろ公 統とを蹂 のであ ŧ 0) 到 · C. るが如 盆そ L あ 力》 て純 < 0 唯 て、 0) 物的な叫 く非難 然たる經濟的見解より 6 そこには最早 0) される場合が 個 びとは考へ と全體 との 「利益ではなくか な 利益とが機構 あ 主張 る。 V 0 しか 人の する場合 L V ふが かる生活 的 そ ~ 如 0) は公盆 75 今日 0) 難 12 たる 0) V 先 あ は

新體制と

と行

され第三に 制限 追求 カン る私益追 を無制 を甘受 限に 求 ふことが生活の原理であるとすると國民はその協同生活 なけ は却つて國を破る基であると考へらるるやうになつたので の統制を受けそして第四に配給の統制をすら受けね な し得ることに國富を増し國力の强大があると考へられ れ ばなら なくなるのであ る。 第 ---に人 人はその技術を解放する必要が起る。 ばなら の完璧を期するが爲に經濟上に於ける て居たのが あ なくなるのである。 今日の高度國防國家に於 自由經濟に於て 第二に營利 心 V を統 は 3

て來たので 必要なる公益優先 に向 德太子憲法 3. ことを以て 第 0) 五條に 原則に服從しないわけは 臣道なりと信 「私に背き公に向ふは是れ臣道なり」 念するに至 ないのである。 つて居る。 かやうなわが國民性に於て現 そこに經濟學者の所謂新經濟倫理觀が國民的に要望され と規定されて以來、 在わが高度國 日 本臣 民は常に私 防國家に於て 利 を捨てて 國

國民自らの ことは出來 技術家はその技術を獨 國民 は需要を最少限度にとどめ 實に强力であ hit ぬのである。 びとして擡頭 b 得るのであ 占することなく國 せしむる 必要が た方が る。 か あ やうな國民倫理觀を法律の力や官憲の權力によつ 家 いいだらう。 るが へ之を奉還するが カン やう 等 々の事柄 な國民倫 よか らうら 理 を國民が進んで國家の 0) 教育を今日 實業家は利潤を最低限で滿足するが 0) 日本人教育か 爲に遂行するに至るとき國 て質現 ら絶對に せし むることな 閑 却 す 3

る必要が たく あると思ふ はさやうな意味に於て今日の 行刑をこの公益優先の原則 經濟倫理觀の問題に立脚して再檢討し且 再編

働時間を非常に尊重す 通じて國家へ との三つの づ第一に 作業の U) 奉仕が出來ることに 觀念を完全に意識し働か 方面囚に於て人に對して材料の尊重といふ觀念を極度に向上せしめることである。 る觀念を養ふべきで なるので ある。 むるに於てはそこに刑罰勞働より國家へ あ 第三に國家に役立つ技能を熟達する の勞働の觀念がわき起り、 ٤ V ふ觀念を養成す 第二にその ~ で

獨立精神 の養

要求したのである。 神養成に邁進して居らな の問題 人に獨立 てであ は從來 0) つた。 精神を養ふべきことが特に高調されたのはか D その後に於てソヴ た そ くしが繰返し主張して居るところである。 So れに よれ わたくしはその意味に於て之を新體制の問題として取り ば囚人は自己の手に於てまかなふと同時に犯罪被害者への 工 1 17 シ ヤの法律 6 0) エンリ F 然るに今日 1 ッのそれ = フ 6 0) 何れも囚 行刑は依然として決し 1 0) 上げることにするのである 一九二一年の 人の自立性を涵養すべ 賠償 をも果 て囚 9 IJ すべ 人の P 刑法豫備 きことを き

す るもの であ てある 必要もなく而 健康で ば從來の監獄 力 とい ある も衣食が與 ふことは敢て説明するまでもない。 人人が嫌勞怠惰をこととしながら猶且衣食を與へら は乞丐根性を養ふところの監獄であつ へられるので ある。 病弱者が かやうな狀態に放任して果して行刑に教育性あり 國家の た。 ---定 保護を受くる 刑期 るるとい 0 間 賠 償も ふ矛盾がどれほど人間をスポ ことは當然で 出 す必要が あるけ な ども 叉 V T を與 1 勤 ル

T

特に監獄の傳統を打破

しなけ

ればならぬと思ふのであ

3

定したことであつたが

さて

何故に特に囚

人の

獨立精神養

一成が

强調

せら

れ

るの

6

あ

6

5

力。

D

たく

しはその

點

認識

矯正図書館

0 6 今次新 n 事 て居る。 認 識 な いで自 を高 之は本當 調 の問題が起つ 分で働 て居るのであ き自 0 日 分のの 本人であ 7 V 力で食 3 る以 な指 ~ T 上 行 働 導 いて食 力 格 5 言 ではない が宣 ベヤ 傳 うではないかとい 世 かといふことである。 6 れ 始 8 た。 2 ふことで 0) 中 1-謂 57 はば あ る。 あ 日本人教育に關する指導方針 働 6 か 5 つと詳 7 細に V 3. V 旬 ば他人に かい 宣 世

3 あるとか ら食 と考 0) ふペス 新 ね 體制の指導 くり上 ばなら B 或は戒護が行刑の " げることに邁進 な チー 50 格 言を本氣に取 0) 新體 所 謂額に汗して 制 生命であるとか に於ては往年 しなければなら b 入 れ 自 る必 ら食ふことの 繰 V 要が 返されて居たやうに教育は教、 ふやう \$2 あ 人間をつく る。 な馬鹿げ 出來る その 爲 人 1) た職域争ひをする 1-間に仕立てなけ 上げるにはどう は當局 は 誨の職 P は b とき 作業 域であるとか ればならぬ してもその ではな 7 5 ふも 0) 人間 50 で 0) あ 行 行刑 をして を教育 刑 の根幹は衛生 は 全體とな 自 0) 骨格で ら働 V T

しとさ 人間 0) を造るに カン れる 的 ふに とす な さうする為に 行 るならば、 6 あ 刑 b, ば今日 0) 目 殊に今日の如 的 0) は その者に對して本當の 如 人間の改造に 行刑當局はこの際是非とも根本の < P はり く生産人的資源の缺乏の 作業收益は あるか 又監獄費 人川 之を國庫に としての働きと生活方法とを與へ 0) 問題 歸屬 時代に技能と勤勉とをか 節約にあるかを比較考量する せしめるがよから を解決する必要があ 50 ね備える人間を造ることが真の けれ ねばならぬ 作業賞 必要が じも、 あるが、 現金の 荷 のである。 < 問題がそ 6 若 行刑 し後者が の目的が れ .C. 行 重 あ

赤ん坊に歩めとい その生活に要する とを稱して獨立生活 その T 0) 働 酬 を與 きと生活方法とは何 ふに均 衣食の資金を支拂 へ然る後に之に對 5 ふのであ しく 求めて能ふことが出來な る。 カン して被 ~ 今日の 5 そ れ ふことは易 害賠償を果 は 如くその方法をとざして而して獨立獨行の精 彼 かい 働 V して清白 50 So た時 今日 自 間 己の所得に基 と量とに應じてそ 0) 0) 行 心 気になれ 刑は卽ちそれである いて自 と命ず n ら住 1= 對 ることは み、 する 着、 神 報 を堅持 易 西州 食す を受け得 So そ せよ ることの出來る 0) 2 報 酬を與 V 2 ふことは 0 7

故に若し新體制 刑當局は斷乎 に即應 7 この問題 して真に行刑を人的資源養成に用ゐ東亞共榮圈 を解決し て置かねばなら 82 0) 建設に役立 1 人間 を作 0 出 2

資源に今日 得るとして支拂 へば國庫 の國家が に歸屬す 如何に盆 3. べき賃金總額に於てをやであ ~ き作業收益二千餘萬 するで あ 65 カン とい 圓が今日の國家豫算に於て ふことは想像にあ る。 之に反し彼等を獨立 まりがあるので 如 何に少 一し得る 額 ある。 人間 に過 1= ぎて 仕 居ることか 立 て得た場合にそ 沉 h 0) 8 人

ねばなら 日の 行 刑 のであ は最早 收益を目標とする時代ではなく人を得なけ ればならぬ時 代であ る。 施設 も教育 6 皆そ 2 1-[n] 1)

Cr たくしは 之を要するに今日 そして日 0) 本人とし 0 T て第 行 刑 自活出來るやうなさらい 1 に責 は人間 任團體を作 改造とい 0. 3. 大 その團體を基點とし 目 ふ責任學校制を作つて貰ひたいと思ふのである 的 を達 成する為に て國體 あ る教 観念の 育組 織 再認識を導き、 かい 必要とされる ことに 義男奉公の な 3 念を養 かい D

少年犯罪現象の特異性に付て

0

高 橋 正

E

- 少年犯に於ける環境的原因
- 少年犯に特有なる素質的原因
- -少年犯に於ける季節と犯罪と 0)
- 少年犯の犯行日の觀察

して、司法保護事業の将來の發展に備へることも、必ずしも無用ではないであらう。 のである。 我が少年法が施行されてから昨年末を以て弦に滿十八年を經過し、今や少年法も其の少年時代を脱せんとしてゐる この際に於て過去十八箇年間に於ける少年法施行の實績を統計的に檢討し、 少年犯罪現象の特異性を省察

刊行された「少年保護統計」(京と略記す)及び「第四囘事業報告」 少年犯罪に關する統計的資料としては、昭和八年少年法施行滿十年に際して東京、 (以下單に「大)があり、 大阪兩少年審判所からそれぞれ 又多摩少年院からは「多摩少年

出し(第二輯以下は)、瀨戸少年院でも昭和九年以來每年「瀨戸少年院要覽」なる小冊子を印行してゐる。倘最近に至り 兹に少年犯罪に闘する統計も亦一般に公開されることになったのである。 る。併し此等は何れも非公刊冊子である憾があつたが、 司法省保護課からは「司法保護統計集」 調査資料」(以下單に「調査)を出して居り、又浪速少年院でも昭和四年に「浪速少年院の教養」第一輯(速」と略記す)を 院の十年」 (原」と略記す)と題する報告が作成されてゐる。 (以下單に「統計集」と略記す)及び「司法保護月報」(降每月一回刊行)が出 昨年春に至り「司法保護事業年鑑」(鑑」と略記す)が刊行され 此 の他、多摩少年院では昭和二年以來年々「少年に闘する T

としたのである。固より少年犯罪の現象形態は啻に時間的關係のみならず、 であるが に於けると全く異つた形相を呈することを明かにし、之を少年犯罪に特有なる原因的要素によって、 原因論の方面に於ては之を環境的原因と素質的原因とに二分し、其の各々に付て少年に特有なる因子乃至動機の有無 人犯罪現象と比較しつつい原因論及び現象論の二方面から少年犯罪の特殊性を實證しようと試みたものである。先づ 本稿は此等の資料を基礎として少年犯罪現象を觀察し、 本稿は差し當り時間的發現相の一面を考察するに止まるものである。 次いで現象論の方面に於ては少年犯罪の時間的發現形態(特に季節との關係)を觀察して、其が成人犯罪 之を刑事・行刑兩統計年報(「行刑」と略記す)に現はれた成 其の他多くの方面より之を觀察し得るの 一應理解しよう

年犯に於ける環境的原因

で 環境的條件が少年犯罪に對して成人犯罪に對するよりも 、今ここに更めて贅する迄もない事である。 1 -ここには環境一般の問題殊に政治經濟的變動の影響如何の 一層顯著なる影響を及ぼすことは諸學者の夙に注意した所

30 ---

二三の生育環境を成人犯と比較して觀察するに過ぎないのである。 き多義的な問題には立ち入らずに 之には残念乍ら充分の資料がない 唯主として少年犯に付き注意される

犯罪家庭・都會田舎等の關係を研究し、之を多數の學者の研究結果と比較してゐる。 少年犯罪現象は其が全く本質的に外界要素によつて支配されることを示すものである」と言つてゐる、倘 Gruble (Die Krim Psych. Bd. 11 (1914-18), Aschaffenburg (Das Verbrechen und seine Bekämpfung, 1923, S. 127, 139ff.) は經濟的困窮の影響は最先に少年 Ursachen der jugendlichen Verwahrlosung und Kriminalität, S. 59 ff. S. 230 ff.) は少年犯に於ける私生見・孤兒 の増加となつて現はれると言ひ、Jacobsohn (Die Kriminalität der Jugendlichen und ihre Verhütung, Monschr. S. 577 ff. besond. S. 590 ff.) は世界大戦の少年犯に及ぼす影響を論じて 「戦時の 犯罪

甚だ明瞭である。(二) 少年犯に關する東京・大阪兩少年審判所の統計と一般受刑者に關する行刑統計年報とを比較すれば、 (1) 私生兒率 = 先づ第一に注意されるのは、少年犯に於ては成人犯に比し私生兒が甚だ多いことである。この事實は 左表に見る如

- 32 **---**

ZSI O O O O O O O O O O O O O O O O O O	五.0%	1000 N	10.2%	九·中%	10.20%	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	-=· ±·%	** ** %	計	
0. 11.	1.0%	0.2%	五 三 %	Æ.	× %	五. 五. 0/0	25 25 0/0	= · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	子	庶
= · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	29.0%	0000	36. %	258 0/0	五. 六 0/0	五.七%	*· 0%	*· M %	生見	私
昭和八年乃至	昭和和三七年	万至昭和二年 昭	年昭和十二國二	年昭和十一國一	全昭和十年國年	全昭和九年	大 阪 大 阪 人	東 東 京 京	別及處	生生
五年平均)	犯(各一	成人		犯		年	少		時犯別	1

右の如く大正十二年乃至昭和七年の十年平均に於ては少年犯中の私生兒率 (阪の平均)は正に成人犯の二倍に近く、

との間には五・三%對三・五%の相違がある。 庶子率は四倍を超えてゐたのである。最近に於ては私生兒率の差は著るしく少くなったが、 それでも少年犯と成人犯

院收容見に付て比較すべきであらう。いま全國少年院收容見中の私生見・庶子の%を見れば、左表の如くであつて、 三 成人受刑者に於けるものの二、三倍に及び、 併し成人犯受刑者中の私生兒率と全少年犯中に於ける私生兒率とを比較するのは必ずしも正確ではない。 殊に庶子率に於ては十倍にも過ぎてゐるのである。 寧ろ少年

14.2%		14.0%	= : : %	一七三%	₹: %	計
10.2%		#		10:2%	#\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	庶子
# . %		# 9% 9%	** = 0/0	六 五 %	* . 7 %	私生兒
均	平	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	

___ 33 ___

もなく私生見の不遇なる環境を物語るものであつて、 であつて、 とする説は必ずしも妥賞ではないであらう。へ五し の如くなるを以て、少年犯中に於ける私生見。庶子の率は成人犯に於けるものの數倍に該るものと推測されるの 之を常人中の私生兒率に比すれば恐らく十數倍にも上るものと想像される。(四) この事實は謂 私生見がその生來的素質に於て公生見よりも劣等なる為である ふまで

「東京」二二頁、「大阪」四三頁、「統計集」昭和九年──一年、「年鑑 年の数字を掲げ得なかつた。 」五二四頁、「行刑」昭和二年一一一頁、 「統計集」 昭和八年度を缺いてゐる為に同

数字に付ては van Dühren, Kriminalstatistik der Jugendlichen 1925 und 1926 Ztschr. f. d. 數字に付ては van Dühren, Kriminalstatistik der Jugendlichen 1925 und 1926 Ztschr. f. d. g. StrRW. Bd. 49, Sj。 過の少年犯中の私生見率も我が國と大差なく大體に於て五、六%を占める如くである。 一九二五年乃至一九三〇

11)

等参照。 Die Kriminalität der Jugendlichen in Berlin in den Jahren 1928, 1929 u. 1930, Ztshr. f. d. g. Str.RW. Bd. 52, 267, Poelchau, Kriminalstatistik der Jugendlichen 1927 u. 1928, Zischr. f. d. g. StrRW. Bd. 51, S.97; Elsa von Liszt, Berlin in den Jahren 1928, 1929 u. 1930, Zishr. f. d. g. Str.RW. Bd. 52, S.265,

- Marina Fragina Marina 關係又は內緣關係より生れた者を除けば、眞正の私生見は一三・三%あつた。 即ち我が國の少年院兒に於ける教育院兒に付て調査した所によれば、純形式的意味に於ける私生兒は二五。七%あり、この中から認知された が、大體に於て少年犯(特に少女犯)中の私生兒率は成人犯に於けるよりも多い如くである。倘グルーレ氏究に付ては Gruhle, a. a. O. S. 59ff. に詳しい。諸學者の調査の結果は最低七。五%より最高四二%に至る大僧統計集」昭和九年。十年各四一頁、同十一年一〇六頁、「年鑑」 五四四頁参照。倘少年犯中に於ける私生 造かに高率を算するのである。 氏自 差 があ 0)
- 四 van Dühren, a. a. O. はこの點に關し否定的見解を述べてゐる。 五年 してゐない缺陷がある。Mayr, Statistik und Gesellschaftslehre, Bd. 3, S. 147 によれば私生見の六三・四%は出生後不良少年中の私生見率が特に高いものとは云ひ得ないと説いてゐる。 併し彼は私生見の認知率及び死亡率を深く考慮中の私生見出生率はそれぞれ八・九%、九・〇%、 九・一%である。されば認知による私生見の減少を考慮しても、 過ぎないであらう。加ふるに同害一五八頁によればプロイセンに於ける出生一年内の私生見の死亡率は實に公生見の 二%、一九二六年には六・〇%を算するに對し、 ないであらう。從つて少年犯中の私生兒率は獨逸に於ても一般少年に於けるものの約三倍に當るも 私生見出生率はそれぞれ八。九%、九。〇%、九。一%である。されば認知による私生見の減少を考慮しても、 (三五%) に垂とするのである。されば一九二五年頃の十五蔵前後の一般少年 に認知せられ るのであり、之によつて見れば少年期に至つても尚認知せられざる者は出生私生見の三分の一に この頃の少年の出生年に當る一九〇八年乃至一九一〇年の 即ち獨選の少年犯甲の私生兒率は一九二五年には四 中の私生見率は恐らく二%に満た のと推算され 一般 人口

--- 34 ----

五) Gruhle, a. a. O. S. 230ff. besond: S. 238 参照。

②養育關係=次に少年犯に於て父母の愛育を受けない者が多いことも顯著な事實である。先づ孤兒率に付 少年犯一般に付ては據るべき統計を有しないが、 少年院見に付ては若干の資料がある。 即ち昭和七年までの多摩 て見る

少年院の調査資料及び昭和四年の 浪速少年院の調査によれば、 實父母の存否關係は次表の 如くである。

質父母共になし	實母のみ存す	質父のみ存す	實父母共に存す	父母の存否	少年院別
======================================	14:3%	1111-12/00 14-14111	=: **/%	院者(入院時)	浪速少年院在
110.图%	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	六:三%	114.11%	昭和四年	多摩少
110.0%	元:10%	1 m · m/o	14.4%	昭和五年	年院新
#u 0/0	元·三%	111.400	E0.0%	昭和六年	入院者へ
11:1-12/0	云六%		11 · 12 · 12 · 12 · 12 · 12 · 12 · 12 ·	昭和七年	(行為時)

母)を缺く者であつて、 0 である。 右の く兩親共に存する者は少年院兒の大約三〇%に過ぎず、 少年の正常なる社會的發育に付て父母 (特に母) 残りの七○%は父母共になきか又は其の一方 の愛育が如 何に必要なるかを思はしめるも

0) まで父母の存否を推測し得るからである。 臆 加 に止め の如き多數の孤兒率は一般 くである。 る外ばない。之に反し成人犯との比較は或る程度まで可能である。即ち生育境遇の統計によつて或る程度 (L) 少年に付ては到底認められな いま東京*大阪兩審判所の統計を成人受刑者に關する統計と對比すれ いてととは忠ふが、 差し當り據 るべき資料が な い故 ば次 に唯

少年犯罪現象の特異性に付

四:六%	至:= %	31. 129 0/0	至.4%	₩. = 0/0	母	N
10.1%	10.11%	m·0%	= 0/0	= 5%	父	货
***************************************	10.1%	= 5/2	1.4%	%	繼父母	M
四六、至 0/0	50.八%	公 : 1 %	四. 7%	至: 1%	父母	實
阪 (上同)	東京(松正十二一) 大	同十二年	昭 同和 七三 年年	一大 昭正十二 年年	者	考育
犯	少年	- 平均)	犯 (五年	成人	少年	1

なるに對し、 ぼすかを知るのである。 なるに對し、少年犯は其の五分の二にも足らない低率である。之によつても生育環境が如何に少年に莫大な影響を及の割合は少年犯に於て實に一般受刑者の三倍乃至十倍に及び、他方實父母の愛育を受けた者の率は成人犯の約八五% 右表によって見れば父母の一方を缺くと推定される者(即ち實織父母又は質父若は實母の一方のみに養はるる者)。

- 36 ---

次表に見る如くである。< ハ ○ 少年犯に於ては父母のない者の多いことと共に、 亦家庭外に在る者の多いことも顯著な事實であつて、其の割合

内 住 所 不 定)右 奉 公 中	犯行時家庭外に在りし者	年 度 址 域 別	1
1	_1_	天·题%	京	二年
			大	昭和七
1	1	六五・八%	阪	年平均
三元%	四六·五0%	六·三%	昭和九年	
			同	全
= = 0/0	五	六五	十年	
% = - %	% 医三、头%	%	一同十一年	國
二.4%	₩ = 0/0	· 一%	同十二年	

ることは無意味に近いが、併し少年犯の半數近くまでが奉公中の者であることは注目すべき現象である。 右の如く少年犯の大約六五%は家庭外に在つて犯罪の危險に陷るものである。事情の相違から之を成人犯と比較す

みを失つた者二○%、母のみを失つた者一六・二%、計四三・八%。──尙獨逸の一般の少年犯に付ては一層低率で ン强制教育院見中の孤見率は次の如く、我が國よりは稍少い。——即ち十五蔵までに父母を失つた者七・六%、 「浪速」一輯一九頁、「調查資料」三輯五三頁、 ある。例へば を三群に分けたものの平均しの Poelchau, a, a. O. S. 97 によれば、全國七三市に於ける少年犯中の孤兒率は次表の如くである(都市 同六韓四九頁による。Gruhle, a. a. O. S. 90 によればフレーインゲ 父の

11m·4%	= 1,0%	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	#. - - - - - - -	三六%	一九二八年
÷ 50/0	一一一	· 班 0/0	= : %		一九二七年
計	別離	父母共になし	母なし	父なし	

van Dühren, a. a. O., E. v. Liszt, a. a. O. 橡配。

- t 最近の統計には「父母の存否」に關する調査を缺く故に其の数を示し得ない。 「行刑」昭和二年一一〇頁、同昭和七年一〇三頁、同昭和一二年一〇二頁、「東京」三四頁、 「大阪」五五頁による。
- 1 は下述四「少年犯の犯行日」の項を参照。 「東京」三五頁、「大阪」五二頁、「統計集」昭和九一一一年、「年鑑」五二三頁による。尚少年犯の職業別 に付て

が、 れば次表の如くである。へれ 囚人中の戶主たる者に付て家族數の統計が存する故に、之を大阪少年審判所の昭和六、 同胞數 一一次に注意される點は少年犯に於て同胞數が多いことである。成人犯に於ては同胞數の調査を缺いてゐる 七兩年度の調査と對比す

157

年犯罪現象の特異性に付

111.0%	4.4%	*:0%	七人以上
ニカル・カルの人の	一六:三%	#. = 0/0	五人叉は六人
10·4%	三大·七%	ニャ・ス%	三人叉は四人
六·於	四九.0%	五0.八%	二人以下
昭和六、七兩年平均	昭和八一三年平均	昭和三—七年平均	成
少年犯(大阪のみ)	犯(囚人·戶主)	成人	同胞数(少年犯)

に父母、 は多産困窮の家庭に育つ少年に於て不良化の危險が大なることを示すものであらう。 に於て同胞數が五人以上を算する者が正に五 族數以下であると豫想される。然るに成人犯に於て五人以上の家族を有する者が二五%に滿たないのに對し、少年犯 少年犯の年配に於ては其の 右表によつて成 孫、 妻等を含んで居り、 人犯と少年犯とを嚴密に比較することは不 同胞は多くは同一家内に在るものと考へられる故に、 加ふるに相當年配の戸主でない限りその家族数は比較的に少いのが常である。 ○%以上に及 んでゐることは注意すべき現象たるを失はない。恐らく之 可能である。 家族中に 少年犯の同胞數 は戸 主 の子の全部を含まざると共 は大體に於て其の家 ___ 38 ___

V 「行刑」 族数の調査も發見しなかった。 昭和七年一三一頁、同昭和一二年一三一頁、「大阪」五 八頁、 この他には少年犯に闘す る同胞数の 調査も家

較して見れば次表の知くである。(一〇) 環境 的原因統計=少年の犯罪行爲の 原 因 0) 中から環境的な項目をとり出して、 之を成人犯の犯罪原因率と比

		1.0%	*: 3%	八六%	₽.0%	八:%	= : %	元 %	浪	浮
0:=%	0:=%	0.11%	= · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	= : : %	= 31. %	= ; ; , , , , , , , , , , , , , , , , ,	= .7.9%	= %	惑	誘
0.1%	0 %	0.17%	五十分%	4:2%	15 % %	₩ 0%	25 0/0	· = %	樂	娛
0. %	0.11%	0 主%	* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	##. 195 0/0	* - %	四 八 %	4· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	# 3 E	不良	交友
0.02%	0.04%	0.0%%	= : 5%	= %	 %	= 0%	三 六 %	- 3	督	無監
0.11%	0·=%	0.11%		- %	=	= : # 9/0	KA O O O	= 0/0	缺陷	家庭
	三. 班0%	= = 0%		= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	三 元 %	三 五 0/0	₹. ∴ 0/0	79 3E 0/0	困	貧
1-=年	十七年	昭和三年	同二二年	同一年	同一〇年	昭和九年	大阪	東京	/	別
昭和八年	昭和三年	大正一三年		國	全		平 昭 均和	七大正年二二	及處	原因
(各五年平均)	犯(各五	成人		犯	1.	年	13		和知	李

想されるにも拘はらず、兩者間に殆ど言困の痛苦を感ずることは到底大人の比で 平均の三・七%よりも少い)。 直接的に犯罪原因となる割合は成人犯に於けるよりも却 されるにも拘はらず、 微弱であることを示す 並 した如 く少年犯 中に 雨者間に殆ど言ふに足る程の差違がないことは、 ŧ は貧困なる環境に育 藍し少年の多くは父兄の ので あらう。 はないの 更に少年犯の環境依存性を最も端的に表現するもの つ者が多 0 あ 扶養を受け又は他人の家に奉公寄食してゐる故に、 る。 つて少いかに見えるのである(少 いと考へられるのであるが、 3 れば貧 国の犯 少年の環境に對する抵抗力が大人より 因率 は成人犯より 併し右表によって見れば貧困 安甲の七数字平均に於ける貧田 っは遙かに は 「家庭缺陷」 少 自身に於ては三・四 に困めの原 かるべしと豫 も遙

監督」「浮浪」「交友不良」「誘惑」「娛樂」等の環境的要素の犯罪原因力が、 成人犯に於けるものの十倍乃至五

倍の高率に及んでゐるといふ事質でる。 (一○)「東京」一九頁二○頁、「大阪」七三頁、「統計集」昭和九一一一年、「年鑑」五三三頁、「刑 年各四二表、同昭和六年四五表、同昭和一二年要旨五七頁及び本表七〇八頁、同昭和 六頁及び本表六○二頁、同大正一三年─昭和二年各三七表、同昭和七年要旨五五頁及び本表六四七頁、 八一一一年各四七表による。 事」昭和三年要旨 同昭和 Ŧī.

獨・貧困の家庭に生育し、早くより質父母の愛育を離れ、 て、統計的數字によつても亦この間の消息を明かにし得るのである。されば少年犯罪の研究も、 いふ様な生活環境は、 以上 環境要素を重要視するに非ざれば、 (1)乃至(4)に述べた如き諸條件即ち私生見なること、 少年犯罪に於て成人犯罪に於けるよりも遙かに重大なる犯罪發生的意義を有するものであ 殆ど何等の成果も擧げ得ないと考へられる。 或は他人の家に轉々し或は出奔して浮浪者の仲間に入ると 孤見なること、 同胞數多きこと、從つて亦放縱。鰥寡。孤 少年犯の保護善導

一少年犯に特有なる素質的原因

能・體質・思春期的性状の三つに分つて、少年犯に關する統計的資料を考察しよう。 も體質乃至性格に於ても著るしく常人に劣るでもあらう。<一つ 併し之は成人犯に付ても同様に謂ひ得ることであ 次に素質的原因の方面に於ても少年犯に特有なものが存在すると考へられる。固より少年犯罪者は其の智能に於 特に少年犯的素質因として注意すべきものは、思春期的な心身狀態であらうと思ふ。以下に於ては智

2 Gruhle, a. a. O. S. 198, 173ff. によれば强制教育兒の四五%は平均以下の智能を有し、又體質性格的異常者は五五% に及んでゐるといふ。

1 Exner, a. a. O. S. 228ff. によれば犯罪者と普通人との間に於ける智能程度。性格型等の差は甚だ僅少であり、 此等と

者・性格異常者 Psychpatische が常人に於けるよりも遙かに多いことを認め、智能・衝動・性格異常の結合形態の如 何によって犯罪的危險性の有無を判定し得べしとしてゐる。 犯罪との關係を明かにするのは容易でないと說く。 併し彼も亦犯罪者殊に常應犯 Zustandsverbrecher に於て智能低級

の如くであつて、 |智能程度=司法保護統計集 (四十年) 及び司法保護事業年鑑 (五二)によれば、全國の保護少年の智能程度は次表 智能普通なる者が絕對多數を占めてゐるが、 尚且つ劣等者が三○%以上の多きに上つてゐる。

0.170		0.0	0 10	(20)		1	1
0 150		0.16	0.1%	0.3%	O. 15.	神異常	精
0.=%		0.11%	0:=%	0. 1%	O: 31. %	痴	白
= :%		110-11%	三 · 元 %	= .7%	= .7%	等	劣
☆ 		六六·九%	六四:九0/0	六四・七%	大三・九%	通	学
= 4%		= 0%	= %	= : 5%	= :%	良	優
均	平	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	能 年 次	智

- 41 ---

によれば魯鈍・痴愚者のみで既に三〇%を超え、又大阪少年審判所の報告によれば智能劣等者の率は實に八七%を超 示す一資料たるを失はぬであ 象·檢查方法 脅鈍・痴愚者のみにても正に五○%に垂としてゐるのである。○一三 も右の數字は智能普通者の範圍を比較的に寛かに解してゐる如く考へられるのであつて、多摩少年院の智能調査 ・智能標準等の相違に歸すべきではあるが、 らう。 それにしても少年犯の智能狀態が著るしく低度なることを 斯の如き比率の大差は恐らくは

少年犯罪現象の特異性に付て

110

年犯罪現象の特異性に付て

E 「調査資料」一一六輯(四輯を缺く)によれば各年度新度容者中の鲁鈍・痴愚者の率は次表の如くである。

estimate in administrative density production of control of the design of control of the design of control of the design of the
en en et ment montante stenstett et ander en et en et en
ecompositive expression countries and per version of the countries of the
THE PROPERTY OF THE PROPERTY O
eargest statements your demander you additional study for make strong and designating out to be an interest.
International contractions for contractions of the contract of the code distribution of the Code of th
THE COLUMN TWO COLUMN TO SELECT THE COLUMN TWO COLUMN TO COLUMN THE COLUMN TWO COLUMN THE COLUMN TWO COLUMN THE COLUMN TH
THE CASE AND THE COMMENT OF THE CASE AND THE
and the regarded of the particle shall want to the property of the particle of
Company of the Court states - special section and contract states
E. SEAS SALVES STATE - 400 SECURITY - 10. CHARLES
The same of the sa
CHARL MAN CALL ABSENDED ASSAULT OF THE CONTRACT OF THE CONTRAC
THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE OWNER.
STATES AND DAY ARRESTS
Partie Company or Parties
-
1
-
1
1
1
-
1
1
1
-
-
1
1
1
1
-
1
-
-
-
-
1
-
1
1
1
-

で又 ある。 一大阪 八 四頁によれば大正十二年乃至昭和七年 0) に於て檢査した一 八 ti. 七人 0 保護少年 0) 智能程度は次

-
智能程度
優
秀
涯
常
劣
等
最劣等
鲁
鈍
痴
思
自
痴

生活年 報告に 0) き調 よれば精神年齢と生活年 との比較によつて、或る程度まで正常者との相違を窺ひ得るのである。 査は凡て少年犯 のみに關する 節との比較は左表の通りである(「大阪」八五頁、「浪」。 4 のであ b. 普通 の少 年との比較研究を缺 即ち大阪少年審判所と浪速少年院と く憾はあるが、

____ 42 ____

九人	= =	一九九人	_	調査總人以
九六、三%	= := %	% = % = %	五六%	十五歲以上
= %	大六%	10.2%	Ju pe	十四歲以下
生活年齡	精神年龄	節 生活年齡	精神年於	ÿ
院(昭和四年)	浪速少年	所(昭和三十七年)	大阪少年審判	The state of the s

下に該るのである。 五七%を算する。 も多く、 の如く生活年齢は殆ど全部 略五三%を占め、 **尙右表中には掲げなかつたが、** 又浪速少年院の收容見に付ては精神年齢の 十五歲 以上 なるにも拘はらず、 大阪少年審判所の調査によれば精神年齢の七歳乃至十歳の者が最 精神年齢は少年犯の八〇%又は九〇%に於て十四歲以 九、 +=; 十四歳の者が最も多く、 合せて

の如くである(四、一五年六七表、昭和二年七〇表、三、四年七一表、五十七年六九表)の如くである(「多華」五八、五九頁、「行刑」大正一二年七三表、一三年七六表、一)。多摩少年院に於ける教育成績の調査を、之と同時期に於ける成人受刑者(十八歳)に對する教育成績と比較すれば次表 つ劣るものとは謂ひ得ないであらう。殘念乍らこの點に付ても統計上完全な比較を試みることは不可能ではあるが 斯の如 く少年犯は智能に於て著るしく常人よりも劣 つてゐると考へられるが、 併 し之を以て成人犯に比しても尚

1.2%	三元元	NSI . 4. 9%	= ~ %	= %	11.0%	八:4%	PS	出監時	青刑
0.1.%	14.0%	76 179 0/0	254 	四.少%	- PS	= : A 0/0	i	Parti	受人原
₩·0%	天. 垂. %	F. := %	三六%	125 125 0/0	0:於%	0: = %	000	院	发 兒
0%	₹ .7%	= : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	%	36 to 1	%	E 0/0		院	完年
中學上級	中學下學及	同六年	同 元 年	回四年	同三年	同二年	琴無 常筆 年及	力程	學

學課教育を受ける音 くである。 表によって見れば、 固より習得力の旺 は 充分な小學教育を受けなかつた者に限るでもあらうが、 入院當初の學力に於ても又學習能力に於ても、 んな少年と記憶力等の劣る成人とを比較することは適當ではなく、又成人受刑者の中で 少年院見が遙かに成人受刑者を凌いでゐる如 併し之と同時に著るしく年齢の進んだ

年犯罪現象の特異性に付て

受刑者と目しても宜 能劣等に して教育の効果を期待し得ぬ如き者を撰ぶ譯はないのであるから、 いと思ふ。 先づ以て普通の能力を有する

な と目される場合は左表の如く甚だ僅少であつて、 されば智能低級なることは一般の犯罪者に共通な現象であるにしても、 のであ 又縱令常人に比し著るしく智能が劣るにもせよ、精神薄弱其の他の精神缺陷が少年犯罪 多く問題とするに足らぬのである。 決して少年犯に特有な現象である 0 原因である とは 謂

	0;4%	- %	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	=.0%	- - - %		罪 原 因 率 犯
同一二年	同一一年	同一〇年	昭和九年	大阪	京	東	
	國	全		和七年平均	二年一昭	大正一	

--- 44 ----

中で特に注意す 體質 四 及性格=次に體質乃至性格に於て少年犯に特有なものがあるであらうか。最近の統計によるに少年犯の病歴 とと素質的犯罪原因とは何等特別の關係に立つものではないことを明かにしてゐる(Gruhle, a. a. O. S. 213 等参照)。「東京」一九頁、「大阪」七三頁、「統計集」昭和九―一一年、「年鑑」五三三頁。倘グルーレ氏も智能劣等なるこ べきものは脳神經系疾患と遺尿症とであつて、 其の%は左表の如くである(「年鑑」五二一頁による)。

179 0/0	#. #. %	*.0%	五 := 1/0	=- p%	遺尿病
₩ = 0/0	PS := 0/0	· #L	× %	#·0%	腦神經系疾患
平均	同二年	同一年	同一〇年	昭和九年	

疾患は寧ろ少すぎる感がある。併し之は調査の不充分な爲と解されるのであって、大阪少年審判所の 八三頁)其の%は遙かに多く、 5 0 に於ける腦 點 に付ても 神經系患者の數は年末在監人員の正に一二。〇%に及んで居り、之に比すれば少年犯中の腦神經系 成人犯と直接比較すべき材料 腦神經系疾患—一二。九%、 はないが、 一般受刑者の罹病統計に付て見るに、最近五ヶ年平 遺尿症ー一〇・五%を算するのである。 <u>五</u> 調査によれば 均 八昭

性格異常者を見るのであつて、 性格的異常が伴はれる場合に於ては多大の犯罪的危險を生ずるのである。 斯の 如き疾病が單なる身體的異常に止まる限りに於ては、 機質的異常は精神的異常をも伴つてゐると考へられる(頁、「調査」 大なる犯罪發生的意義を有しないであらうが、併し之に 現に少年院兒中には左表の如く甚だ多數の 一一一四百、

								CONTRACTOR OF CHANGE, COST MINISTER CONTRACTOR		PYCKER TEKNISH SEMIONE PROPERTY PARTY CONTINUES IN STOLEN
	- III	1		壳·九%	met.	元、八%		表· 1%	10.至%(昭和三)	遺尿症者
	表·二%	*1.0%		五十六%	五.	% %		☆三・玉%	111:0%	異常性格者
同	同六年	五. 年	同	四年	同	年	同	昭和二年	和-	
	容者中)	分新收	院	年		摩少		多	浪速少年院	

はて | 爾本少年院の調査結果に多大の差異が存するのは異常性格及び遺尿の定義に T は詳細は不明であるが、 • 纖弱型 (以上第三群)を含んで居り、 (以上第一群)乖離型・癲癇型・躁病型・鬱病型・ヒステリー型 を除外した)。 多摩少年院に於て性格異常者(精神變質者)と稱するものの中には、 右の外多摩少年院の調査によれば齒列不正 又遺尿症とは七歳以上に至つても尚遺尿の止まらかつた者を指すのである(世 •聽力障碍 •頭痛持 • 異味嗜好 • 衂血癖 以上 相違が 第二群)、 ある爲であらう。 腦病後遺性·頭部外傷 放逸型。與奮型。輕佻 浪速少年院に 度昭 に和

少年犯罪現象の特異性に付

第· 接言等の體質的 又は生理的な異常も毎年大體二〇%前後に於て認められてゐるのである。 此等の異常(特に其の結合狀態) と犯罪との

なく、 と犯罪との關係も未だ明確なる結論には達してゐないのであり、〈一六〉 かの因果關係が存在することを推測せしめるものではあるが、併し前述の如く之は決して少年犯に特有なる現象では 様に多數の素質的異常が少年犯に付て認められることは、 恐らく犯罪一般に共通な研究問題であらうと思ふ。尚又クレッチメル以來諸學者の注意を惹いた體格・性格型 而して現在のところ少年犯に付き此の點を考察するに充分な資料も存在しないので 少年犯に特有なる性格型乃至體格型の に何等

も豫想せられ得ない。 (二五) ゲルーレは獨逸の一○五人の强制教育兒に付て二九人即ち二七・六%に於て遺尿症を認め、この大牛(一八・一%) は現在も尙遺尿症を存してゐた。而して心理的異常と遺尿症とは必ずしも一科するものではないが、 遺尿症患者中

八人は性格異常者であり、倘三人は智能低級者であると認められる (Gruhle, a. a. O. S. 158ff.)。

Mezger, Kriminalpolitik, 1933, S. 95ff.; Exner, a. a. O. S. 242f. 参照

犯罪に於けると異つた素質的原因が存在するとすれば、それは少年期に特有な、寧ろ常態的とも云ふべき思春期性狀 に求められねばならない。ヒーリー氏はかかる少年期に特有な過渡期的精神狀態を次の八種に分類してゐる。(一七) し之は成人犯に付ても同程度又はそれ以上に於て認みられる如く考へられる。それにも拘はらず少年犯罪に於て成人 ③思春期的性狀=上述の如く少年犯中には智能・性格及び體質に於て異常なる者が多數に存在するのであるが、 この種の平常者的な少年心理が、果して何程に於て少年犯罪の原因となるかに付ては、 |思想及び感情(個性)の易變性、2)心身の倦怠、 (8) 空想性。 他方之に應する自制力乃至は思慮の不足とが少年的な犯罪心理の特徴を成すものではなからうか かかる細別が適當なりや否やは別として、 (3)衝動の過大、 要するに思春期に特有なる心身各方面の活動力 (4)自制力の過小、 (5) 强情、 特別に之を證すべき資料を (6) 過度の敏感、 (7)自 ___ 46 ___

成人犯のそれと比較すれば次表の如くである(れてゐない故に「痴情」と「嫉妬」とを合せたものを以て之に當てた。)。 有 せぬ 0) であるが 少年犯罪の原因統計 によつても其の一斑を窺知し得る如くである。即ち少年犯罪の 內發的 原因

出來心	智	利欲	怠惰	怨恨	憤怒	遊蕩	性欲	娱 樂 (祸)	虚	559	原战時處	多巴罗列
= K9 .7. %	べた%	150 000 000	1:4%	0.35%	%	= %	0;5%	₩ = %	== = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	東京	大正三年—昭	
	10.11%	= : %	= 0%	0.11.00	= := %	3F.	11.0%	* - %	1251 - 341. 0/0	大阪	和七年平均	少
六:三%	10.11%	##. 	1:5%	0/0	=- == %	£. 0%		12EI 0%	m·0%	昭和九年		年
1六:六%	10:4%	1七.六%	0.20%	0.124	= - %	#i.	%	+5 %	= 19/0/0	同一〇年	全	
	九 五 0/0	14.4%	= %	0.37.	<u>₹</u> %	%	= %	七八%	= · = 0/0	同一年	國	犯
35. 0/0	= - %	10.4%	0.4%	0.平00	= :	P59 %	 %	₹. - - - - - -	三 10%	同一二年		
= : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	五 五 分 0 0	三%	= %	- <u>:</u> %	#	₩·0%	1.0%	% 5% 5%	0.11%	一昭和三年	大正一三年	成人
	18-400	10% 10%	1.40%	7. %	八.至%		0.7%	<u>0</u> %	0.136	1七年	昭和三年	人犯(五
7.4%	14.100	34. 	· = 0/0	1.0%	* : 30/0		0.4%	0.1%	0.1%	一二年	昭和八年	(五年平均)

「虚榮」 が成人犯の場合に比して大約二十倍以上の原因力を有することは、 小 年に於て如 何 に自 己

樂を好み目前の快樂を逐ふに急にして自制力を缺くかを思はせるのであり、又性欲的原因率に於ても成人犯の二倍乃 他面に於ては亦、 至三倍に及ぶことは、新たに目覺めたる欲望に對して少年が如何に盲目なるかを物語るもの (4)参照)及び「出來心」に基く罪が成人犯の約二倍に及ぶことは、一面に於て少年の環境的依存性を示すと共に、前述一の)及び「出來心」に基く罪が成人犯の約二倍に及ぶことは、一面に於て少年の環境的依存性を示すと共に、 示欲が大なるか 少年が其の心理性狀に於て易變的・可塑的なることを表現するものと考へられる。 を示すものであり、 又「娛樂」を原因とする者が成人犯の數十倍に及ぶことは、 であ らうつ 少年が 如何 「份誘惑」 に遊

之に反して思春期的性狀に屬せざる方面の原因的要素に付ては、その犯罪原因は少年犯に於て概して成人犯に よりも微弱なものである。 に基く犯罪も少年に於ては成人犯に比し遙かに少いのである。 といふ如き少年的ならぬ原因も成人犯に於けるよりは微弱である。 は僅かに一五%前後を占めるに過ぎない。 例 へば 「利欲」は成人犯罪の最大原因であつて約五〇%を占めてゐるのに對し、少年 又年齡上「習癖」に基く犯罪が少年に少いことも當然であるが、 尚又「憤怒·怨恨」といふが如き强烈な感情 於 一意 犯に ける

___ 48 ____

犯罪に於ても亦完全に融合してゐるのであり、 素質因は常に環境的條件と相表裏するものであつて、少年にかかる精神的特異性が存する故にこそ、 右の 述の 如く思春期に特有な心理狀態は少年犯罪に特有なる素質的原因を成すものと考へられるの 如く、 しかく深刻たり得るものであらう。之を要するに犯罪原因論上に於ける環境と素質との爭は、 到底分離して觀察し得るものではないのである。 であるが、 環境の影響も 斯 少年 如き

(t Healy, The individual delinquents, §339 參照 句 要するに環境と個性、Wollen と Sollen. Wünschen と Können との對立に在ると說いてゐる。 (3)自我顯示欲、 (4) 權力反抗性、 (5)高慢と向ふ見ず、 Exner, a. a. O. S. 207 に於ては思春期的心理を(1)空想的な體驗 (6)精神の不安定、 (7)性欲の 目覺め一等に分

一少年犯に於ける季節と犯罪との關係

と著るしく異る曲線を描いてゐる事質を認識し、 象形態は多數に存在するであらうが、 て上 的發現としての犯罪行爲も亦、 |述の如く少年犯罪に於て成人犯罪と異つた素質的。環境的原因が認められるとすれ 成人犯と異つた形相を呈せねばならぬ譯である。斯の如き少年犯罪に特有なる現 兹には唯其の顯著な一例として、 且つ之に對する一應の説明を試みるに止めようと思ふ。 少年犯罪が其の季節別增減に於ても成人犯罪 其等の原因的要素の

主なる犯罪 規則 7 ンプルヒ 的に反覆されることは、 成人犯の季節別增減=先づ成人犯罪現象に付て見るに、之が季節により顯著を增減の波動を示し、 0) 月 の研究は 别 增減は次表の如くである 代表的なものと見られるのであつて、 ケットレー等の學者により既に早くから認められだ所である。(一八)中にもアシャッ 二九 平均一日の人員を 彼によれば一八八三年乃至一八九二年間の獨逸に於ける 示する も年 々之が

單純窃盗	單純傷害	强姦等	住居侵入	公務妨害	第名別 月別
-	共	六四	#L 179	八九	月
<u>=</u>	北九	六六	北北	jrej je	月
九八	龙	犬	九六	九九	月
八五	Эц Ж.	101	100	九四	月月
20	10<	三	九八	九七	五月
八	36	Del Del	101	10回	六月
众	1111	四	10%	10%	七月
九二	三三四	1 110	110	-12	八月
du	1118	10×	10%	111	九月
10%	10%	100	101	105	月
1-	九	交		か	十一月
Ξ	共	六九	弘	たつ	月十二月

少年犯罪現象の特異性に付て

少年犯罪現象の特異性に付て

OWNERS OF	NAME AND ADDRESS OF	verndesdink
詐	横	重
欺	領	益
=	100	101
2	九七	104
北班	九四	当
众	光	元
± ±	九八	10 ps
九二	100	九八
土	1011	九八
∮tı ≓.	101	보다 [편]
九〇	九八	かった
众	10	<u> </u>
101	10元	=
Ξ	2	==

は或は之を寒氣と失業とによる衣食住の窮乏に歸し、 ること恰も精神病者の夏季に於ける增大の原因に同じとし、或は戸外生活・經濟的餘裕・飲酒・交際等によつて誘發 ある。(IO) 諸學者はこの規則的現象を説明して、夏季に於ける對人犯の增加は溫度の上昇に伴ふ感情的昻奮に因 てゐるのである。 される犯罪機會の增加の為なりとし、或は性欲の週期性を以て說明する。又冬季に於ける財産犯の增加の原因に付て ク等の北半球の諸國は固より、 右表に明かなる如く對人犯 而して斯の如き現象は獨逸に於てのみ見られるものではなく、 (感 濠洲・南米等の南半球の諸國に於ても殆ど同一の季節別增減關係が認められるので 情犯及び性欲 犯 は一致して夏季に於て増加し、 或は冬の夜長が强靏盗に便利なる爲なりとしてゐる。(ニー) 英・佛・伊・墺・オラング・デンマ 財産犯は何れも冬季に於て增大し

____ 50 ____

- Quetelet, Soziale Physik, Bd. 2, S. 292f; Oettingen, Moralstatistik, S. 438ff.; Lombroso, Crime, its causes and remedies, p. 5ff.; Ferri, Criminalsociology, p. 210等参照。
- (一九) Aschaffenburg, a. a. O. S. 16.
- <u>=</u>0 HWB, Jahreszeiten (Bd. 1, S. 698ff. 703) によれば南米アルゼンチ 犯●財産犯の波動及び濠洲に於ける自殺の月別增減は全く北半球諸國と對蹠的なるを見る○ ンのベノス・アイレス市に於ける公序犯・對人
- Aschaffenburg, loc. cit.; Hoppe, Alkohol und Kriminalität, S. 35f.; Parmelee, Criminology, pp. 44, 70f.; Mayr, Statistik uud Gesellschaftslehre, Bd. S. 608f 籌°

である(約一日の人員を算出したものである)。 四三卷三號一頁)によつて、 我國に於ても右と略同様な現象が見られることは小野博士の夙に研究された所である。 我國に於ける主なる十犯罪の大正元年乃至十年の平均月別增減を表示すれば次の如く いま同博士の論文(「季節に

許 数	强	窃盗	三六一條)		嬰兒殺	(除•嬰兒殺)	然殺	幼女姦淫	强姦	第名別 月 別
1111	三	10%	八五.	益	17	八四	艺	#	空	月
=	101	102	芸	会	1票	た〇	<u> </u>	10%	北次	一月
10:1	八完	100	空	八四	11/2	10五		北亚	土	三月
카니	76 1791	チレッシレ	龙	10%	1111	104	四八	六七	100	四月
九六	八五	妇		==	0111	1029	110回	IZ4	1114	五. 月
<i>⁴</i> 20		カー	==	10%	八六	=		1111	1111	六月
九六	九六	九六	三三	=	和	二六	五九	1 110	三元0	七月
101		1011	100	四日	प्राद	三六	四八	五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	<u> </u>	八月
九六	図 図 0	九八		<u></u>	七六	1110	=	101	411	九月
九四	かいし	九八	空	九七	七五	6	101	C Im	九六	十月月
九六	九〇	100	九六	犬	九	6	云六	五六	兲	十一月
Ξ	1111	102	金	充	10%	<u>م</u>	izei izei	四六	三	月 十二月

右表に付て見れば我が國の犯罪月別增減現象には一二特異な點がないではない。 即ち小野博士も明かにされてゐる

少年犯罪現象の特異性に付て

に低下すること(為であると説かれてゐる)、財産犯罪の增加期が獨逸よりも著るしく遅いこと (に爲と解されてゐる)等の 諸點に於て多少の相違はあるが、 ものと謂へるのである。 夏季に於て强竊盗が急増すること(締弛緩に乗ぜられる為とせらる。)、 大體に於て我が國の犯罪現象も亦、諸外國に於けると同様な季節的增減傾向を示す 六月に於て性欲犯罪及び傷害罪が一時的

欲犯罪が夏季に多いことは、 れるであらうか。 斯の如く、國により又年により多少の相違は免れないにもせよ、大體に於て財産犯罪が冬季に多く感情犯罪及び性 成人犯罪に關する原則であると謂へる。 然らば少年犯罪に付ても之と同様の現象が見ら

ケ年間に於ける少年犯罪の月別增減を表示すれば次の如くである(LT各月の割合を算出す)。 ②少年犯罪の季節別增減=いま東京少年審判所の「少年保護統計」(五四頁)によつて大正十二年乃至昭和七年の十

	1		100	2	3	_ =		ï	
2	八五		1112	11,0		004	110	暍	恐
	丸六	- O 王	101	101	100	八九	九六	欺	祚
-	八四		八四	104	49	大四	101	盗	强
	九七		104	75	10%	101	tu tos	盜	TH
八月	七月	六月	五月	四月	三月	月	月	月別	第名別
13	八	月八日	月七月八日	月六月七月八日	月五月六月七月八日	月四月五月六月七月八日	月三月四月五月六月七月八日	二月 三月 四月 五月 六月 七月 八日	

14	8	艺九	40	10%	1011	畫	九八	=	101	七六		克
三六	力	四三	お	交	M	四八	芸	九0	三	吴		六
中四	24	四七	七九	芸	丟	四七	六四	北九	七九	110		九五五
犬	カナ	六宝	1011	九九	灵	11111	か	1011	夬	110		<u>=</u>
大	六 五	芸	艺	10 [29]		<i>t</i> -	[25] [25]	HHI	苎	夬	-/_	云
班	五. 五.	=		<u> </u>	<u> </u>	杂	九九	介允		# <u>.</u>	31.	Ж. Эй.
元	元	11011	五八	11110	0111	兲	元	五八	四三	0.11	==	11011
110	109	=	六六	<u></u>	<u></u>	i iii	交	至	四	加加	四	79
00	岩	恶	4	四	光三	^	四六	四六	一直	七五	三	
三六	II.	兲	交	查	交	元	79 79	兲	ZE ZE	八五	五	Drest
交	h	超	五八	四中	六	<u>/</u>	土	===	五	四六	六九	
企	七三	11:11	会	10 2	10%	允	<u>=</u>	九六	10%	交	吴	_
9	10%	10%	心心	1111	2	181	中四	10%	101	中国	四八	
101	空	101	<u></u>	たの	六五	北	=	HHI	Z9	九	9	

秋冬の候に減少することであり、 右表を成人犯罪のそれと比較して先づ注意される點は、 次に感情犯・風俗犯に付ても少年に特有な増減傾向が見られることであり、 少年に於ては利欲的犯罪も亦大體に於て春夏の候に增大し 而して

第三に秋冬の 候に増加するものは極く少數の犯罪に止まることである。以下各犯罪の増減傾向を成人犯のそれと比較

觀察しよう。

最高で十二・一・二月が最低であ に多く他の月には概 竊盗は四月を最高とし秋冬季は低位を保ち、詐欺は八月が特に多く冬は最低位にあ 財産犯=成人犯に付ては竊盗・强盗・詐欺・ して少いのである。 り、又文書偽造は五月に極端に多く一月は最低位にあり、 この現象は如何に説明さるべきであらうか 横領等は何 れも夏に減じ冬に増加してゐるのに對 り、普通横領は七・八・九月 而して恐喝も L 少年犯 亦三一六月 付 かい

の各の間 決して偶然ではないと考 する場合 られる。 因子が多く、 前述した如く少年には純然たる經濟的窮迫犯は稀であり、「貧困」「小遣錢の不足」 。尙强盜は二月及び十月に於て著增してゐるが、 横領が三・四月に於て特に多いのは、 從つて少年の財 性欲の週期的發動と何等かの關係があるのではなからうか。 に相當の差違を來たす所以は、 點を描くことと思ひ合はされるのである。 恐らくは生活難を意味するものではなく、 必ずしも評價に適するものではないのである。 へられるのである。固より一切の財産犯が少年犯に於て同一の曲線を描くものではなく、 産的犯罪の幾ど全部が萠え出づる春と共に增大し、 小學校を出たての少年が就職の當初に於て誘惑に抗し得ない爲ではなからう 一應は犯罪機會の增減によつて理解される如く 之は一ヶ月平均二十二人に過ぎない少數統計である爲に、 寧ろ少年的欲求乃至は空想の旺盛を物語るものであると考 唯少年の剽盗の被害者が多くは女學生であることから考 次述の如く少年の猥褻罪が三月及び十月に二點 行樂享樂の季節に最大に達することも、 等を犯行又は不良化 である。例へば少年の業務 0) 原因 偶然的

於て頂 との三者に過ぎず、 くにして少年の財産犯中で成人犯に於けると同様の增減波動を描くものは僅かに賭博と遺失物横領罪と贓物 前二者は成人犯に於けると同様、 共に機會の増加によつて説明すべく、 後者は成 人の竊恣罪と

略完全 爲ではないかと想像される な平行關係を示す點から見て 少年者が年長者の盗犯に付て贓物の牙保 . 運搬 . 賣却等の 補助的役割を演ずる

叉七。 居侵入が著るしく多いことは、 く共に性欲の週期性と關係するに非ずやと考へられ(エルンの出産数は一の例外もなく二月及び九月に頂點を描いてゐる)、月か七・八月かの三期の一を出ないのである。三月の頂點(褒褒及び强)及び十月の頂點(猥褻及び母)は、前述のに 的 (c) 適しないが (b) 飲酒等が少年に對して特に顯著な影響を及ぼすことを立證し得る如くである。この點を除いては傷害・脅迫・放 な高潮を示してゐる點が注意される。 風俗犯=少年の風俗犯として强姦・猥褻・ 八月の頂點(强姦及び住居侵)は機會・挑發乃至は誘惑の增加によつて理解される如くである。 感情的犯罪として傷害・放火・脅迫の三罪を採つて觀察するに、先づ傷害及び脅迫が一・二月に於て 、それでも三者間に或る程度まで共通した現象が見られるのである。 正月に於ける享樂・飲酒、 之は恐らく少年犯に特有な現象であつて、 住居侵入の三罪を採つて見た。 徒弟の藪入り等と闊連する現象ではないかと臆測される。 何 れ 即ちこの三罪の高潮期は三月か も少数で 兹に於ても亦正月の享樂・遊 尙一月に於て住)統計的考察に 前述の如

過失犯=次に過失犯に付て見るに、 半ばして火を疎末にし易く且 つ外出 先づ失火罪は火に不慣れの初冬(十二月)に最も多く、 し勝ちな五月に至り稍增加し、 夏より秋にかけては最少となつてゐる。 その後は漸減 之は 冷

七月

に達すること、

機會の増大、

其の他の事情に基くものなるべく、又放火罪が冬季及び春季に於て増加して

及び脅迫罪が四一九月に於て高位を保つこと(七〇%を占めてゐる)は、

氣溫の上昇に伴

ねる

は

即ち傷害が六、

を描いて居り、從つて亦同様に説明すべきものであらう。

成人犯に於けると同

様に心理

・生理的な現象として理解されると思ふ

三五九頁、三六二頁參照)。

火の三罪は成人犯に於けると略同様の波動

年犯罪現象の特異性に

矯正図書館

成人犯に付ても略同様であつて(掲論文参照 十二月の二期に於て極端に多數であつて、成人犯に於けるとは逆に春季に於て最低 となって ゐる。 に當ることと密接な關係に立つものと推測される。 少年の過失傷害の大部分は小僧さんの自轉車によつて惹き起され、而して七月及び十二月の二期が盆暮の繁忙期 別に説明を要しな いと思ふ。之に反し少年の過失 傷害罪は七月及び 恐らくこの現象

の候 であらう。 で (e)特別法犯=最後に少年の特別法犯の略全部を占める自動車取締令違反 (無免許運轉が最) に付て見るに、之が春夏 (特に四月及び六月)に多く秋冬季に少いことは、少年の活動欲・好奇心・習得欲等の發現程度に照應するもの 保護少年の逃走事件が夏季に多いことも亦、〇二二 同様な心理・生理的な欲求の現はれと考へられるの

= 八・九%となつてゐる。 「大阪」四二頁によれ ば保護少年 の逃走事件の季節別分布は、春二四・一%、夏三一・六%、 秋二五·三%、 冬

____ 56 ____

の實數は合計しても全少年犯罪の三・四%の少數に止まるのである。殘りの大多數の罪は成人犯と著るしく異る月別 之と略同様に説明し得べきものは、 體に於て少年に特有又は顯著な環境的・心身的原因と關連して理解され得るのである。 増減波動を示し、殊に財産的犯罪に於ては成人犯と全く逆な傾向さへ見られるのである。 上a乃至eに述べた所を通觀するに、少年犯罪の中、 僅かに賭博・贓物罪・失火・放火・遺失物横領等の數罪に過ぎず、而も此等の罪 成人犯に於けると略同様な季節別增減曲線を描き、 而してこの特異な現象は大 從つて

程の一般妥當性を有するかに付ては疑ひがあり、之は結局將來の研究によつて補足し是正せねばならぬものではあ 扨て右の考察は時間的(昭和七年に關す)及び地域的(管内のみに關す)に限られた資料に基くものである為に、 それ

出 0 3 國 さぬので、 ・何れの年代にも共通する少年犯的な特異現象であり得るでもあらう。 臆測する如ぐ 現在のところ右の臆測を検討し得ないのである。 んば、 素質的原因 (殊に思春期的性狀)による説明が妥當する限りに於ては、 残念乍ら比較對照す べき外國の研究を見 何 れの 地 方。 何 n

犯の 犯行日 の觀

査したものであつて、 のである樣である。之は昭和六年の同審判所の受理事件の中、三六三一人に付き、其の一萬餘件の犯行の月日を調 少年犯の 犯行日の月日別分布に関する統計としては、 その結果として次表の如く甚だ興味ある事實が現は 大阪少年 審判所の第四回事業報告に載つて れてゐる(二一頁)。 ゐるものが唯一の

		1			
犯	月	犯	月	犯	月
行	日	行	B	行	日
數	571)	數	579	数	別
	世三日		十二日		
至	Н	中山	H	元	日
1150	廿四日	100	十三日	图0至	二 日
	11-		+-		=
四	五日	三四九	日	元	H
	廿六日		十 五		pq
증	F	五. 三 五.	B	三	H
	廿十		十六日		Ŧĩ.
100	七日	長0	H	707	H
	廿八		1.		六
OFF	H	壳	日.	三九	H
2	计九		十八八		t
宣言	H	四日	八日	元	Ħ
_	##		十九		八
西四六五	Ħ	三	B	三七四	H
	†††		11-		九
五三九	日	五六六	H	101	B
			11		+
		墨	H	至00	B
	平		11.		+
岩	均	云	B	三	日

年犯罪現象の特異性に付て

矯正図書館

によつて他の日との比較が可能どなる譯である。右表中括弧内の數字は二十九日。三十日及び三十 一日が一年間に各十二囘づつあるものとして換算した数字である。 之

主なるものは左表の如くである(二三) は五の倍數日に當つてゐることとによつて最も適切に說明し得ると思はれる。 のであらうか。 ら順次列舉すれば、五日(六〇六人)。二十日(五六六人)。十五日(五三五人)。十日(五〇〇人)。三十日(四五五人)。 日 明か 一六人となり、 なる如く少年の犯行數は五の倍數日每に幾ど規則的に增加してゐるのである。 恐らくは之は少年犯の最大部分が徒弟・小店員等から成つてゐること、及び此等の者の公休日が多く 悉く五の倍數日に當つてゐるのである。 (「大阪」六三頁「統計集」昭和 斯の如き規則的な現象は何によつて生 試みに少年犯の職業別を見れば、 即ち最も犯行數の多 ずる 日と

± - %	五六%	*:=%	₩.0%	六七%	?	• 生 徒	學生
_	元: %	- M	三 至 0%	11图·0%	=:-1%	職	無
14.4%	7. %	元:至0%	14:1%	图:= %	71.7%	職工	職人
=======================================	= = %	三五:六%	三三 五 0/0	三 四 三 三 0/6	10·8%	小价	店員
	八、交六人	や、交三人	七二天人	七、三兴人	三〇、三六〇人	別	
平均	同十二年	同十一年	同十年	昭和九年	昭和七年	總年度	職業
		國	全		大阪少年審判所	地域	1

右 0) 如く少年 犯 人の 正に四〇%は小店員又は見習職人である故に、 彼等の 犯行日が最も顯著に統計面に現はれ るの

で 一へて掛け取 あ る。 殊に注意されることは二十五日 1) 決算等の 繁忙により、 の犯行 此の日を公休日とすることが比較的に稀である爲と考へられる。 数が他の 五の倍數日に 比して著るしく少いことであつて、 之は月末

險に陷り易いことを示すものであり(「無監督」の自参照)、 てゐることも之に照應する如くである。 扨て然らばかかる公休 その一は少年に特有なものであって、 日は何が故に少年の犯行を増加 監督者・指導者なくして自由に放任されるときは、 次表に見る如く「躾の寛」が少年不良化の最大の原因となつ せしめるものであらうか。之に付ては二つの理由が考へ 少年は概して道徳的危 6 n

金 錢 不 取 締	小遺錢の不足	躾の寛	因因	總年地	
% 4 . [1]	- H- 4%	壹:=%	六、五七0人	昭和五一七年	大阪少年審判所
三·六%	111.0%	11年・0%	七、三六人	昭和九年	
=- 34. 0/0		· 六·六%	七、一天人	同十年	全
=	三五:六%	三三: 次%	七、六二人	同十一年	國
·· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	元六%	三五:六%	八、空六人	同十二年	
			平		
四 - 七 0/0	元 %	云六%		均	

る n 傷害罪の 公休日 る 0) で に少年犯罪の あ 增 つて、 加 (二五)と其の軌を一 諸外國 増加する第二の に見られる日 にするものであらう。 曜日の 理 由 は成人犯罪現象に於けると全く同 犯罪增加、 かくして公休の一日自由 我が國 (警視廳管內) の事 情 に放任され、 (即ち逸樂・飲酒等) に見られる五の倍數日に於け 小遺錢を支給され に求め

た少年 あ となり らうっ は、 其の嚢中の 或は此等の享樂の結果とし 財物の多寡に拘ら て、 ず日頃渇望欲 素質的に堅固 求して なら ねた映 82 部 0) 書 少年 . 飲酒 は直接的又は間接的に犯行に誘は ・遊興等の享樂に浸り 1 D 此等の 享樂が れるの

van 見智工 徒弟の類が 3 S. 五. 267 及 1 び ○%を占めてゐ 2. 57 る。 S 265 1 九 ば 獨 邈 0) 炒 年 犯 0) 職 業別 は次 表の 如 6 あ

1291 1291 %	=- PM %	272. 104 0/0	三六%	10.4%	2月 六 % % % % % % % % % % % % % % % % % %	一九二九年	伯林
*ニ %		三六%	草.0%	= 0/0	112.4%	一九二六年	國
™ × %	*・セ%		七三 %	110·400	三%	一九二五年	全
學 生 生 徒	店員小僧	熟練勞働者	家事使用人	徒弟	及び農業勞働者	年 度 別 職 業 別	域地/

60 -

HWB. Bd. I, Jahreszeiten 参照

三五 拙稿 酒精性犯罪の刑事學的研究」 法協五 六卷 ○號 八二頁の闘表参照

IJ 合衆國 政府所屬

3 社會事業

Social Welfare Work in

Federal Prisons, U.S.A.

Sanford Bates.

水

前合衆國政府司法省行刑局長)

るのは、 ものとする第二の目的を實現するがためには、別に新たる。この二つの目的を願つながらこれを達成するは必ず る。この二つの目的を雨つながらこれを達成するは必ずしも不まつてくる社會の要求とを一致せしめようと努力する場合であ 路を拓かなけ て且 受刑者をしてその收容の時に於けるよりも更らに つ着質なる個人として出 裁判所 12 ばならないのである。 の犯人に對して宣告した刑罰の完全なる執行 行刑の に営る者 たいといる日本追ふて高 別に新たなる進 0) 一層有能にし

我々にして全く犯人に對する報復の念を棄て」 は 更らに今日 た方法で社 5 以 會の防衛のできるシステムを樹立 上の ば、 大きな成 我々の プ 功を収むることが ŋ ズ 7 ¥ ステ 4

カ合衆國政府所屬刑務所に於ける社會事業

深かめ、 そうな 用してみるの 待してゐる結果を生み出すべく信ずる或るシステムを試みに採ン・システムにやつてみるのである。即ち、我々がそれから期 になれ ら、一層危險性 確實なる證據 只だ犯罪に報ひるに急にして、 ば、 更に一 固より ば、 また實際、 社會を犯罪から である。 かこのアメリカニは多く存してゐるのであるが、 暦手の の多 かなる實務家もやつてみることを我 多數の受刑者が更に甚しく憤 つけられないも 防衛してゐないことを證明すべき極めて のとな 社會 防衞する道でないといふことが分明 4) てプ は 無差別に刑罰を科するこ 0) 3 となって、 ズ ンから出てくる であ 恨 4 0 0 プリズ 3 念 かを

きないのである。是に於てか、アメリカの最良と稱せらる」プ ある。第一には、經費の許す限りの多くのタイプの施設がなけ リズンでは、已にこれがためにプリズン・システムの一方策と ついて知る所あるにあらざれば、彼等をリホームすることはで に猶は各施設内で企てらるべき分類手續があるのである。ればならない。しかし、この第一段の分類が濟んだ上で、更ら乙への移監手段によつて受刑者を巧みに割り當てるに努めなけ らないのであつて、然る後に、此等の施設の間に於ける甲より 受刑者の必要に應じ得るよう特に設計された施設がなければな ればならない。でなければ、少くも、許す限り多くのタイプの して分類手續を採用したのである。分類手續には二種の區別が しかし、彼等の個人としての性格並びにその求むる所のものに を一と塊にして處罰することは容易にできる事

混亂の生ずるのは避けがたいのである。しかし、各受刑者の處 の種類で群別を立てることになれば、断えずグループ相互間 からは言つても、隔離の手續を意味するのではない。自分 を個別化するについてグルーピングの實際の必要が生ずるの 五百人から千人を収容するプリズンの中で十分效果的なグ 朝の起床時間を理由として、又は、プリズンに於ける作業 ピング(群別)のプランが實行できるかどうかを疑ふもの 餘りにもグループ(群)が多くなりすぎはしないかと危 る。もし、人種で、宗教で、職業で、智能で分け、又 に

> るあらゆる便宜と資材とを十分に利用せしめ、彼自身の今後從 つていく方法で、即ち、受刑者のために存するプリズンに於け の分類手續が行はれてゐるが、我々が實行する分類手續と云へ である。で、アメリカの合衆國政府所屬のプリズンに於ては、こ 事すべき作業のプログラムを自分で思ひ著かせるといふ仕組な のである。 それは、各受刑者が彼自身の考へで或る一つのクラスへ入

遇を改善するために真摯な努力を致すものと、他方には、不從順 ルーピングとなすものは、一方には、規則を遵守し、 て、實際、自分が看て以てプリズン内部に於ける滿足すべきが各行刑施設の受刑人口を構成する種々のグループは別にし 第一に、どういふ受刑者が我々當局の手を盡す矯正の努力に値 で、投げやりで、只だ出所の時期ばかりを待つてゐる惡性のも のとを分つやり方である。クラシフヒケーション(分類)は、 に手續を指示してくれるのである。 且つ、受刑者についての十分な智識の蒐集せられ得る方法並び するものであるかを決定するに當りてその一助となるもので、 自己の境

___ 62 ---

判斷をなし、彼に對する處遇方法を定むるといふ任務はこの困 遂行せらるべきものであることは、我々にとつては極めて瞭然 難な任務に當るだけの十分な專門的の資格を具へた人によつて たる事のように思へるのである。プリズンに於ける所謂ソーシ 一受刑者について本人の社會的態度及び行動に關する科學的

問題とを調節する本人の努力を指導助成するソーシアル・ワー者の社會的素質判定の技術及び近代社會の要求と受刑者個人の があるのである。ワーデンも彼の部下の職員もすべて此等の専農場並びに醫療に關する職務の遂行せられざるべからざるもの違ひないが、しかし、また同時に、色々の取引もあり、作業、 がプリズンの長たるワーデ
岐に亙つてゐるのである。 て利益の多かるべきことが感ぜられたのである。 ラル・プリズン(合衆國政府所屬)の職員のスタッフ中に受刑と呼ばる人所のもの人急激に專門化さる人と共に、わがフェデ 門化された職務を遂行し得ようと思ふものはあるまい。これと を管理するのは小さな都市を經營するのと同じ事で、事務は多 ない任務があるといふ結論に達したのである。一箇のプリズン 練したるソーシアル・ワーカーをして遂行せしめなければなら きたフェデラル 人物を要するのである。一九二九年に、我々が急激に膨脹して した近代的技術方法を採用するに決した時に、我々は直ちに熟 プリズンの長たるワーデンの最も心を勢する重要事たるには としての専門の職業に熟練した若干名の人を加ふるの極め は滅護職員に要せらる」よりも で、 このアメリカでソーシアル・ワーク(社會事業) (社會事業) なる人事に關する社會的設計工作 政府)のプリズン・システムに二三の一層進步 プリズンの本來の性質上、成護事務 一層立ち勝つたタイプの

合衆國政府のプリズン。ビュウロ 1 (司法省行刑局)では既

メリカ合衆國政府所屬刑務所に於ける社會事業

會)の一部のメムバー諸君(代議士)は、「サイキエートリスいる理由は見出せないのである。しかし、面白い事には、日頃から人間生活に關して極めて實際的な見解を持し且つ行刑につから入間生活に關して極めて實際的な見解を持し且つ行刑につるエキスパート(專門家)をその職に就かしめてはならないと Public Health Service)として知らるゝすばらしい装備を具題については、我々は、合衆國陸軍の軍醫部(United States 中々まとまらなかつたのである。「サイキエートリスト」の間 シ・アルワーカーをプリズンの職員のスタッフ中に加へる議は ヤル・ワーカー」なる稱號を好まなかつたのである。 ト」(精神病學者)なる名稱を毛嫌ひしてゐるように、「ソーシ てゐるのである。それ故に、ソーシアル・ワークの部門に於て る。農場に、工場に、数室に、我々はそれくの専門家を有つ 師並びに精神病學者を招聘してその蘊蓄を傾けしめたの いタイプの教誨師(prison charles)の職に风く老練なライブラリアン(岡書管理係)の職 タイプの教誨師(prison chaplain)の養成訓練を促進し、 を置き、 で、ソー

けたのである。 所に於ける內科、外科、齒科と共に、問題になつてゐた精神病 へてゐる立派な閱歷のある機關の助力を得て、すべての刑務 の診断をも受持つてもらうことにして、漸くこの問題を片つ

「ソーシアル・ワーカー」については、我々は、ソーシアル・ カーたるべき職員のメムバーに「ワーデンス・アッシスタ

カ合衆國政府所屬刑務所に於ける社會事業

どうにか丸めてしまつたのである。其處で、 あるか、それとも、管理から引き離してプリズン・ビュウロー きりとプリズンの管理の一部として所長の支配下に置くべきで ある此等の専門的訓練を有つソーシアル・ワーカーを断然はつ かったのである。それは、プリズンに輸入せられんとしつ」 (行刑局)の指揮監督に責任を負ふものたらしむべきか、とい 」(所長輔佐)といふ名稱を興へることにして この障碍を 一つの問題にぶつ

ば、むしろ一人のソーシアル・ワーカーを有せざるに如かない 彼れは彼れの部下のすべてのもの「協力と忠實とを常に確保し てゐなければならないものである。彼れはプリズンの中に進行 常に断えずプリズンに於て完全なコムマンド(支配権)を有つ る。外の處は別として、プリズンに於ては是非とも管理經營に 一部とするといふ前者の見解を採るに躊躇しなかったのであ との智と必要とを信じて、進んでこの案に賛同するにあらざれ てるなければならないのである。であるから、彼が自分のアッ しつ」ある一切の事柄を知悉してゐなければならない。而して のである。しかし、よしたとへ、ワーカーを採用するにして シスタント(輔佐)として熟練なソーシアル・ワーカーを有つこ ふ問題なのである。 も、單だ彼等をワーデンス・アッシスタントと呼ぶだけでは、 多少反對の忠告のあつたに拘らず、斷乎として我々は管理の 一と調和がなければならないのである。ワーデン(所長)は

> ある。 せられたのである。 ように努めなければならないのであつて、實に其の爲めに招聘 ないのは勿論であるが、同時に、受刑者其人から誤解されない を惜しまざる聰明な物の解かつた青年としてその職に在るので じてゐるのではなく、常に受刑者の社會的更生を念として助力 題の全部の解決にはならないのである。彼等ソーシアル・ カーは、見張りやガード(看守)として、ブリズンに職を奉 彼等はワーデン並びに職員全體の信賴を得なければなら

験を有つた者でなければ、この試験を受ける資格はないのであ 年百十八時間の講義を受けてアメリカの一流の標準大學(stand るこことが必要條件となってゐるのである。彼等は、少くも中學 - 、行刑局)に於ける凡ての職員のさらであるように、このソ することができたのである。合衆國政府のプリズン・ビュウロ る。因みに云ふが、前記の聽講時間の中二十時間は社會學、經 ら認められてゐる社會事業團體に在つて少くも一ヶ年の實地經 ーシアル・ワーカーも文官試験によつて資格を得るへ合格す 湾學又は心理學のいづれかで受けなければならないのである。 ard university)から專科の學位を獲て、且つまた、 幸ひにも、我等は此職に大學出の優秀なタイプの人材を招致 ワーデンス・アッシスタントの職務は多方面に亙るものであ 一般か

64 ----

所外の社會事業團體と聯絡を取つて、各受刑者についての

るの なケース・ヒストリーの蒐集を容易ならしめてゐるの の調査をなすプロベーション・システムの發達は實際に有益 つてゐる施設である。且つ、判事の參考のために宣告言渡前 (Confidential Exchange) は大概の大都市には有るものにきま クは現在は著しく發達してゐるの な仕事ではないのである。合衆國に於けるソーシアル・ワー 彼の第一の職務である。幸ひにも、これは以前のやうに困難 確實なケー ス・ヒストリー(身分經歷)を調べ上げるのが、 であつて、秘密興信所 であ

まつた材料が全體として委員に利用せらる」のであつて、收て閱讀せられて、一個の摘要に編まれるのである。玆處に集容者と會見するのである。かくして集つた報告は書記によつ 期間(quarantine period)中フェデラル・プリズンに於て收續に於ては、此等の職員は各自考査のための三十ヶ日の留置 に於ける彼の處遇のプランを立案する用意ができてゐるの 容者が委員の前に呼出される時には、 fication Committee) の書記の役を勤めるのである。 (recreation superintendent)、より成る分類委員會 (record clerk)、及び、もしその職があれば、運動部長 (chaplain)、作業課長 (industrial superintendent)、記錄係 (chief medical officer)、精神病醫 (psychiarist)、 次に、 彼は、所長(warden)、戒護課長(chief disciplinary 學務課長 (educational superintendent)、醫務課長 委員には夙く既に施設 (Classi-分類手 教誨師

> のならば、巧みにその温情を刺激して彼の家族關係を復活せ に從つて處遇の實行せらる」や否を注意するのである。ある。然る後、ワーデンス・アッシスタントは此等のプ のである。もし受刑者の心中に幾分の温情でも残つてゐるも 彼は受刑者とその家族との間に立つて聯絡係の役を務める ーデンス・アツシスタントは此等のプラン

て、衷情の存する所を聴くのである。 しめ得ることは、恐らく難事ではないのである。 彼は一身上の難問題に悩まされてゐる受刑者と屢々會見

の準備をさせる。 を取つて、刑期滿了する以前に釋放のために豫の受刑者にそ彼は、パロール・オフイサー(假釋放者の監視吏員)と聯絡 彼は、パロール・オフイサー

スタントは家族保護にたづさはる諸團體との連絡を保つて行 して之に對する準備をなさしむるため、ワーデンス・アツシ受刑者が再び普通の生活に入るに當り、本人の家族自身を くのである。

して選擇する權利があるのであるが、從來ワーデンス・アッシス 合、この場合に彼はプリズンの職員を自分の辯護人又は代理と がたい勢である。それで、受刑者が懲罰委員の前に引出された場 色々の事情を深く認識すると共に、多くの場合に、ワーデン り而して受刑者が特に彼を友人として視るようになるのは避け ス・アッシスタントたるワーカーの態度がだん~同情的とな 受刑者によって説明せらる」犯罪前の並びに犯罪を続っての

タントのみを此の目的のために撰む傾きがあつたのである。こ タントのみを此の目的のために撰む傾きがあつたのである。こ タントのみを此の目的のために撰む傾きがあつたのである。こ の友となつて彼の秘密に與かるといふ事質は必ずしも刑務職である。また、ワーデンス・アッシスタントが受刑者の特別のである。また、ワーデンス・アッシスタントが受刑者の特別のである。また、ワーデンス・アッシスタントが受刑者の特別のである。また、ワーデンス・アッシスタントが受刑者の特別のである。また、ワーデンス・アッシスタントが受刑者の特別のである。また、ワーデンス・アッシスタントが受刑者の特別のである。また、ワーデンス・アッシスタントが受刑者の特別のである。これの方となって彼の秘密に與かるといふことを意味して表表の他のものが受刑者に對して不深切であるといふことを意味してある。こ しはしないのである。

解決について收容中の受刑者に助力を與へる責任を有つてゐ 重要なるパロール・ピリオド 會的經歷についての調書の作製に責任を有つてゐる。これは、 オフイサー る。釋放の日はすべての受刑者にとつて待ちに待つた大切な祝 イサーは主として刑務所を出てからの接觸交渉に俟つ諸問題の 適當にとしの この一二年、フェデラル・プリズンに於けるワーデンス・ア シスタントの任務か多少變化して來たのである。 シアル であるが、 (これも別なタイプの熟練した立派な資格 ・ワーカーである)が現在では主として受刑者の社 へられ得るためである。同様に、パロール・オフ 經しか の成果の嚴密なテストとなるものである。し、出てからのパロール・ピリオドは彼の (假釋放期間) についての用意の のある *

> 監督)に關する職務を遂行してゐるのである。第一に、拘禁生活かも猶は多くのケース・ワークへ一ケースとしての受刑者の指導日では漸次管理上の事務が多くなりつくあるのではあるが、し込んでゐるのである。ワーデンス・アツシスタントの仕事は今 ワーデンス・アッシスタントの占めてゐた職務。區域内へ入りおくして、パロール・オフイサーは、或る範圍まで、以前結びつけようとするのは當然の事と言はなければならない。 き基金からの預金の引出を監督する。また、受刑者の作業所得定して認可する。彼は受刑者の金銭の强制的に預け入れらるべ の規則慣智に順應すべき努力に於て受刑者を扶掖するは彼一身 に歸する責任である。彼は受刑者の接見竝に通信の人名簿を査 の處分に關して制規を强制し且つ法律上並びに事業上の事項に は當然の事と言はなければならなっとパロールの執行の準備とを一層 と言はなければならない。 ケ

--- 66 ----

慮せらるべきケース(受刑者)の酸議と選擇とについて多分 を持つてゐる。且つ、彼は他の施設、キャンプ等への移監の客 つき内輪の職務上でない忠告を與へる。 れてゐないにしても、平素から受刑者と家族との圓滿なる關係 の勞務を有つてゐるのである。よし、たとへパロールが豫想さ を培ひ育てるのはブリズン・ソーシアル・ワー り交はす通信からは、彼の改悛の情の有無について豫見さる ンス・アッシスタントの任務である。受刑者が外部のものと取 更に大きな職務として、今日もなほ分類手續を司宰する役目 カーたるワーデ

か所 れるのである。 のものも多々ある また、彼の人物を理解する機會も開

タントの アル 現在合衆國政府行刑局に在つてプリズンに於ける個のソー そのは、これでは、アーダンス・アリズンの行刑局開始以來採用されてきた方針に從つて、プリズンの下のみが獨り受刑者の友として特に指命さるべきではないのか、別の受刑者の友として特に指命さるべきではなる合衆國政府行刑局に在つてプリズンに於ける個のソーシ

の職務の大要を述べて、プリズンに於けるこのワーカーのどん い時期とかについて細かしい實例を擧げることをせずに、彼 の職務の大要を述べて、プリズンに於けるこのワーカーのどん とか時期とかについて細かしい實例を擧げることをせずに、彼 とか時期とかについて細かしい實例を擧げることをせずに、彼 とからに といふ信念を有つてゐるのである。 サーをプリズンの幹部職員の一に加ふべしとの巖が提唱せられるeform)(行刑改良を目的とする團體)によつてこのオフィ た此等の職務は、英國のプリズンに於て一個のオフィサー なものであるかを髣髴せんと試みたのであるが、上來述べ來つ つ」あるのである。 ロンドンのハワード・リーが (Howard League for Penal (職員)として取扱はれてゐる「受刑者の友」 (sprisoner's friendシの職務と比較して論ぜられ得るものである。 今や、

方、自分は、「ブリゾナース・フレンド」なる其道の専門家で もない外部の訪問員 英國のブリズン・システムについて知る所あつてよりこの (visitor)、語を換へれば、只だのアマチ

カ合衆國政府所屬刑務所に於ける社會事業

である。 し我々に 何か或る方法が見出されなければならない、といふことだけは ドに於ては、我々がアマチュア・スピリット(非職業的精神)水する我々アメリカ人の習慣とは著しく相違して、イングラン 要な職務を遂行せしめるのに特に訓練された専門の有給者を要とイングランドとの間にはむしろ吃驚りするほどの差異は、或る重とイングランドとの間にはむしろ吃驚りするほどの差異の存す所のものである。とにかく、この例を見ても、受刑者をヒュウ所のものである。とにかく、この例を見ても、受刑者をヒュウ 疑を容れないのである。 び社會人として更生せしむるに實際成功すべきであるならば、 0) 訪問員のプランを採用することを提議してみたのであるが、案 ッ界にのみ止まらず、政治にも社會事業にも看取し得らる」の と呼ぶ所のものゝ何事にも執拗に着いてまわつてゐることに依 を稱讃 るのではないかと自分は思ふのである。この事は、獨りスポー の進歩的にして敢為の管理の才を 定受け入れられようとも見えなかつたのである。しかし、 リートメント(處遇)に人間的な情味を失はずに保つてい るが 進歩的にして敢為の管理の才を俟つて始めて期待し得られる して來たのである。これは稍々思ひ切つた大膽な試み、我々アメリカ人から看れば稍々思ひ切つた大膽な試み して來たのである。もつとも、これはブリズン・コムミ 數年前、物は試めしで、自分はアメリカにもこの素人 して受刑者を正しいノーマルな生活に復歸せしめて再 をブリズンへ入れるといふ極めて人情的な、 受刑者の性格を破壊するものは拘禁生 ~ ターズン並びにその同僚

--

E

州矯正

矯正図書館

になるとは、自分には思へないのである。 。 しかしながら、此等の努力は、よしそれが結構な事でも一層有能で有用な人となつて出て行くことができるのとができるし、而して、受刑者はブリズンへ入つて來たとができるし、而して、受刑者はブリズンへ入つて來た 動を獎勵し、興味のある作業に就かしめて、この弊を矯正調と畸形なることであるが、我々は、教育や職業訓練を施工 動を奨勵し、 を奬勵し、興味のある作業に就かしめ 受刑者の性格に 恒久的な變化 をもたらすこと

場に追ひ込まれるのである。といふのは、プリズンの生活狀態 を改良すればするほど我々は世人の多くが猶は今日犯罪の防遏 策なりとする刑罰の目的を益々多く奪ふことになるのである。 リズン其者の管理に人間味を鹽梅する試であったのである。刑罰執行に存するこの著しい障碍を囘避する一つの方法は、 からするとなると我々は、 直ぐに進退兩難の苦しい立

分の思ふがまゝに受刑者に對して同情的な態度を取り得るので ある。しかし、他方に於て、人間的情味をプリズンに導き入れよ 思ふのである。 らとする英國の個のシステムはプリズンの管理當局其者に對す ズンの主たる目的とのかゝる矛盾を敢てすることなしに、自 ングランドのプリズンに於ける前掲の職員外の訪問員はプ の念を受刑者の心中に深めしめる虞がありはしないかと アメリカに於ては、豫め會談の題目を當局 當局と關係のない只だの素人が受刑者か 我々は信ずること 員し へ呈

> の高いのに、人 いのによる證據と看るべきである。と、人を扱ふ手腕の巧妙なのと、且 ングランドに於て、このシステムがかくも プリズ 手腕の巧妙なのと、且つは、總じてその性格ン・ビジターに選び出された人々の思慮の深 した上は、受刑者はその心 數へることになるに違ひないのであた上は、受刑者はその心の中に訪問 成功したとい

努力から職員の他のメムバーを免かれしむるといふ意味がこのる心持がありとすれば、それは、受刑者との親善關係に於ける指命する現在のハワード・リーグの案に少しでも自分の反對す プリズンの或る二三の職員をブリゾナー ス ・フレンド

案の中に含まれてゐるように思はれるからである。 ぬ受刑者更生の具たるべきものであるならば、慈心の深い、社 ブリズンにして必ずや社會防衛の必要上當然さらあらねばなら 題を有つてゐる受刑者の心持を理解して、その問題を解決した 會事業の訓練を有つてゐる人士が、特別の自分々々の面倒な問 である。 どの點から考へてみても、是非然うあらねばならぬ譯合のもの られるといふことは至極結構な事で、結構であるばかりでなく、 がつてゐる受刑者に力を假すといふ情味のある任務に就かしめ ることにはならないのである。 イングランドに於ても、我がアメリカに於けるが如く、若し 必ずしも彼等が彼れの唯一の友であるといふことを意味す 彼等がプリゾナース・フレンドと呼ばれるといふこと しかしなが

number, 1940

Correction Law of the state of New York

北米合衆國 1 3

ク

(Reformatories)

1 州立感化監獄名と其の位置

八三號に依 ・ヨーク州立感化監獄と稱すへ一九二一年エルマイラの州立感化監獄を存置してニュ り修正)。 六

第二百八 十一條 … 州立監獄の管理委員會(Foard of of state reformatory) managers

解任されざる限り其の任期滿了迄現職に在任するものとす。 管理委員會として存置せられ其の委員は法律の規定に依つ き既存の感化監獄管理委員會はニュー を得て知事の任命せる七人の委員之を組織す。爾後任命 管理委員會は其の委員中より、議長、 1各委員の任期は七年とす。本條の修正が發布されたると 一名を選擧す。 . ク州立監獄管理委員會を置き上院の推薦と同意 同委員は手當を支給されざるも正當な ・ヨーク州立感化監獄 (a secretary)、個 せら

> 日日 る旅費及び其他の公務費用を支給さるべ 法律第 四八三號、一九〇九年法律第二四〇號 し二九 二一年 K 依 ŋ 修

第二百八十二條 感化監獄の管理灌を州管理委員會に附與す 日法律第四八三號に依り廢止)。 ナパノック (Napanoch) 東部ニュ (一九二一年 1 七月ク

第二百八十三條州立感化監獄の管理機を管理委員會に附與す 一日法律第四八三號、一九○九年去車6二日)とここで移送、パロールに關する管理権を附與せらる○一九二一年 監獄管理委員會の有したる同監獄の管理並に同監獄受刑者の前記管理委員會は從來エルマイラ州立感化監獄或は本州感化 日法律第四八三號、一九〇九年法律第二四〇號 に依り修 六月 正

第二百八十四條 管理委員會の一般的權利と義務

同感化監獄管理委員會は

同監獄、其の土地、 訓練、契約、 建 物、職員、受刑者 會計に關する指揮、 弘 管理 1 に行 任 政

___ 68 ___

教育、移送、パロール、放免に關する監督をなす。二 同監獄及び職員の管理並に同所受刑者の使役、訓練、

に對して報告を要求し、同調查事項に關し宣誓保證を徵する訓練、勞働、行政に關して典獄(superintendent)其他の職員三 同監獄行政の研究、職員不正行爲の事實調査、同監獄の

櫻限を有す。

一月に一囘の集會を開催する四 本章に規定されたる職責を遂行する目的を以て少くとも

毎月又は年四回檢查し、會計檢查官に對して其の認可、非認五 同監獄の事務に關する一切の報告書、出費、受取書類を一月に一回の報告書、出費、受取書類を

可を證明す。

第二百八十五條 受刑者の移送

(一九二一年六月一日法律第四八三號に依り廢止)

第二百八十六條 典獄(Superintendent)、の任命と其の職實 の後同人を免職し得べし。本條の修正が實施せられたる時在 の後一人を免職し得べし。本條の修正が實施せられたる時在 の表

> 法律第四八三號に依り修正)。 法律第四八三號に依り修正)。 法律第四八三號に依り修正)。 法律第四八三號に依り修正)。

第二百八十七條 典獄の一般的職

三 管理委員會の要求する總での事項に關して每年十二月一法律に抵觸せず且つ管理委員會の統制に從屬するを要す。にして必要なりと認むる規則、命令を設定す。但し該事項は二 監獄、職員並に受刑者の使役、訓練、教育の管理上適切

___ 70

四管理委員會が合法的に決定する其他の職責を遂行する一日或は其以前に於て同委員會に報告す。

第二百八十七條 部知せられたる近親者の葬儀並に危篤に際九二一年六月一日法律第四八三號に依り修正)。

州立感化監獄典獄は州立感化監獄に收容されたる男女受刑者して收容者を出獄せしむ。

に對して本州内に居住する其の父母子女兄弟姉妹夫妻の葬儀

(一九二一年六月一日法律第四八三號に依り陵止)。

第二百九十一條 職員 (officers and employees) の宣誓及び保

額並に保證(surcties)に關して保證書を提出すべし。 被書官に提出すべし。典獄及び其他の職員は會計檢查官の要 形書官に提出すべし。典獄及び其他の職員は會計檢查官の要 が書官に提出すべし。典獄及び其他の職員は會計檢查官の要

第二百九十二條 数臨師 (chaplains) の一般的職務

だがし。
だいとは、
だいため、
だいため、
だいため、
が、

し。一同監獄内に於て勤行をなし受刑者の精神的要請に應ずべ

-- 71

- 11 受刑者に宗教的・道徳的教育を與ふるため個人的教誨を
- 三 毎日病舍の患者を訪問すべし。

依り修正)。 佐り修正)。 で理委員會の指揮を受けて自己の職責に相應せる其の他四 管理委員會の指揮を受けて自己の職責に相應せる其の他

第二百九十三條 醫師の一般的職務

感化監獄の醫師は次の職務を執行すべし。

管理委員會の指揮を受けて同監獄病舎を管掌し管理委員

に列せしめ或は其の病狀危篤の際之を見舞はしむ。但し其の 地定防止に關して同典獄の規定する規則に據つて行はるべ し。本條の規定に依つて受刑者のために支出されたる金額は し。但し感化監獄規則の決定ある場合收容者或は其の代人を し。但し感化監獄規則の決定ある場合收容者或は其の代人を し。但し感化監獄規則の決定ある場合收容者或は其の代人を し。但し感化監獄規則の決定ある場合收容者或は其の代人を し。但し感化監獄規則の決定ある場合收容者或は其の代人を し、担しまの 月二十日法律第二一三條に依り修正)。

(一九二一年六月一日法律第四八三號に依り慶止)。第二百八十八條 ナパノツク感化監獄の職員は其の職に留任す

第二百八十九條州立感化監獄職員の俸給

本條に規定せられたる場合を除き、本監獄職員(several officers, keepers and employees)の俸給は定額内に於て管理委員會之を決定す。看守長(chief guards)、看守、倉庫管理委員會之を決定す。看守長(chief guards)、看守、倉庫管理委員令として食料其の他の官給品(maintenance and supplies)を受く(一九二一年六月一日法律第四八三號、「九二〇年法律受く(一九二一年六月一日法律第五十號に依り修正)。

第二百九十條 管理委員會は職員を感化監獄より他の感化監獄

會の指定する形式に依つて全入院受刑者の病床日 記を作成

定す。
一病床若くは監房内の病者に醫療を施し且つ其の食餌を指

1 は、大り南生犬真なこそ刊者の一段内建康に關して適當に依る處罰受刑者を診察し且つ其の食事給與を指定す。三 毎日且つ典獄の要求に應じて獨居屛禁岩くは其他の方法

する其他の報告を管理委員會に提出す。 四 同監獄の衞生狀態竝に受刑者の一般的健康に關して適當

五 典獄の命令に應じて常に法令(statute)並に管理委員會

年六月一日法律第四八三號に依り修正」。 共他管理委員會規則の指定する職責を遂行す (一九二一

第二百九十四條 會計係 (treasurers) の職責

同監獄の會計係は次の事項を遂行すべし。

會計檢查官より受領保管し且つ其の精算をなす。 典獄之を決裁し且つ會計檢查官の査定を得たる全金額を

一 同監獄の全收入を集金・受領す。

金報告書は適當なる官吏或は預金銀行の證明を受くべし。會及び預金額、支拂者名、受領事由、預金月日を報告す。該預名義に於て全金額を預金し且つ每月會計檢查官に對して受領三 會計檢查官の指定せる最寄銀行に會計官吏としての自己

民と契約をなすべし。
民と契約をなすべし。
民と契約をなすべし。
会額は前報告以來自己の受領せる全額と保護人の保證を以て本州住理金銀行は預金受入以前に於て預金額の確實なる保管條件と通金銀行は預金受入以前に於て預金額の確實なる保管條件と過去。
と契約をなすべし。

算をなさしむべし、一九二一年六月一日法律第四八三號に依野して同預金額を完當すべし、但し典獄の受取證を要す。野して同預金額を完當すべし、但し典獄の受取證を要す。四典獄の決裁を經て會計檢查官之を査定せる同監獄經費に四典獄の決裁を經て會計檢查官之を査定せる同監獄經費に

第二百九十五條 感化監獄への受刑者移送

--- 72 ---

り修正し

同監試所屬一官吏を言渡し地に出向せしむべし。同犯罪者を同監試所屬一官吏を言渡し地に出向せしむべし。同犯罪者を必要なる書類と共に本人を右官吏に引渡すべし。而して該官吏は感化監獄の負擔を以て本人を同所に移送すべし。而して該官吏は感化監獄の負擔を以て本人を同所に移送に就き 法律 に依は右移送に關して州立監獄への犯罪者移送に就き 法律 に依って管理官(sheriffs)に與へられたると同一の權力を有すって管理官(sheriffs)に與へられたると同一の權力を有すって管理官(sheriffs)に與へられたると同一の權力を有すって管理官(sheriffs)に與へられたると司一の權力を有すって管理官(sheriffs)に與へられたると司一の權力を有すって管理官(sheriffs)に與へられたると司一の權力を有する。

第二百九十六條州立監獄への受刑者移送

監獄收容人口が超過せるとき或は同所收容受刑者が管理委員會に於て次のことが明かになりたる場合、即ち感化

に收容中の者にして年齢三十歳以下行狀優良にして最も有望なる受刑者の充負要求をなし、該州立監獄管理者は該當者を感化監獄に移送して同所々定の教育、處遇に服せしむ。管理委員會は本人を受取り移送監獄に於て刑期を滿了すれば善行に依つて當然本人に與へらるべき減刑期間を除きて言渡期間同所に拘禁す。若し移送受刑者が不定期刑に該る場合に於ては州立監獄拘禁受刑者としてパロールに附し或は釋放すべし。但し管理委員會が本人をパロールに附し或は釋放すべた。但し管理委員會が本人をパロールに附し或は釋放するためにパロール委員會(a board of parole)を組織したるときは此の限にあらず。斯の如き場合に於て問じまな書かするに抵觸せず且つ州立監獄パロール委員會の決定せる規則に準據してパロール並に釋放規則を制定すべし、一九二一年七月一日法律第四八三號に依り修正)。

第二百九十八條 感化監察に於ける受刑者の監督と訓練

73 ---

管理委員會は全收容受刑者を監督し累犯を防遏しよく獨立自管理委員會は全收容受刑者を監督し累犯を防遏しよく獨立自管理委員會は全收容受刑者に對して有效と認むる保護、改善の矯正方法を用ふべし。受刑者の自活並に改善を確保する手の矯正方法を用ふべし。受刑者の自活並に改善を確保する手でをして受刑者をといる。訓練の遵守は矯正的たるでは、管理委員會は全收容受刑者を監督し累犯を防遏しよく獨立自管理委員會は全收容受刑者を監督し累犯を防遏しよく獨立自

第二百九十九條 感化監禁受刑者身分帳

籍並に本人の先天的或は後天的性向・缺陷の指標となるべき管理委員會は各受刑者の收容日附、姓名、年齢、出生地、國

收容當時に於て三十歳を超過せるとき

二嚢に重罪の判決を受けたるとき

を著しく阻碍する 一 同監獄に於ては矯正不能にして本人の在監が同所の安寧

場合に於ては同監滅の所在する裁判管轄區域内の高等法院判令申請をなすことを得。該申請は管理委員會議長又は同議でし、少くとも申請の八日以前に於て該承員會は直接又は郵送に依り命令有り次第本人を移送せしむべき施設を選定す(specify)べき 州立監獄監督官(superintendent of state prisons)に申請書の謄本を添付して該申請を告知すべし。判事事情を聴取せる後申請の再は過度にして移送の必要あることを充分に認知せるときは移送命令を發すべし。右移送受刑者は不定期刑を以て拘禁せられ刑期は感化監獄收容目を以て始まり、最低一年最高は其犯罪に應じ法律に依つて決定さるべし。他の不定期刑受刑者と同様パロール釋放或は確定釋放(Absolutely discharged)に附さるべし。右移送受刑者は何時たりとも州立監獄監督官の裁量に依り管理委員會の者は何時たりとも州立監獄監督官の裁量に依り管理委員會の者は何時たりとも州立監獄監督官の裁量に依り管理委員會の者は何時たりとも州立監獄監督官の裁量に依り管理委員會の者は何時たりとも州立監獄監督官の裁量に依り管理委員會の者は何時たりとも州立監獄監督官の裁量に依り管理委員會の者は何時たりとも州立監獄監督官の裁量に依り管理委員會の不定期が終しるべし、一九二一年七月で記する。

感化監獄に空房あるとき管理委員會は初犯を以て 州立 監獄第二百九十七條 州立監獄より感化監獄への受刑者移送

方法を身分帳に記入せしむべし。尚ほ每三ヶ月或はそれ以上 家系及び少年時代の社會的影響に關して確定性ある事實、 き履歴を記入せしむべしへ一九二一年六月一日法律第四八三 方法に對する意見、本人の身上に關する訓示(orders)或は に之等の事實に基きて類推せる本人の現狀、藍然的最善處遇 號に依り修正し 頻度に於て性格の改善或は悪化に關する觀察の細目、 (alterations) 最後の釋放事情其他委員會の 認知し得べ 處遇 並

三百條 感化監獄收容受刑者のパロール釋放

ざるべし(一九二一年六月一日法律第四八三號に依り修正)人も管理委員會に對してパロール或は釋放の請願を許與され人も管理委員會に對してパロール或は釋放の請願を許與され人も管理委員會に附されたる受刑者は法律の規定せる確定釋放バロール釋放に附されたる受刑者は法律の規定せる確定釋放 管理委員會は感化監獄收容受刑者をパロール釋放に附し同委

第三百一條感化監獄收容受刑者のパロール釋放取消 officer of the state) に宛てられ、同官等は会狀に指定された 何時たりとも同委員會書記の署名せる本人逮捕の令状を發行 ずべき理由ありたるとき管理委員會は本人の確定釋放日以前 パロール釋放に附されたる受刑者が其の條件に違反せりと信 後同官等は本人を感化監獄に還送すべし。本人は法律の規定 し。同令狀は感化監獄官吏或は太州保安官吏(peace

州秘書官に提出すべしへ一九二一年六月一日法律第四八三號 に依り修正)。 べし。管理委員會は例會に於て該履歷摘要書を調査して之を の理由、當該期間中に於ける死亡者名並に其の病名を記載す 態、改悛の程度、釋放、收容繼續(continued custody)、移送 監獄、精神病犯罪者病院或は其他の場所に於ける本人の狀 判所或は判事名、履歷摘要作成時に在獄せる感化監獄、州立容月日、年齡、犯罪、有罪を決定せられたる場所、言渡し裁

三百四條 感化監獄よりの確定釋放

べからずへ一九二一年六月一日法律第四八三號に依り修正)。は特赦又は減刑を許與する知事の權能を妨ぐるものと解釋すき管理委員會は本人確定釋放の命令を發すべし。本條の規定或る受刑者を釋放するも違法行為をなさず且つ本人の釋放が或る受刑者を釋放するも違法行為をなさず且つ本人の釋放が

第三百五條 感化監獄拘禁定期刑の言渡し

受け其の規定に從ふべきものとすへ一九二一年六月一日法律 ず。但し斯の如き言渡しを受けたる者は刑法に規定せられたことありとも同言渡しは該理由に因り失効するものにあら錯誤又は其他の原由に依り一定期間感化監獄拘禁を言渡す 第四八三號に依り修正)o る不定期刑の言渡しと同様の方法と範圍に於て本章の恩惠を

第三百六條 感化監獄よりパロール釋放に附されたる者の監督 管理委員會は本州内の各地に於て其の必要と認めたるパロ

六月一日法律第四八三號に依り修正)。

第三百二條 感化監獄規則

管理委員會は次の如く法律に抵觸せざる規則を作成すべし。

- パロール或は條件附釋放の規則を作成す。
- 受刑者に配付す(一九二一年六月一日法律第四八三號に依りせるときは總で印刷に附され、其の謄本を同所の全職員並に 員會會議に於て多數出席を以て決定さる。規定が効力を發生 受刑者の使役、訓練、強化規定を設く。同規定は管理委 前項受刑者の再拘禁規則を作成す。

第三百三條 感化監獄に於ける善行點並に州秘書官への提出記

--- 74

credit) を決定す。收容者は該點數に依り優遇(privileges) 監試收容受刑者の得たる信用點數 (the number of marks or 管理委員會は統一的點數制度を決定すべし。同制度に依り同 を加へられ或は執行を寛和さるべし。而して同制度は隨時修 と其の窓行せる成果に依つて信任を與へられ、懈怠、犯則の 正せらる、ことあるべし。各受刑者は其の善行、勤勉、向學 責任を負課さるべし。各受刑者に與へらるゝ信用監敷は毎月 して同委員會委員と接見並に談話の機會を與ふる規則を作成 一囘本人に達示さるべし。管理委員會は月一囘各受刑者に對 すべし。 同監獄收容受刑者の履壓滴要を中年毎に作成し、

の指揮に服し、職務と支出に對して相當額の報償を受く、任命し且つ隨時之を解任することを得。同官等は管理委員會ル釋放者の監督並に其他の法律的任務を遂行すべき適任者を 年六月一日法律第四八三號に依り修正」。 し。同金額は感化監獄之を負擔支辨するものとすへ一九二一

第三百七條 感化監獄拘禁の言渡し

四 禁期間は當該犯罪に對して法律の規定する最大期間を超過す 管理委員會本章の規定に依つて之を決定す。而して其の拘 如き罪刑を以て同所拘禁を言渡されたる者の拘禁期間は本州 べからず。但し輕罪に該當し三年以下の刑期に該る者を除く 本章の規定に依つて收容され他の規定に依るべからず。斯の 感化監獄拘禁に該る罪を以て同監獄拘禁を言渡されたる者 (一九二一年六月一日法律第四八三號、一九二〇年法律第 八號に依り 修正)。 八

--- 75 ----

輕罪を以て感化監獄收容を言渡されたる者は重罪を以て同所第三百七條 率 輕罪を以て感化監獄拘禁を 富渡されたる者 容費を支出すべしへ一九二〇年法律第八四八號に依服、惠與金、鐵道輸送に與るものとす。本州は輸送費及 加、一九二一年六月一日法律第四八三號に依り に收容されし者と同一の處遇を受け、釋放の際は同一の衣 本州は輸送費及び收 修正)0 ŋ

第三百七條b 不適當なる收容者の移送

管理委員會は感化監獄に收容されたる者或はイースタン・ニ ユー・ヨーク感化監獄に收容されし後本所に移送されし者に

して年齢不充分、不適法、精神異狀或は精神的又は肉體的にして年齢不充分、不適法、精神異狀或は精神的又は肉體的に心をし、管理委員會の任命せる職員は本人を従來拘禁せられてし。同官は本人を前審裁判所又は同一の権力を有せずとは前判決を受けざる者として裁判さるべし。感化監獄の限りにあらず。本人の移送に要する費用にして他の郡と同一形式を以て同委員會に支拂はるべし、一九二を追奏員會の支拂ひたる金額は言渡しを受けたる郡に移送さるることなし。但し同期間前の移送が本人の移送に要する費用にして他の郡と同一形式を以て同委員會に支拂はるべし、一九二を建委員會の支拂ひたる金額は言渡しをなせる郡の負擔にして他の郡と同一形式を以て同委員會に支拂はるべし、一九二の年法律第八四八號に依り附加、一九二一年六月一日法律第四八三號に依り修正)。

第三百七條と 收容者超過の場合に於ける不收容者

收容者滿員なるときは管理委員會は典獄をして左記の如き手 をなし法律に依つて其他の施設拘禁を言渡すべし、一九二〇 をなし法律に依つて其他の施設拘禁を言渡すべし、一九二〇 をなし法律に依つて其他の施設拘禁を言渡すべし、一九二〇 年法律第八四八號に依り附加、一九二一年六月一日法律第四 年法律第八四八號に依り附加、一九二一年六月一日法律第四 人三號に依り修正)。

の如き方法を以て護渡する遺言をなせるときは、本人の遺言 検認請願の告知を受くべき者にも通告すべし。請願書には第一に本人の財産額並に周知せられたる或は請願人の確認する法定相續人及び近親者の氏名並に住所を記載すべし。該藩頭並に請願に必要なる告知を終へたる後裁判所は本人の財産領立に請願に必要なる告知を終へたる後裁判所は本人の財産領立に請願して誓約をなすべし。管理人任命書の提出後報書記書に設けずべし、潜不一通を本人の不動産所在地の各事項に関して誓約をなすべし。管理人任命書の提出後報書記書に設けずべし、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第三百二十二條 負債の返濟並に財産の運用

毎四月二日法律第二四三號に依り修正)。 毎四月二日法律第二四三號に依り修正)。 毎四月二日法律第二四三號に依り修正)。 毎四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第三百二十三條財産の賣却

廣却に依る收入の投資を命ずることを得。裁判所は管理人の(the civil practice act)に依つて管理人に該財産の賣却並にる場合には隨時小兒の財産賣却に關する民事訴訟手續法裁判所必要なり或は賣却に依つて利益を得べしと見做した

第三百八條 州は感化監獄收容者の裁判費用を支拂ふべし

二一年六月一日法律第四八三號に依り修正)。 ニー年六月一日法律第四八三號に依り修正)。 ニー年六月一日法律第四八三號に依り修正)。 ニー年六月一日法律第四八三號に依り修正)。 ニー年六月一日法律第四八三號に依り修正)。

第三百九條乃至第三百十九條缺

第十三章 無期刑拘禁者の財産管理

第三百二十條管理者(committee)の任命に關して申請を爲し

第三百二十一條管理人の任命に關する請願

尚は本人既に死亡し本人の動産、不動産を遺言檢認請願告知たる郡の地万檢事に對する直接通告をなしたる後之を行ふ。 請願は二十日以上の期間を以て當該受刑者並に言渡しを受け

り修正)。任務遂行を監督し且つ隨時財産管理事項に關する命令を變更任務遂行を監督し且つ隨時財産管理事項に關する命令を變更

第三百二十四條管理人の報告並に報酬

告法律第二四三號に依り修正)。 自法律第二四三號に依り修正)。 自法律第二四三號に依り修正)。 自法律第二四三號に依り修正)。 自法律第二四三號に依り修正)。

第三百二十五條 恩赦(pardon)或は減刑に際しての處理

本人が恩赦或は減刑を受けたる場合には、裁判所は管理人に命じて、法律に依らずして使用されたる政は本章の規定に依って使用されたる額を控除したる残額を出獄後本人に引渡さすべし。本人が恩赦又は減刑を受くることなくして死亡したる場合には、裁判所は在監人ならざる者の自然死に於ける如く財産の分配を命ずべし、一九二九年四月二日法律第二四三、就に依り修正)。

___ 77 ___

第三百二十六條乃至第三百四十九條缺

第十四章 無期刑以外の受刑者の財

產管理

第三百五十條 請願の時期並に裁判所

無期刑以下の刑を以て州立監獄に收容されたる者或は一年以

院政は郡裁判所之を任命す(一九二九年四月二日法律第二四を有せざるときは本人の收容監獄所在の裁判管轄區の高等法とを得。本人の拘禁時に本人の居住地政は本人本州內に住居 管人(trustees)一人以上を本章の規定に依りて任命するこ 三號に依り修正)。 刑を以て懲治監獄或は郡監獄に收容されたる者の財産保

第三百五十一條 請願書

左記の者は管理人任命の請願書を提出することを得の

- 本人の債権者。
- 本人の夫、妻、子女。
- きは其の推定相續人。 三 一人若くは數人の本人の近親者。本人不動産を有すると
- 本人扶養義務を負ふ親族。

本人の親族にして本人の未青年子女の後見人。

第三百五十二條 債權者は擔保を抛棄すべし

得ず。但し請願書に同係の規定する同意債權者へa consenting (judgement)、抵電權、その他。擔保物 (security)を有する者 債務者及ひ債權者法第五十九條に掲げられたる判決確定債權 (一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。 creditor) 抛棄の申立を添防せる場合は此の限りにあらず。該 は擔保せられたる債務に關し管理人任命の請願をなすことを 申立は同條に規定せる同意債權者の申立と同一の効力を有す

第三百五十三條 講訳書の内容

> 所は必要と認むる事項に關して聽収し證言を需むるために何 を記述すべし。請願者が債權者なるとき或は本州内に居住せ格の氏名、住所、當該受刑者の動産、不動産の概要並に價額 つ第三百五十一條の規定(第五項を除く)に於ける請願有資 と、請願は適法の裁判所に對して提出さるることを記載し且 書證明すべし。 請願書には 請願人は 諸願をなす 資格あるこ 事項は請願者の知悉し確信する限りに於て真實なることを 請願書は文書を以てなさるべく、請願者は請願書に記載する 某に對して召喚狀を發することあるべしへ一九二九年四月二 必要なる事實を確認し得ざるとき同人はその旨記載し、裁判 類を請願書に添付すべし。請願者の盡力にも拘らず、請願書に ざるときは債務者及び債權者法第六十二條に規定されたる書 日法律第二四三號に依り修正)。 宣

第三百五十四條判決謄本及び宣誓の提出

78 ----

宣報書を添付すべしへ一九二九年四月二日法律第二四三號に の判決謄本と犯罪人は現に拘禁中なる旨を證明せる請願者 請願書には裁判所書記の證明を以て公印を施せる當該受刑者 依り修正)。 0)

第三百五十五條 書類提出後の處置

書類の提出ありたるときは裁判所は一人若くは數人の適當な 所に於ける管理人任命の不可なる理由の陳述を要求す。後者 る當該受刑者の財産管理人任命の命令を發し取は總ての債權 者並に總ての財産關係者に對して命令書に指定する日時、 場

して一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正」。 の場合に於ては公示取は其他の方法に依る送達方法を採るべ

第三百五十六條理由陳述命令報告書に關する處置

二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。 所は法規に從ひ請願を許可し或は許可せざることを得 を有するときは裁判所は一人若くは数人の財産管理人を任命人の主張及び證言を聽取すべし。當該受刑者が成る者に債務 合を除く。前記の場合或に受刑者債務を有せざるときは裁判 訟事件に関して裁判所 規定する支拂ひの保證をなしたる場 すべし。但し當該受刑者の財産關係人が債務を支拂ひ取は訴 き檢閱すべし。次いで裁判所は出廷せる債権者並に財産關係 せる場合には、先づ以て前條に規定されたる命令曹渓蓬に就 規定に依つて爲されたる理由陳述命令書の報告を受理 二九

第三百五十七條管理人任命命令の効力

第二四三號に依り修正)。 法なる登記所に於て登録さるべし(一九二九年四月二日法律 するときは該命令書の公正謄本は該不動産の所在する郡の適 權利、資格、利益等は總で管理人に歸す。本人不動産を所有 類の提出に依り動産又は不動産に關して當該受刑者の有する 一人署くは劉人の管理人任命命令の登録並に許可事項記載書

第三百五十八條管理人の解任及び新管理人の任命

裁判所は當該受刑者の財産管理人任命命令請頗をなし得る有 資格者の請願を受理し且つ請願人並に裁判所が適當と認めた

> 二日法律第二四三號に依り修正)。 と同一の權能を有し、同一の權利、資格、利益を附與せら命することを得。新管理人は原命令に依り任命せられたる者解任し他の者を任命し或は一人若くは數人の追加管理人を任る當該財產關係人に規定の通知をなしたる後、或る管理人を 同一の義務並に責任を帶びるものとすへ一九二九年四月

第三百五十九條財産の慰分

第二四三號に依り修正)。 育のために隨時支出することを得へ一九二九年四月二日法律 本人の妻、子女、其他祆養義務ある親族の生計並に子女の教 管理人は管理人に對する法定の手數料及び其他の支出及び本 人の負債を支拂ひたる残額を、委任裁判所の監督を受けて、

第三百六十條 釋放時本人に引渡さるべき財産

は本人の法定代理人に引渡すべし、一九二九年四月二日法律き管理人は法定の經費及び手數料を控除したる殘額を本人又當該受刑者死亡したるとき或は法律に依つて釋放されたると 第二四三號に依り修正)。

第三百六十一條 の適用 從前有罪の雷渡しを受けたる者に對する本章

らずへ一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正り て一入若くは數人の財産管理人任命せられしときは此限にあ其者の財産に對して適用す。但し當時有効なりし法令に依つ 其者の財産に對して適用す。但し當時有効なりし法令に依つ本章は本法の効力發生以前に有罪の言渡しを受けたる者並に

第三百六十二條乃至第三百七十四缺條

元 二千 記

第第十五 厄區

置所演武場に於て華々しくも亦嚴藍裡に協會東京支部主催の下に輦轂の下東京拘銘打つた第二區第十五囘武道大會は刑務 擧行された。 を和十 - 五年十一月二十三日第 祭の 念

斯くて試合に入る。

劍道

る。明

第位位位 二 班八九一 點點點 府小豐 中膏 摩

に止めを刺して全勝。此處に 給前を大外刈に、

\$ CT

且つ切つて食ひ下り、同じく四點を奪力に物言はせての得意の粘りに且つ撃ち石の安きに置けば、府中、肥田野一段體

決勝を通ずるものとなり、 府市、 小林の全勝 も足拂 を出 爲に

外刈に打びしぎて二階 橋、石津を小田返しに、東拘、給前を大橋、石津を小田返しに、東拘、給前を大橋、石津を小田返しに、東拘、給前を大橋、石津を小田返しに、東拘、給前を大橋、石津を小田返しに、東拘、給前を大橋、石津を小田返しに

開式に際し谷内所長閉會の鮮中に日く 「抑々武は生命を賭して已を守り國を 等るの一字に盡きるのであります。 宏極 の所は國を守るにあるのであります。 宏極 互刑務所に於て武を練るのもこの目的の 為であります。 どうかこの邊のところを はつきり知つて戴きたい。 かくて、新嘗祭の住き日、而も皇紀二 千六百年を奉祀して意義ある東京支部武

得す。

九點第二位。

豐多摩計

點第

位、

水戶

0 先鋒

大島三段斷然强

く三

點

を撃

小萱、道

將陣を鮮かに撃退して遂に全勝五點を獲

を心得たる者と謂ふべく、

强豪居並ぶ大

く中庸を得て攻防に非なく真に劍の妙域

手に長じ、姿勢、態度、氣合、

技共に全

中正眼も引き氣味に技には敏捷、

面、

豐多摩、宮崎三段温健なれども圓熟、

段の軍厚人目をひく。

小菅、

川村三段の鋭双、

横濱

横

田

個人優勝の榮冠をも同時

千六百年を奉祀し 省みるに本大會に を炁ふし一層本會に光彩 00 の選土意氣頓に振ひ、 は 會長金澤閣下の 割期的に を加 1 眞七十

腰投に、元氣一杯の前橋、狩野を大外刈中堅小菅、前川三段東狗、佐藤を釣込

大將小菅、小林三段比類なく强く、車優勢を認められて遂に全勝三點を擧ぐ。

第 第 第 二 位 位 五 七 二 點 點 前橫水 橋濱戶

選

第二位 统第 十 八 四 點 點 前東 橋拘

第二位 第 班 十十點點 府小

中

に臨ませること」なった。 は 斯くて夫々劍道部は第三位迄、 第二位迄を入選とし、之を以て決勝職 柔道部

勝 戰

劍

達、 なる剣の裁きは機に臨み變に應じて き氣味の正限、胴に長じ、水戸、中村初段の奮闘目 豐多麼、 多摩、松下三段退き面に長じ、他を程田初段重厚またよく四點をあぐ。 能く强敵を屠つて四點を擧ぐ。 してよく四點を擧げ豐多摩をして磐 面に能く輕妙 しく右手引 小 濶

令

七年典 級號 十二月 看守長 月二 H 松(大分支)

六級 看守長 H 嘉(岩岡少)

願 绝 八級 看守長 十二月 Ħ. H 仁(東拘)

発

-- 81 ---

願 九 元級 看守長 十二月十 ----討 H H 丙 午 作 京都

刑局)六等 等元級行官 典 禁 補 十二月 崇 H (聖多理)

滋 岩 同 希守長 Tell I 松

金積 資金

六任 福 Fi 法 級屬 岡 同同 庸 際 喜 (程 演) 三(字都宮)

1 六 14 4 HC 1E. 政道 大會。敘任辭令

と三等二首以下選外佳作若干成績左記の通り。 夢百に餘り、爾來各審査員に於て詮衡中のところ、 夢下に餘り、爾來各審査員に於て詮衡中のところ、 `十歌 二一」等月は 無中應

三等入選 西川好次郎氏 (秋田)

選外佳作

植 村映見氏

下 芳 輝氏 (大阪

崎 悦 井 更二氏 二氏

功氏 (滋賀)

義

平 郎氏

友 兼 成 彰氏 (名刑)

佐 12 木 國雄 氏 作

應募者。

右の中部内は佐々木、

楠下、

大倉

銀平の四氏、

他は部外

司法の庭にな 揺ぎなき

整然

遺烈を傳ふ 後の世に 感恩高くあふがれて樹てし刑務のいさをしは

歌當選發表

弑立てム進む 啓示 迷へる人を 寄する浪風 のひか b 救ふべく あらくとも 行刑路 かいやきて ひたすらに

紫白ふ 經綸誰れか 國の秩序を 亜細亜の東 億の民 大八洲 憂へなく ほ 語りえん 立てずんば 01

あ」清純 教へて共に 感激こめて あふぐ心で ム共に 0) 諸人を 君っため 日の御旗 刑務官

實 務 質 疑 應 答

○高齢受刑者刑務所と累進處遇

(間)高齢受刑者を收容する刑務所に於ても六十五歳未滿 には累進處遇を爲すへきか。 の者

(答)本問は昭和八年十月司法省令第三十五號「行刑累進處遇 ある。 號「六十歳以上ノ男懲役受刑者收容區分」に關連する問題 今」第二條第二號と昭和五年九月司法省訓令行甲第一三七〇 6

其の適用より除外す」と明文のある以上今更疑問 あることは同合に「六十五歳以上にして立業に堪へざる者を 務所に收容也られた者と雖も富然累進處遇令を適用すべきで 十五歳未滿の者は假令立業に堪へざる者として高齢受刑者刑 而て法の立前より謂へば省合は訓令に勝るものであるから六 ないところである。 の餘地は有

上にして立業にも堪へずとして收容せられたる高齢受刑者 併し實際上の問題として本問說明書にもあ 一部の者を單に六十五歳未滿なるが故に累進處遇を爲 一部は同歳以上なるが故に處遇令の適用より之を除 る如く、 六十歲以

> を採るの外はないであらう。 應各受刑者に付、視察を起し之を不適用者とする便宜的方法 に因り作業に適せさる者」といふ係規に彈力性を持たせ、一 であるから結局同令第二條第四號の一不具癈疾其の他の障礙 同規定の改正のない限り當然之を除外することは出來ないの 立葉に堪へずとも處遇令を適用すべき旨の朋文がある以上、 置としては叙上の如く六十歳以上六十五歳未滿の者には假令 的々に當を得て居ると思ふ。併し實務に當る者の實際上の 務所に於ては一 る。從て形式的な法の解釋を離れて考へるときはこの種の刑 置し特殊の處遇を施さんとする趣旨をも滅却する惧すらあ 外するが如きは、受刑者の處遇上並事務處理上幾多の不便 弊害を醸し出す所以であり、 律に現行の累進處遇制は之を採らない方が目 且又特に高齢受刑者刑務所を設 措

違法な擴張解釋とは謂ひ得ないと思ふ。 られたる者を此の部類に入れることは必ずしも度を超えた 者を意味する旨の通牒あり、〈昭和八年十一月行甲第一六第二條第四號に所謂不具廢疾は共同動作を爲すに堪へざる 九七號)故に老歸にして立業に堪へざるの故を以て收容せ

--- \$3 ----

尚最後に數年來現行行刑累進處遇令改正で審議中の當局に於 末記しておく ても、本問は相當問題として採り上げられて來た點なる由を

○赤

六囘刑務官高級練習所閉所

拜、默禱、國歌齊唱を行つた後、金澤練 各刑務所長、緒方 典 獄 補、大原、齋藤 別、大原主事の開會の辭に次ぎ、宮城遙 別、大原主事の開會の辭に次ぎ、宮城遙 の 諸 來 賓 參 智所長より、各練智生に對し卒業證書 討 松坂檢事長、島地方裁判所長、 安建、 記、谷内、伊江、吉日、一司波、平松、小川の各事務官、忠司波、平松、小川の各事務官、忠 終つて左の訓示を行つた。 達、吉江、中尾の各書記官、中達、吉江、中尾の各書記官、光川衞生 際東京寺中

を陳べる機會を得ましたことは誠に依 卒業式を舉行し、滞りなく講習課程を 快とするところであります。 本日效に第六回刑務官高級練習所 闘任せらるゝ各位に所懷の

に陳

期間中、講義に、見學に、訓育に、或地修養に非常なる努力と熱心さを示され、又學科の方面に於ても、日夜研鑽に組められ、眞に學行一致の實を擧げられましたことは、私の甚だ欣びとするところであります。 の下に開所したものでありまして、必先決要件たる「人」の錬成を圖る趣旨 期間中、講義に、見學に、訓育に、或す。練習生各位は、この二ヶ月の練習としたものではなかつたのでありま ずしも高邁なる學問の習得をのみ目的の下に開所したものでありまして、必 て急激なる内外諸事情の がため各位を参召し、 行刑新體制 變轉に對處せ 刑務官と

は、恰も日獨伊三國同盟成立に國民的 であります。各位が入所 せられたのであります。各位が入所 せられたの ところ であります。各位が入所 せられたの

この時艱克服に邁進しなければならないことを各位に力説した次第であましたが、その後に於て、國際問題としては日獨母樞軸陣營の强化、日華基本條約の成立等々の所謂世紀的の繼革も之に伴ふ皇國の一大試練とも考へらるべき出來事の生起も枚擧に遑なき有樣であり、又國內に於ても、光輝ある紀元二千六百年の式典、大政塑養會の成立 等何れる躍進日本の實體に觸れ、國等何れる躍進日本の實體に觸れ、國 あたりこれ等諸事象に直面し、 家活動の中極地たる帝都に於て、目の 度も任所に在るに比し、一層深かられたわけでありますから、その感銘 位の今後の御活動に對し、大なる期にしても、 心、大政翼賛の新體制を確立 ゐるこの秋、 運命を賭すべき幾多重大問題が 各位に於かれ 特に國 體験せ

耐る次第であります。 御奉公に勇往邁進せられんこと

は豫想困難なものがありますが特を有じてみれ

りますが、

0)

はりませず、當練習所のために御指導の役を御引受け下され、造詣深き學殖と、尊き御體驗とを以て御戀篤なる御見を廣め、又修養の度を深め得ましたころであります。信亦本日の卒業式には、態々御臨席の榮を辱ふし、一段と此彩を興へ下されまして洵に有難く存ずるところであります。故に重ねて謝ずるところであります。故に重ねて謝するところであります。故に重ねて謝するところであります。故に重ねて謝するところであります。故に重ねて謝するところであります。故に重ねて謝するところであります。故に重ねて謝するところであります。故に重ねて謝いる。 に各位に於かれましては、非常時局一言御禮の辭を申し述べます。閣下並 と 大來賓の閣下並に各位に對し、 は 出席下さ 意を表する次第 とのは下、 公務極めて御多端なる折柄にも拘け位に於かれましては、非常時局 であります。

し我國の志向はすでに決定されてゐるわけでありまして、吾々行刑分野に職を奉ずるものは、一意奉公の誠を以て、新體制の確立に協力し、職場々々を通じて大政を襲養し、以て聖慮を安んじ奉ることを期せなければならないのであります。際子に當つては恰も戰場に在る皇軍將兵の如く常に必勝の熱と氣魄とを切て手終れりとなさず、修養に修養を重ね、職務の澄行に當つては恰も戰場に在る皇軍將兵の如く常に必勝の熱と氣魄とを切て行っ。 記念すべき二千六百年は將に暮れなんとしてをります。太平洋上の波必ずんとしてをります。太平洋上の波必ずんとしてをります。太平洋上の波必ずんとしてをります。太平洋上の波必ず

對し練習生總代野並將治氏は、 を代表し左の答辩を述

に於かれましては、益々自庸自め忠良なる官職に在るもの、責任

餐を共に 法省大玄關前 散會した。 にて記念撮影をなし、 前途の

練習生總代

刑 務官高 級 練智

海

報

12 闘す るラデ オ 番

Radio Crime Programs

Procedure)の報告が委員長ミルトン・コルビン氏によつて爲さ 法及び刑事訴訟法委員會 を惹からと思ふ たが、その一部はラヂオの番組に關するもので、一般の興味 九四〇年五月四日のワシントンに於ける合衆國聯合辯護士 (Federal Bar Association) の年次大會に於て、 ので次に抄出する。 (Committee on Criminal Law and 協會の刑

ラムに特に興味を唆られるものである。悪漢の大膽な犯罪に關 論を動かす力强い手段である。國民を通してのブロードキャス ある。此等のラヂオのプロダクション(作物)はその意圖に悪 するラヂオ・プレー い断はなく結果善かれかしと企てられたもの」ように思へる (放送) は大人ばかりでなく見女によって聴取さる」のであ て、子供や青年はスリルの多い冒險に満ちたラヂオのプログ 「ラヂオは今日州際間の交通を促進し且つ國民を通しての 7 ナウ ンサ · 000 (ドラマ)は特に若い人達の心を奪ふので 犯罪が決して結局割に合ふ。事でない 輿

年男女の ず、其等の悪漢の始終日にする得意の語調をまねて、彼等同志 受け且つ犯罪の方法の手がかりを得たことを自供した多數の青 は彼等のひいきのラヂオのヒーローの犯罪手口を學ぶのみなら ケースを學げてゐるのである。此等の若い新參の犯人 捕されて、 のラヂオ・プレー から示唆を

らるべきことを勸説するものである。」 deral legislation)につき慎重なる研究をなすを以てこの委員會 除去すべきステートを拘束する力のある合衆國法の制定(Fel ーション(協會)の來年度のプログラムの一部として開始せ 當然遂行すべき任務なりと信じ且つかるる研究のこのアソシ 委員長は、かいる就勢に鑑み、漸次増大するラヂオの弊害 3

ラング(鄙語)で口をきくのである。

間は勿論、警官に向つても犯人仲間に行はれる代表的なス

0

Journal of Criminal Law and Criminology

August, 1940

ションの 映畫

-Probation Movie

200 10のナショナル・プロベーション・アソシ キュウテイプ・デイレクター (常務理事) たる 工

> を述るほどに深く心は用ひてゐるのである。ブログラムの或る とを示す目的で此等のプログラムが立てられたものであること 何物も残さない底のものである。被害者の頭を打つ鉛管のドサ 劇化することを目的とするものがある。その演出も別に想像に である。 これが若い聽取者の心に残忍性を養ひ且つ終にそれを何でもな するような叫び、からいふものが聞えて來るのである。しかし ツといふ音、頭蓋骨の碎ける響き、つどいて助けを呼ぶゾッと レーは犯人側の警吏と等しい怜悧と敏捷さを描寫する い事のように思はせるようにしないかどうか、頗る疑はしいの る。
>
> 屢々犯人は警吏を出し拔いて、
>
> 勿論最後には逮捕になるの 多い生活をやつてゐるか、若い人達には判斷がつかなくなるの 果はどうなるかと云へば、犯人か警吏か――どちらがスリル 衆國中部諸州パロール及びプロベーション會議(Central States であるが、それまでは始終警吏を打負かしてゐるのである。 Parole and Probation Congress) である。聖ルイス(ミツソーリ州)の少年審判所附のプロペ ンクシレラー氏は一九四〇年四月シカゴ市に開催せられたる合 のは、犯人が終に法の長い腕で捕へられた實際有つた犯罪を ション・オフイサーの長 (Chief Piobation Officer) たるフラ 警吏の敏捷怜悧を示さんがために、此等のラヂオ・ブ に報告書を提出してゐるが、 のであ 結 0)

> > ____ 86 ___

つて、プロベーションに關係のある諸團體によつて利用せらる リ及び三十五ミリ(普通の映畫館で使用するもの)の兩種があ チャー は配給の運びになる筈とのことである。このフィルムは十六ミ の性質及び運用の實際を説明すべきモーション・ピクチュア 審判所によつて執行さる」プロベーション(日本の保護觀察) 、ことになるのである。 サーで斯界の權威者)の發表する所によれば少年審判所並びに (活動寫真)が現在製作中で、今年 (一九四〇年)の秋の末に ルス・エル・シュウト氏 (古いプロペーション・オフイ

事 of Trustees)はか」るフィルムの製作を企畫したのであった。 ネマの重要性に鑑み、このアソシエーションの理事 於ける社會の活潑なる興味を喚起するに資する所極めて多いシ 犯罪防止の分野に於ける説明的な活動寫真の製作の必要を唱道 してゐたのである。この要求に應へて且つは一般の福利事業に ーション・オフィサー並びに保護團體の重立者は少年犯罪及び 實を聯想せしむるものがないではないが、 は少年の犯罪を刺激する少年犯人の背後の要因とも云ふべき 映畫は少年犯人の保護と處遇とに關する近代的少年審判所の これまで、已に久しい以前から到處の審判所の判事、プロ (仕事)の實際を示したものである。勿論、これがため 固より畫の重 會 (Board

ケースを引説して、コツスウリッチ氏は次のように述

べて

矯正図書館

る。この映畫のストーリー(筋)は一人のボーイに關するもの の各段陷を通じての完全な手續上の技術に置かれてゐるのです 研究、及び、プロベーションに於ける監視に至る少年犯人處遇 は、少年が逮捕されてから、 たこのフィルムによつて察知できょうと思ふのであ であるが、ガール・デリンケント(女子少年犯人)の問題も亦 留置、審判所の訊問、精神病學的

Journal of Criminal Law and Criminology,

October, 1940

-Death to Children

少年は死刑に處せられ得るのである。これは、今年へ一九四 Court Judges of America) 第三囘年次大會の第一會合で、ニ 催された少年審判所判事の法曹 會(Association of Juvenile せられてゐる所である。 ンの法律調査部の部員コツスウリッチ氏の朗讀した論文に陳述 ユウ・ヨークのナショナル・プロベーション・アソシエーショ メリカ合衆國のステートの多くに於ては、今日猶ほ法律で 年の五月二十二日ミシガン州のグランド・ラピッヅ市で開

於ては今日 である。からいふ場合の生するのは三つの方法の中いづれか 包含する若干の重罪は少年審判所の管轄から除外さる」のであ つによるのである。卽ち、十八ケのステートに於ては、殺人を 者中の年齢の多いものう管轄権を同時に與へてゐるのであ る。十九ヶのステートに於ては、法律が成年の裁判所に未成年 る。三十一ヶ州、アラスカ(テリトリー)及びデイストリク 所は此點 めに自己の管轄権を放棄し得るのである。猶ほ四五のステート ト・オブ・コラムビアに於ては、少年審判所は刑事の公訴のた この三つの方法が併用せられてゐるのである。幸ひにして裁判 に於ては、少年を隨意の處置をなす成年裁判所の權限に委ねる 「不幸に について展々自己の権限を利用しようとは **猶**は適法に未成年者に死刑を科することができる して、アメリカ合衆國のステート ので

Journal of Criminal Law and Criminology,

August, 1940



遙拜所遷座祭執行

も悪れ明治節の佳辰を期して竣工之が選 共に併て所内中央の運動場擴張整備をも 共に併て所内中央の運動場擴張整備をも 容者の運動會を行ひ極めて有意義盛大裡座の式を同日午前九時半より擧行次て收 六百年記念として豫で職員、收容者協力 を缺ぎ遺憾の點ありしを以て紀元二千 に偏在し境内も亦極て狭隘にして森嚴當所の遙拜所はその位置教誨堂前の一 三時半終了したるが遷座に依 日午前九時半より擧行次て收 り所

> 真に任勢大廟大麻奉安所として適はしき内中央運動場に正面し一入の莊嚴を加へ のたるを得たり。

達

長野刑 務

▲對橫濱刑務所(於同刑務所グラウンド)

横濱000010001 長野300000 0 0

↑月二十七日(日)午繭九 時 試会計三對一の接戰を演じて勝つ け三對一の接戰を演じて勝つ守り巧に逃げ込み横濱軍懸命の追撃を斥 局長野は第一囘に獲得したる三點を堅く 方役手の攻略に多少焦慮氣味なりしが結 兩軍白熱の投手戦に終始し双方共相手 時試 合開 ンドン

> ク缺除のためワンサイドゲームに終り 府中軍投手練習不足と全軍の チームワ

▲對豐多摩刑務所 十月二十七日(日) (於同刑務所グラウ 午後二時十分試合

開始、 長野30015 閉戰同四時 0 A

動會 の記

姬路少年刑務所

夜が明けた、 けた、 拉菲 梗 色の美しい空であ

此の日 と六百枚容者待望の體育大會か擧行せ此の日 ク眞摯 敢闘ル の四文字の

務 所

健

1/2

の身が何の憂惧もなく今日を過し得るの に満大無邊の御惠の下に過去の拘泥を一 に満大無邊の御惠の下に過去の拘泥を一 ての本領を發揮し得るやうに心懸けねば ての本領を發揮し得るやうに心懸けねば ならぬ。此の重大時局下に日本の求めて 居るところのものは何か、それは云ふ迄 もなく、國民精神の統合であり、而して 必然的に國民體位の向上の重大性が伴ふ ところである………」と述べ續いて競 接場に臨んでの諸注意があり、前囘の優 機員收容者全員の合同體操に一糸亂れぬ 事業の一 01 諸君 幕が切 は此 つて落された。 0) 局 F

赤青橙綠 6 は 盛んに應接の拍手が送 各 の鉢 が送らる 選手

> 心と足並 を作 す 75 乘 るの 敗を忘れてどつ h り出されそうになる組、 れ囘死 り白いラインに沿つて運動れば轟く號音と共に騎手が である。 0) 整はぬ組、 騎馬競馬競馬 調子よく走る組、一 走な馬 と哄笑の 0 だ 0) 威勢が 渡が良く騎 が人 逸 瘦馬 早組 を

る…… 後にリレーレース、これは各丁り 後にリレーレース、これは各丁り と收容者が組になって對抗する譯で各應 選手の意氣は一層凄く必勝を期して緊張 する――――全く職員と收容者がおしな ならではとしみん〜思はずに居れぬ程、 協和行刑の美しさを顯示して居た。 着天に何處かの學校ででも同 でも同れる。 「これは各丁り がではとしみん〜思はずに居れぬ程、 を発表がおしな がででも同れる。 「これの音がででも同れる。」 「これの音がででも同れる。」

組に富田 優勝旗の授與が気度の拍手の下に優勝 勝の ねた外

> 範囚 刑 務 . 動員 の新試

控訴院 逃を重ねてゐたが、 移すこととなった。 曾てな の戦 知 時下訓練と増産報國目指して全國 刑 の承諾を得たの 務 い中間刑務所建設計畫を立て交 では大場所 今囘司法省並に大阪 でい 長の よい 發案 よ實行に

ふべく 原料の増産により現場で製紙事業も 管内から最初五十名を選拔、 耕作等を行ふもので模範囚ばかりを收 これ れて植林、 高知刑務所だけでなく大阪控訴院 上としてパルプエ 原村の村有林四千 は山國土佐の プラ ンが立てられてゐる。 製炭、 代表的 三椏栽培、 場をも作り製紙 入 百 町歩を借 ts 將來は百 Щ 開墾、 村高岡

*

" 0)

れれとの器シなづてで否このつ知 りだが、その後化學で、 たロッキイが殺されて、 トロッキイの観路と心臓が盗まれて、 トロッキイの秘書はて、 トロッキイの秘書はて、 トロッキイの秘書はて、 トロッキイの秘書はて、 トロッキイが火曜なれてあるのだから、独立に毒薬でも塗つてあるのだから、独立に毒薬でも塗つてあるのだから、独立にないと言つてるるのはないと言つてるるのだから、独立に毒薬でも塗ってあるのだから、 と言いるを必要ではないと言ってあるのだから、 と言いるを必要でも塗ってあるのがある。 出たものであら を発送されたのは周 を発展を負はされたといふ を関重な看視がつ を発明であって、されを を発してそん を発してそん を対してものであら を対してものであら を対してものであら を対してものであら を対してものであら を対してものであら

> 言 つてゐる

微兵忌避などといふことは吾々日本人には絕對に考へられない現象だが、 あることは前にも報じたどころだが、 最近もニューヨークの神學校の學生八人が微兵登録を忌避して禁錮一年の刑 を宣告された」め、母親、妻、愛人な どは法廷で入り亂れた愁嘆場を演じた といふことだ。なほ淺ましいことには といふことだ。なほ淺ましいことには がなき言渡してから裁判官は八人の學 生に向つて、もら一度考へ直してはど うかと言つても、頑として應じなかつ たといふ。 つど學はたな刑人 17

務 所 1 出張

て求出大はテオ る學張學こリルニ る心教並の囚キュ がに授に程人ルー 、教授は 対応の 対応の がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 授連の話では、これら囚 局等専門學校の教授連の おことになった。この はることになった。この はることになった。この はることになった。この はることになった。この はることになった。この 囚つののル等ンウ

> りむな 人大 のし學 の話であらう。 ふりは だずつ あたお

で密の訪夫人りて問同にれッリ頃會とは響でね人のカはの夫後ずのカアで對

- 9I -

惡戲

~ ヴ 22 町 0

海

外

異

聞

能

道

100

矯正図書館

ある夜ガイスラー屋根葺材會社に怪盗 で表して、不敵にも夜警の守衛が震 で、にやりと薄氣味悪い笑ひを残して でみると守衛が全部大金庫の中にされてをり、その上皮肉にも金庫のにされてをり、その上皮肉にも金庫のにされてあるのを發見し、一同地塵駄を踏んで目情しがつた。 またガソリンスタンドの主人で一またガリンスタンドの主人では店先にこれを据えるの上に「持去るは店先にこれを据えるの上に「持去るは店先にこれを据えるの上に「持去るは店先にこれを据えるの上に「持去るは店先にこれを据えるの上に「持去るは店先にこれを据えるの上に「持去るないらず」と書いた礼を載せて置いてからず」と書いた礼を載せて置いてので、同君血相變へて警察に訴すると数日後に夜盗が入つて三地での登録器をそつくり恣み去つてしまったので、同君血相變へて警察に訴すると歌音をいたしとこれも大變な日惜し では取にてある。ないなるでは取られる。

へま在たべは二君 かや泥たのすら

獨 裁 は 0) 九夢 の破 ラれ ウ 7 11

席も之に列席は あライによるが、ナポレスの が、ナポレオスの が、ナポレオスの が、ナポレオスの が、ナポレオスの が、ナポレオスの で、ナポレオスの で、ナポレオスの で、ナポレオスの で、ナポレオスの で、カカスの で、

> 禁ひ副の三機に主ヴァ れと席謀のを國をル たしはを閣とに監副のて、摘議る對禁主 だ取夕發席計しし席 はこの時 にといふの といふの はこの時 にといるの はこの時 にといるの はこの時 でれ對のした告者を おして となり、 となり、 となり、 となり、 ま力が相るツ ムをアがにの直々 監用ル右十御ちン

0)

持と食るが、スド逸 國切戰 コッの も符時ツは間 セの犯ト犯斷 チ傷罪ラ罪な でるである。所のである。 謂符 よ

國 0) 3 E 統

さは以り れ午外1フ 三酸のソ 時賣割ス 以出合で 後來では のコーなる なしと ヒり、代ー 設立用に對 は賣しし 禁店ヒチ 比でリュ

档 遇

榮學 つば誦 除土世た立を幼吳 大に祖 °ち成に興 どししの称 夫遷に をさ仕 ろ又聴が に文明ある 文に讀 ~秀書 為でを す一好 とたみ いびー ふ筆讀 風をす で執れ

あれば

拜れへ した大 國の郎 公朝中 封翰な せ林り ら思い 九士集 文丞賢 敏士直

子のあ もの はし脱とる時法 た字れ

松くら昻織はろ

事費、はい体が

とい實宋だ然不

號人にののと思して宋大はし議

して宋大はし議

興る宗の子傳も

のの室子島は宋

人名の泰でつ室

では出土あてた

あ孟に徳るる丈る類。事等・てけ

いは

そ晉 九唐

の、分の

故字は後

昻上 る趙學古とれたし云新代と宋る多る元福元 った か子が決こるこではなははの ○天主はの時

のと新れる凡大書

はたるもてには

米ながののそ縦

帯る、人方の横

た地道設にや逸

の開みよる殊にして

風を見てもない でも古法と 見ても対した。 でも古法と

窺力をた異の古

ることはなははのの天まはの時

皇で世二代

よ九祖家に

り十がは於

後三國古け

村年や來る

上間立定名

天でて評家

皇我」がと

にがかあし

至國

るで関

間丁減に度に

あ後さ

る般に値る守し小共學古これと 上流か功ののを冠家びくはる 上に及ぼした影響はは書畫雙絶、山水、花を得た。この時代の書風を追はず、二下を得た。この時代の書風を追はず、二下を得た。この時代の書風を追はず、二下を得た。この時代の書風を追はず、二下を得た。この時代のは書道史上特筆をはまる。 甚わ時大は王古最楷は宋花

た後はニラ

書

道

か子角其が前出歸の、實も文行な數子 も數 最は も相

きるるましてある。 がで赤 なる壁いる賦 こいはてる。たれの子る。古千 のを子

昻る

昂

がら、て

滅な

びが てら

ありて

知

8

THE REAL PROPERTY.

10

53

りて しに生いろ文あ なそ本面後、趙とくな、てををるそいれ人白元 く支非へ ひ人をとたの受い てこけふ るとての

る。とないてををあるいれ人白元になる。とないない。 とればられるのと思いると思いるとない。 とればいる とればい とればいる とればいる とればい とればいる とれば 都れに机ら子期合て思のれ場の

でたる知 その人を紹子 こであで とある もれが節 學の元に いば、義ら、日上 ば士に答 ずで降へ 陽の向をに書かの樞 の鮮利は見そを程技と鮮 人子をた出の好迄量聯子

世非トと に難頑 遺》固言 し蒙過は されたとのことは偉力 大あるとなれがで こ丈鬼あ とけにる、での角、 あ書かこ る風くれ のかしは

典學るどりに易へば人へ 簿民。鮮墨堪をばなでば 于げ能貶 いあ 福らなさ趙、る直 はれ鮮んが場合に鮮んない。 後たチ

とも とな 1) 行漁

草をよくし、酒を響げて詩を吟じ毫を なは、高態横生し甚だ妙であつたといは 変し、一点に引く。 無理子山、異仲主、 の筆は野であるが頭を見く引く。 中峰和尚、村九思、張雨、等は であるが頭を発している。 な能書家である。 には、一点に引く。 気持右に下らぬやり。 1 のののところをであるが頭を長く引く。 1 ののところをである。 1 を定めののところをである。 2 を定めののところをである。 2 を定める。 2 を定める。 2 を定める。 3 を記し切って下に長く引く。 2 ののであるが頭を長く引く。 2 ののところをできる。 3 を完める。 2 を完める。 3 を記している。 3 を記している。 4 の筆は本さいる。 4 の筆は本さいる。 5 を完める。 6 を完める。 6 を完める。 7 の筆は本さいる。 8 を完める。 7 の筆は本さいる。 8 を完める。 7 のである。 8 である。 6 を完める。 8 を完める。 7 のである。 8 である。 8 である。 6 である。 8 である。 7 である。 7 である。 8 である。 7 である。 7 である。 8 である。 7 である。 8 である。 8 である。 7 である。 8 である。 7 である。 8 である。 7 である。 8 である。 7 である。 7 である。 8 である。 9 は、はなず、こといは本である。 8 で元分右に長く引いる。 8 で元分右に長く引いる。 8 で元分右に長く引いるとこの。 8 で元分右に長く引いるとこの。 7 をといまないまた。 7 のもしてもしている。 8 で元分右に長く引いる。 8 で元分右に長く引いる。 8 で元分右に長く引いる。 8 で元分右に長く引いる。 7 である。 7 である。 7 である。 8 である。 8 である。 7 である。 7 である。 7 である。 7 である。 7 である。 8 である。 7 であ

隨意 課 題 し臨人本 ·書一號 一、 枚揭 人自一戦の手 の手 枚何 本揮 亳 0) \$

11 發締 送先 表切 三二の一東一小月月こ番京牧書 號五と地市品本日の品 °仙 本日 品 高川 白西 鷗品 先川 生宛送付

之履 原條 1 注 もか名、版 の貼、級は付雅位 級す號あ位る等る 日 はこかも 月 新と明の と。記は す新せ級 るにる位、 麗高明

4 截 大、 書體 隨 意 A-----A と暴小所です紙屬

94

- 95 ---

歌

矯正図書館

選 歌 2 2

古今集の話 12

今集以前になか であるが同時に短所でも ふことに盡きるのであ しろ悪いにしろ新たに開陳され 古今集の歌は つた歌の風態が る。 それが長所 る。 II た事 良 V V 質

前に言つた四人の選者の外に主な作 、僧正

は見遁し得ないところである。

者としては、 小野小町、 素性法師等が舉げられ 在原業平

翼 ス

モスの花ちりすぎて庭の上にあたる日 幌 來

木の間もる光のなかに咲きそめ 眞白き花

落魄の身にあらはなるさげすみを言ひにし人はすがしかりしか

作 のたつ名 い刑 よ」緊りぬ

三日每 0) 入浴を更に 一日延べ囚

木枯の絶え間を背に陽のぬくしなれぬ変蒔き数はりつ 京 都 磯 獄務にも馴れて來にけり受刑者に顔を 別らしつつ心やずきに 野

忠

野手甚之助氏恩賜の記念章拜

大君 に召され し鶏の御徽章仰く尊とさ

募 每

集月 刑

政

用紙ハガヤ 郷切 毎 ハガキー 葉三育限

壇

選 宮

が色濃くなった らいにけ 忠

森 のあは れなるかな 童 次

積 舜 政 夫 水 晴 次

元

伯耆富士峰に頂く初雪にこのあした吹く風の寒しも 教會の鐘きこえつつ此の夕べ銀杏散りつぐ一ときを居 原

子

江

子

良 藏

生 忠 次

來

岩

倘 子

英 龍

田原

白

河

勳 利

見

綾 華

良

大陸に花嫁となりて行く友のうしろ姿にわれは新れり、

権太へ歸る送れば朝の日はデッキの母のほ」に映るなり

東亜細亜はびこる草を刈り拂ふ天つ劇の光り遍し

此の頃は心動きて定まらず腹のたつことかにかく多し

名

古屋

草

雌

邊で筆を擱くことにする。

湧き上る新體制の大浪に吾先つ漕ぎ出で命を捧げん

り古今集の解説を終つたので、

200

小春日

の総に糸くる音ひさしか

たへにい寝し孫子が寝息も

江

儀

断

以上できはめて大略ではあ

つたが

C

あ

の真率な歌柄を親しむことが出來るの

があ

つて、

卷尾に

ある東歌と共に、

がたどよひ

心緒正述の

力の迫るも

0)

とされてゐるが、

眞實な萬葉脈の香芬

今集の初期

へかけての過渡の時

代の作

幼き日喧嘩相手の友なりき命日のけふわれのかなしむ

すべきだ。

これ

らの歌は萬葉集以

後古

る

もの

ム多いの

は興味あることで注意

は見當らない。

それよりも却つて集中

一讀人しらず

の歌に異彩を放つてゐ

0

どを除いた外は真に詩人としての作者

が、

天才的な素質を持

つて居

た業平な

大君に召し出されてたぐひなき鵄の御徽章うけし君か、菊薫る曠古の式典につらなりて國の御榮祀ふ今日かな

--- 97 ----

____ 96 ___

北か海海でにをのの一こをにる激うこ衝かぬの芒海らのやる優っ煙中面め誘はのに、と激まけ傷心 やとあ中の へ心しやつてせとと

曜叙りかだ白

ただす濛れ汀らと、々ど

如しまらけ

傷霊い谷轉う末野破忘悲石夕菊

■魚にこ任そ枯のれれし垣芒の

ひしめは寒や寒兪花みに心宴

しつてのまれ心懸分

い傷がずで生、或あ

すすの しこそとも しつてのまれ心態分。 OB水 氷 めろれ 湯蟹谷 谷 さ人 來刺せるのとら心 タ いの出 景色 配 でまそ

球機秋麗

夕芒 0 句 0

難のみらたはうかで英 物を甦何あ涯強はる離淋持つかり忘い失か

募 铤

第 月

开门 iBi

俳 遭

用締領 紙切當官每當 私月季 製五魔 會限意

名古屋

豐

小田 原

髓

橋同間同同 本 口 英

白

を経て来しる。 を経て来しる。 を経て来しる。 を経て来しる。 を経て来しる。 の態態の山。 の影響の山。 の影響の山。 の影響の山。 やとへていく まとつれにきし をきばりり心 00 8 去器思急れ富野 の紅紅狹 は葉葉霧來らひがい士菊 と冷濃とせざわるな匂つ日らけ りえしもりるぶょしふむ影ずり

7

季たりでしく 圏に音いるの 関のまあて 床はか静る時 のかだでか眼い極に時間浴で氣、あしを、めどでに

がとるつや得てこある

るの笑音く鉢ぬあか、に事砂

と如しのやの音のすこ身をかっこきた正う海でかれの體終く

雁慰嫁初サ籬雌お磴昃妻淙天嫁ヶ片山氷秋秋月颱ぬ 鳴問が日ルを阿みのるの々龍話り寄の海日の 〈文君影ビ洩寒くぼ山里 海海かに五ッ島山輝きて 地はまりし安閣 1 の と天龍流れ秋梁 と天龍流れ秋梁 里に泊り重ねぬ 里に泊り重ねぬ などでの櫻紅葉に結びありたり間の上にわたりけり雁の と天龍流れ秋梁 とて、龍流れ秋梁 とて、龍流れ秋梁 とて、龍流れ秋梁 とて、龍流れ秋梁 とて、龍流れ秋梁 とて、龍流れ秋梁 とて、龍流れ秋梁 とて、龍流れ秋梁 とて、北道銀杏黄葉かな をありたり間の をありたりに をなりに をありたりに をありたりに をありたりに をなりに をなりに をなりに の極」り邊や入海 ぎ百く 籐りにりぬきくりなな飯しり秋花竿ひぶてしなり花

字都宮

田

まん母活あら既

なこーいて就な

にの事ふ息いつ

樂子にの子てて

しあよでをあめ

であり、これのである。

ら子像子くあ闘

る將來人るがて

こ來まのお態來

りさの生でかは

れの出二れるつ 母

なませい をすると母さん なお母さん であると母

え者をる 蚊るの廻敬書

帳や風す虔齋

をう貌となに

出でがい學立

12

を迎

する者を発見を

下そ想て

にの像何

服一しか ら動きの

し作す研

出に、究

さよ鉛に

れつ筆没

ててで頭

眼そ地し

にの球て

見學儀る

的构

山 船 風

石

111 紅 東

to

島 筍

田 Ŧi. 角

智

滋

深同同先同同高同同ち同同同市同同 龄 . 1997

芳

あある無てこけは 夏と風のはは長いは物如鉢季蝦 権一とくに題は **旬りて親つなの** と趣愛盤てつ季 見か玩にあて顔 るらせ間るをない る明て」で、て

す症しでそいたまで したて酷作 あある魚でこけはない状であの心根いは第いそ居いとこ垂げまりるのの恰のれない に拭り暮の憂と居りものりの見の遊らさまで如るのです。 たでありて中り ら像との一 なしを症つ同間と 生て聞駅のし な 々るいは連

描で/居すれがなと

朝呂鳥元はき春本ス深網淺菊の雪の屋のにら暮日のクくやるのの のか來を居怒 げて猿いる花ば秋 ま心践幼の 相水と 映りる 手塚ばからい しつ つる むふ今霧 日朝手の寒障ぬ紅小毛 か子苑葉春糸 新 新 新 裏 覺傳の行葉野ののかか時^日書 ゆひつく髪原海花なな化影く手ずな鉢ななむるるり

名富青神松柳大蒙千新松高小佐海古 名古屋 屋山森戶江城阪古葉州江知原賀州

同大同同 尙 子

かあくる、た偶こは きてれる老ぬつ れり誕と第時々と豫 て異をい二のさもて の際る熱あ然る る様垂ふ句悲うあ聞 ででる幣つしる まならのはししるい 今風山脚や行小日マ霧鰤多白年初髫抱絕紙す寒柿山

0

0

0

◇ 迄客 新入 時 二於

791

政

第第

Ŧī.

PU

ケ

16

収

有之候條 有之候條 有之候條 有之候條 九八日

刑ヲ年 務 限八 共り月 組シ甲 合爾第 掛今六 御二月六日 相テ八六陽 相テトは、スルカスル 废本 候年 ナレ 月

分

八四 日號

御追八月 送テ左五 付調記日 相查模范 成上式二 度必= 沒 候要依付 一係 n 掛 金 1 微 收

明

脱於給キ員依支以及方所常

シ組 前り現ノートルノナ臨 月シ給定 者區シ時

組

加

入

者

俸

額

八分 部

刑

長

氏

名

印

但

所

月依

末り

ノ記

辭載

令ス

末者額日

ノ其前

思テ額ハタル排下

令 月

面像

二給

於支

n)

月定

俸日

額前

ノ組

日合

割ヲ

計脫

シ組前リ現ノ

N =

1 加

十入

ハシ

月及

作ル

額者

F/

割月

算給

計俸

二支

依挑

N/

現定

腿 1) 本書 到 達 次 应 -作 成

應

分 刑 鞍 合 掛 金

命

內 譯 一徵收明

掛 金 摘 要 雕 名

路經

時常 部部

* = ^ 0

本引金末前前給日月算退引日其一引俸併明載年組續欄ノ月月額前ノニシ續割ノ佐續欄記細伽

加欄リト日ニ

入金記/割於

シ額載合計テ

タノス算算組

ル百ル額ニ合

本

組

合

依=

ル加

現入

給シ

額久

hn

前者

月ハ

/ 貝ハニ給支 日夕左於夕拂 以ルノケルノ 後者區ル月定 組八分月俸日 合月二俸額以 = 停依額ノ後

依

額

---- IOO ----

額於 日现 割 = 篡守 = 5 依り ルシ 加君 人八 ノ除 > 樣 想欄 命令 額額 1. /

應 端 = 及對

ル支

場拂

合フ

事

Ili

シ尾ル其及掛ニベ戰要ノ百織 年ニモノ月金於中時欄合分 月刑ノ他俸ノテ其若二第ノ日 日務ア掛何徽掛ノハハ頓ニニ 氏共ル金程收金月事左 名濟トノノ日未ノ變ノ 記組キ徵日割徵停二事 載合八收割計收給際項 調出其額何算ノ情シヲ 印納ノガ日ニモ無召記 ス管事月分依ノナ集戦 リアルセス タルカラル ルト又レコ モキハタト ノハ特ル ア其金組 ルノ額合

13 ル理由停 4 1 百 分 相 -12 7 ザ

儒 -考配末 コ事 下務 学 E. 微 入

数 職員 式ル支 異動 報告二關 ○日後 ス 11 件

本シ俸

樣及給

二者拂

準ニノ

ジ對定

作ス日

成ル以

金割月

額計末

ハ祭ノ

朱二前

記依日

スル並

ル渦ノ

コ粉間

ト掛ニ

一金於

ス還テ

ル付組

コ明合

ト細ヲ

書脫

ハ退

局省 昭行 和甲 五第 年一 九〇 日號

成左標 場珀麼配記 合而候様ノ 式件 = = 依付 り從 異來 動報 ヲ告 生漏 シレ 及) ル筒 場有 合之 ハ幣 其理 1上 都差 度支 遲相 帶生 ナシ ク候 報條 告阁 相今

二右 限显 リ動 本中 通採 際用 = = 依關 ルシ 報內 告議 ハヲ 必要 要シ 無ルル 候モ 又ノ 彩二 績在 調リ 査テ 記八 載其 事ノ

> = 尚項 在六 1) 月 1 テ以報 ハ降告 此别小 景給之 相印人 成タモ 废生 3/ = 及有言 ル鉄 = 75 2/ il テ茶 未候 報 告

> > 所

体支 别用 職 名 車 别 氏 名 及 11: 年 月

H

備

考

刑

務

言。

`任 效則 育任 数别 練ヲ 等示 13 係 3 別ト 9~ 示教 ス間 2 卜敦

解 除 等

スニテ備宗動異ノ兼職 係配考派事動別教名 ル置欄別項事ヲ海欄例 定ノニ欄並項示師ニ 員モハニツ欄ス、ハ 外ノ幅ハノニモ鳴教 ノ又託僧事ハノ託誨 モハノ籍出昇トへ師 ノ當定二及給ス敦へ ノ局日アソ 區ョ内ルノ改 別り、モ年姓 一配外/月、 其置/二日退 ノナ別限ヲ職 他キヘリ示、 考事局入モ集 事務ヨスノ、 項整リルト召 ヲ理囑モス集 示上記/ ス自定ト モ源員ス ノ支ト

ト辨シ

共 濟 組 局省 昭行 和甲 十第關 年一ス 九一 月一 日號

合共濟

金

ル

濟 金 瓷 憑 = 關 3 Hil 第 --1) 當 省 = 於 テ 其

0

0

0

0

0

附 ル號欄保中第/ 記 、餘散共六適 相キ同白ア濟飲否 査 成の第二ル会所ラ 度其十粗憋給定號 候/六合本男/査 事僚加ヲ決奪ス 由第入送定類ル 及一及付上申ノ 受項脫相嬰殉要 領何退成ス勝有 者號年度べ、之 本、月份丰牓候 人同 `脫關疾條 以第掛退係及共 外二金給書程濟 ノ十總與類炎企 者六額金ノ給受 ナ條、=原與領 ルニ規限本金書 ト操則リスニノ キリ第其ハ關外 ハ一五ノ事ス事 其部條受務心務

保何上ノ除程製

0 7 木 寒 -關 ス 16

和甲 十二第

ム今イノテスリー年夢 尚智道基私子主题》本年十刑 閣意而中本ハ旨宜モ省五月者 今相思申看数二之ノニ月行ノ 書成想講讀化学が有申行甲私 籍度犯相出上ル許之請甲第本 受成順面モ否モノ第一看 刑一アロノヲ偶上六四讀 者層リカニ決々審五六許 二数タラシ定事査八四可飛法 付化ルサテセ務ヲ號號ニ局省 テノ場ル審ラ煩經通通關 ハ適合結査ル項テ際際シ 轉正ハ果ノ、ノ許私私テ 向ヲ申ヲ適向爲否本本ハ ヲ期誘招正有申相審審看 促スノ來ヲ之請成査査讀年 進ル要ス期様ノ居申ノ出 確様否ルシ見手候請標願月四保致ラコ得受練處書準アニ〇 セ度雅トサケラ近様ニリ シ酸メトルラ無来式關タ タ可ノレサ私一スル ル相三候ズ本定ル場 上成ナ右各看ノ件合 右候ラハ所讀件及昭 通係ス通ニ出ニ同和 牒钢延牒於願ョ十十

金ル領取共

相

行司

胶

刑法 够 -四 Ŧi.

通

0

令十 スニ 年 + -月 司 法 省 行 甲第 ---八〇〇號訓 合 11/1 东. 1 通

战

右大

割正

和 ---Ŧi. 年 ---月 29 H

ノ給第領擔モ取

續與一書任ノ扱

柄二項ノ省ヲ規

法 大 臣 風 見

札 幌 大 通 支 所 泊 館 釧 路 網 走 札 幌

腿 苗 穗 支 所 札 帨 函 館 網 走 帶 震 117 年 = 改

右昭 訓和 札 令十 ス五 年 九 月 司 法 省 行 明 第 -=== 七〇 號 訓 令 1 1 左. 1 通 改 IE.

和 1-Ŧi.

iil 法 大 臣 見

7 刑務 支 所 次 = 項 7 加 7

米

苗 穗 刑 務 札 幌 函 館 網 走 匮 13)

刑 務共濟 組 合 進 金

十四位 日號週

行司 局省 昭行 和甲 十第 五一年一

ヲ掛入扱濟 爲金ス規金 サノベ程ノ ザ殘牛第給 ル額ノ十與 向ヲ處四ニ モ組各條充 不合所第ッ 抛金ノニル 有出管項為別法 之納理二 候事狀依資 二務況り金 付擔區之卜 テ任々ヲシ ハ者ニ郵テ 謝ノ渉便管 今手り局理 左元甚若= 記保敷八條口時獨 標管へ確ル準ニ毎貨準 ニ委月ナ備 依名徴ル金 リ全収銀ハ 御然二行專 處預保二務

度白道相 エテ成 銀銀度 行行候 名二 "用 所金 在ヲ 地為 13 預久 金ル 高卜 すキ 預ハ 金其 種ノ 别月 及1 利取 率支 ヲ報 記告 載書 置欄 相外 成餘

書務テ預殘殘 一共預金額額 其濟入スノノ ノ組スル三三 他合ルヲ分分 一過コ得ノノ 欄徴トザニー ルヲヲ記 事銀郵 情行便 ア預振 ル金替 場卜貯 合シ金 ニテト 於預シ テ入テ ハス預 郵ル入 便コス 普トル 通但コ 貯シト 金銀 卜行 支 報 シニ

告刑 記掛 ノ付 件金 一及過誤: 拂 戻入 金 鹿 理 竝 收

刑法 取局省 昭行 和甲 十第 五.一 年一 月七 --九三 日號

左. 記 = 1) 扱 相 成 度

祀

タ給ケ出ノ出過ス俟タ係 コタル給 日シヲ區要シ掛トズ者支 直二排 = 對/ 明ス定 細ル日 書其以記 御 タノ後 作月月 成ノ末 シ過り 日徵前 割掛日 計金迄 算ノノ - 還間 依付二 リハ於 支脱テ 桃退組 ノ者合 手ノヲ 續請脫 ヲ求退 為ヲシ

ル與之ノ所ト徴 ノタ記學料テ金 屬ル載資金取ヲ ス共ス補及扱還 ル濟ル助用と付 月金コ金紙其シ ノノトノ代ノタ 欄金金ル ノノ額ト 次支ハキ ニ出郵ハ 一額便還 線卜振付 ヲ合替シ 割算貯尽 シノ金ル 一上ヲ日 其收利/ ノ支用屬 他報シス 一告タル 欄書ル月 ヲノ場ノ 設支合支

敗課 入排 ト又 取渡 扱二 ヒ基 其ク 1展 金入 額金 111 收戾 支入 報ア 告リ

0

=

ス書 N/ 口收 卜人 凹 金 櫊 文 -他 7 設 4 之 7

記

0 務 共 濟 組 合 限 -ス

行司 刑法 局省 昭行 和甲 十第 五.一 日號

作成反不向月 様ス符不分 致心合妙收 度次ヲ有支 候第來之報 ナス候告 ルノ處書 タミイニ 以ナハ送テラ報金 送ズ告額 金事書ヲ 每 取 記 載 月扱載シ 必規额送年一 ズ程ト金 俸第現手月六件 給十金續九八 排條納其 定二簿ノ 日定ノ翌 直山月月 後心計= 手期額遲 續限トラ

◇ 相==ス毎 業 時 問 短 縮 試 行

行司 刑法 局省 昭行ス

- 4 -

期ノ續標 對正法 報追間必申記 告而延要緊ノ 昭ルー訓書延期ヲ急件 和手年令八長相生大二 + 當十第 延期成シ量付 五金月三長間タ時ノテ 年給司號期ノル間軍ハ 問試モト儒十 終行ノ能品月 了及=率製四 後方有卜作日 後法之ノヲ電昭行出調候關引報和甲 相查條係受通 相査條係受通十第件成事御ニケを担ま 废項了付之相年一 候へ知猶が成十一 從相繼爲候月八 前成續メ處 通度調却石一六 ノ作各日號 御候査テハ 處 必業所 理 要時二 相 上間於 成 試延テ 成 行長引

二大司 ス十省 十與法 月規省 程訓 五别令 表第 ヲ六 左號 /就 通業 改者 41 作 業 = 村 iv

死

傷

疾

+ H

法 大 臣 風 見

章

0 0

0 手當 金 給 與 規 程 表改 Œ 關ス 12

行司 刑法 局省 昭行 和甲 十第 +--九 日號

ルテ病傷本 取相ノ病月 极當起手十 - 斟因當五 出酌及給日 デノ受與司 ザ上給ノ法 ル支者際省 様給ノハ訓 致ス生障令 度 ル計害第 依コ狀ノ三 命 卜態程號 ト等度ヲ 此 ショニ以 股 及以考付テ テ慮左標 牒各シ表記 候所訓二規 之分照程 ガ別準別 給表シ表 與ノ尚改 = 範傷正 付圍痍相 大內叉成 差ニハ候 ア於疾處

> 久 띪 米絣 織 業 制

宜少共リニ記 ノ数本居於ノ 處ト作候テ件 置相業處同二 ヲ成ハ近業關 講候殆時組シ シニン軍合テ 作付卜需理ハ 業テ陵作事昭行司 施へ止業長和周省行當ノノト七 上分狀進科年 萬/態展程五 遺間=並及月 短荷シ技賃行五年 ナ統テ衛金甲 +制機的/第 コラ台作協九月二 ト解ノ業定三 ヲ除如等其〇 期可キノノ號 七致モ激他通 ラ候目增連際 レニ下ニ絡ニ 废付著伴事基 候各ルヒ務キ

機ク所當局標

间法 昭行 和甲太 年一件 五九

5 ---

死

t

手

○別

0

0

0

0

種麦

最)

平

最

〇回低

能

M

項施際

症行害

度第 /

四座

特給

別法

程令

金

額

退勞 障勞 失勞 コ終 コ終 卜身 卜身

夕能 能勞 存力 ルカ ハ務 スニ モノ ザニ ザヲ ノ大 ル服 ル辨部 モス モス 112

0

0 0

傷

病

手

當

0 0

九 0

标 同 第 項 症 及 第

項 症 五. 項 症 程 度

ム特二ノ

所シ各二當

ルニニ者

カ

[17]

項 症 程

度

30 Ŧi.

/ 症令及 必狀第第 要程二七 ア度十項

モ手該恩 同 /當當給第 金ス法六 給べ施項 興キ行症

--

モ能 力力

第 四

度 ル著 ニモシ 減 / キ Ŧi. 0

七務 碍務 七務

シ能ヲ能

モカ

ノ高

00

0

0

iv

者

日號

---+: Ŧi.

五.

0

ノ勞ス勞モ勞ザ終ザ終 務心務ノ務ル身ル身 能モ勞モ自種 カ ノ務 ス

> [11] 第 度

能 减 退

部 丰 7 iv 障 7 碍 E 7 及

リニ四症 トシ條程 認テノ度

五〇 0 〇面高 ---五〇五均

00

00

製日追 約勒テ 1令契 更七質 ヲ百金 悠三著 ス號ル コ僧シ ト格ク ヲ等低 得統額 ル制ナ 儀令ル - - 場 付基合 キクニ 爲行ハ 念政昭 申官和 添廳十 置ノ四 候許年 11] -ヲ月 經十

務 組 合 塞

ト細ニ以ナハ有ノ途事更

ト指候テレル史安大故二

存示 行八寒以寒二/之

致 ク 度 セ ル ヲ 官 候 レ レ 解 ナ 輿 於 遺 標 度貴尚シ次以業モ居勿釋ル等ケ徳記 候官各×第テ共本候論ニ手ニルナノ ョ係ラニコ濟組為本付數於實中件 ノル付ノ組合直租疑ヲテ施ヲニ 御施ル此事合ハニ合義要少狀期關 服行ト際務ニ刑其令ヲシナ況セシ 會二共改ノシ新ノノ有居カランテ 相付ニメ處テ協細附セ候ラ仔トハ 相付ニメ魔ア協和問ラ加サ細御當刑法以の係當ハノノニ規ル之ルニ努恵局省 テト法該一事舊迄則ル組誤觀力動 一七規事般務刑通等向合認察相令昭行 層疑ヲ務事ハ務曉ハ勘員ヲス成 共義研擔務官職セ相少ニ為ル居省 濟ア究任ノ廳員ラ當ナ於シニ候令 事ルセ者處事共ル多ラテコ掛コ 務場シニ理務濟ル数ザモレ金ト訓 合メ對トト組コノル本ガノト合 ニラシ同看合ト條ヤ組爲徵思等 正ハル如様做トハ文ニ合其收料ニ 期趄様ノモル質難因受ノ更ハヘヒ ラル指旨確モ異存構ラ屬等與今ガ

務 事故 防 止 Street Specialis 開スル

行司 刑法 局省件 昭行 和甲 十第 Ŧī. 年一 ---月六 廿二 日號

0

0

ヲ越ル上最サ性至ニ見令ノ又候選日號 ス御趣正ルヲトリケ附正給共之 コ藻ヲヲノニゼ成レ規ニ金日施 ト相徹要ナセラセ候則非ノ迄行 ナ成底スルルレラ之等常給ニニ テ八 一スセ尚刑各心來ヲ於類ヲ標 、ルル事=位事ノ案テ發反配 看ノルニスシ守出其ルテ事选近モ所散對ハト重り重其覆ノ 守實所形へテノシノコ及故走時特ニ防ス充思大、大ノス件 訓ハア式キ新素何他ト全ハ事物ニ有止ル分料時累犯度ルニ 練其リニニ規質社事ハ事全故的左之ノ國コセ局ヲ罪ヲハ闘 ノヤ隆拘採著會故完故テ数戒記旣具民ノラニ養ヲ超量シ 重人ニシラ用シ釈發=数其ヲ護一ニ體ノ點ル直察敢エ上テ 要ヲ聞或スノク勢生造ノノ加力、各的期ニル面官行 キハ反未低=原憾過散フ=二位方待思ヲセ署ス就ヲ從 ル及教テ熱下因因ナ半備ル芝注二策ニヲ以ル及ル中重來 今二フ官何ナセスノリ以整一シ意才等應致テ此民者破又再 上へはき事カニヘサ鼓ノ衆等壊ル三 ハルト構項レ付ラレニ秋二相 同刑シ外ョテテレカ緑二及續集觀牒 禄務テ作附モハンカ返當ホキ團ナシ 17 刑所聚業記萬從コルシリス為逃キタ 務ニケラシ々來ト事本行モニ走ニル 所於得施御承ノヲ故通刑ノ甚、非久 内テル行参知通切ノ際ノアシ或ル第 モス考セ牒望絶二威リクハモモ - 發 發生上ルニラニス減及信、銃ソ近有 生セ述所供ル於ルラフニ斯後ノ時之 セルノ多候ルテ衣期次カテ社逃刑今 コ詳第シ第カハ育走務日 ルモ如キ

戒行 護刑 アハ多等ルルルー 多リ又忙適看點轉ト 言特甚/切守等職シ ニタ放ナノヲ 要日遺等ル教數退近 七夜憾二措智入職年 サ牧ナ藉置等得者職 ル容リロヲニル等員 シ講付モ相中 テステー次多 之ルハ方キ数 タコ特之篇/ 二力二應 緒ナカ對戒召 ヲ衝 ニクヲ策護者 以ス ス徒致ト看ヲ

0

度位 鮫八 深 7 思 7 兹 = 致 2 看守 1 素質並於 養 , 向 Ŀ ----特 -1 留

意

0

0

0

0

◇ 筬各 死 亡 及 給 基 ス 16

刑法 局省 昭行 和甲 第 年一算 +== 八 日號

特則起ラ中ル生發基合ル刑 = 第因紛組モト生キニト務 七シ與合ノ月以之加キ共 留條事シ員トラ前カ入二濟 、務過死ス同二金シ於組 相第處拂亡然フ增額タケ合 成十理トノルス給ヲルル共 度九上ナ際ニルシ算者掛濟 候條邀レ增最ニタ出ニ金金 ヲ懲ル給近於ルスアノ中 参/事シ刑テ月ベラ標標 照次例タ務ハ作キザ準記 照次第アルト が所給與其フルト が所給與其フルト が所給與其フルト を表表を が所に ののでする。 ののででする。 ののでです。 ののでです。 ののでです。 ののでです。 ののでです。 ののでです。 ののでです。 ののでです。 ののでででででで。 濟給算礎定ノ給テ末加濟 金與ノト給基が縱辭俸金 額金所シ與礎共令令ヲ給 算給由テシト濟共面合與 出與ヲ算タ為金濟ニムノ ニニ精出ルス給金於一事 過當査シ死コ與給ケ即由 サタ亡トノ奥ルチ發 ナテザル給ヲ事ノ月當生 キハル金與得由事係月シ 樣親ニ額金ザ發由ニ組タ

◇ 見本

務

共濟

組

合

財

ノ月

通二

給十

與三

ス日

ベ附

+ 發

趣第

意七

= 1

有三之號

以

デ

御

照

Wit

=

係

N

標

話

件

~

贵

鮫 7

0 共 組 合 癈 疾給與金給 闕ス

行司 刑法 局省 昭行 和甲 五第 += 1 三八件

ノ輝 通配 四 答件 致二 置 器 候シ 條名 成所 度長 飯 3 + IJ 紙 甲號 照 會日號 -對 3 Z

號

湖

甲紙

發和 第十 七年 + 九月二 = -1. を 日

> 屋 拘 所 長 14

之発し務 係タア湾 號至ルリ組 ~急ト右合 御二八規 垂拘事則 示ラ、新第 相ズノナ 煩給都四 慶與合條 候スニ各 ベ依號名 キリハ 窗本一 ナ職其 ルヲノ 十兒職 置 目ジラ 下夕免 差ルゼ ラ 懸ト B リ願レ 8 = ル依 事リル実験ト

有ヲキ刑

和 + 第 Fi. 年 八三

行 刑甲 局

産 行司 管 刑法 理規 局省 程 昭行 定 五第 ス 月八

右刑行司ノム利ム健ノ標 刑法 趣口施心管收記 間省 旨卜設卜且入 / ヲヲノ共有金件 周期充二利日本 知待實更ニリ日 セセニニ運成訓 シラ査進用ル令 メレシミス組相 ラタ以テル合成 レルテハコ財候 緑節組 來ニラ右 授ニ合組依関ハ 慶有ノ合り重組 之目員共且合 候的 二 濟周員 條卜對金到掛 此スシノナ金 際ル総給ル 組相ス與注政 合互コニ 意府 員教ト支ヲ給 ニ助ア障以奥 對タル無テ金 シ完ペカ保其 キラ管ノ 上セ脳シシ他

第 -八 ---

令共 ス海組 合財 產 管 理 規 程 別紙ノ 適 定

際

6 ----

モノキコ

ノ=悪ト

ナシ質亦

和 五年 + ---司十 法二 大日 臣

風

第刑一務 條 據產 NA)以 外下 本單 程組 二合 依財 り産 司卜 法稱 省ス 行し 刑ハ 局刑

第二條 告事 ス業 ベ成 シ績 及 收 支 決算

第三條 二刑其ノ特地國預管組ニ者長財本翌司及初 付務ノ應別方債入理合充ヲ及産組年法之共務 付務ノ應別方債入理合充ヲ及産組年法之共務 日存管銀濟財ッ以司管合七省ヲ濟共 テ法理=月行管組濟產 シ育司委司毎委計法員法年 員課省會大度 長長行ヲ臣組 八並刑置 = 合 司司局ク報ノ 法法長 省大 行臣司 刑ノ法 局別省 長二行 ヲ指刑 以定る各課

四 ---揭 nº iv モ 1 財産

= 滿應ハノ管 依洲慕信議理 ノコル 指卜事 定ヲ項・要中 變ス左

匪 又 取

四三二一

立债 セノ ラ鷹 レ募 タ買 ル人

法 人 發 行 ス IV 債

无. 前濟組買法又券行員產 項組合入令ハノ若會ノ = 合財 同規產 ジ則ノ第管 三理 += 七付 條特 = = 依必 ル要 借卜 入認 = 4 關ル ス事 ル項 事項

◇特定日ヲ セ 假釋放 上申二 關スル件

實テ特書日情到ニ類ヲ - 着假發指 鑑ス釋送定 斯モ審成ル 種ノ査ル假 上多規べ釋 申ク程キ放 申ハ十二月十日迄ニ本省ニ到達ス村第二十一條ニョル上申ハ從來年十二月廿五日) 一般の ○ 二號) スコ年ル ルト末次見 様困モ第込

致難差ナラ

◇ 度ナ迫ル以特 候ルリモテ定 假 釋放上申ニ關スル

7

月〇 廿六五日號

付候係次軍テニ上第法 ハ付相モ會 上テ當有議 申ハノ之處 時等時リ受 ラ篤動査對局省サトモ手ス 一根ラーキテハ嚢 スル由ニ ル魔ス注 者有ル意

0 0 行 进 常 中 0 0 0

昭和十五年十 月中入出監竝月末在監人員

Prison Population during the Month of November, 1939.

		P	1,956人7含。		員中二朝鮮,	受刑者現	韻光		1	
△ 4,596			42,708		8,172	8,352	42,708	= 1	-	
Δ 49	٥		722		191	180	722	女	7	松園
△ *4,547			41,986		7,981	8,172	41,986	男		
D 10			င္မ		1	15	t:	兒		五
17	Þ		223	200	204	225	5555	老	党場留置者	第8
346	٥		4,308	_	2,873	2,845	4,308	>	事被告	刑
Δ. 74	Þ		247		1,307	1,298	247	琳	被疑者	彼
△ 5,03I			37,927		3,757	3,982	37,927	琳	判	料
前年比較	前月比較	前年同月末日現在	前月末日 現 在		入 監 出 監 現 員	入曆	越			

本表中外國人ヲ國籍ニ Ш 區別ス フスカン払う

-要 華民 学 阿 圆 改 男女男 当时 受刑者 C1 C1 --被疑者 刑事被告人 23 等 役場 習置者 19 中田山 國英露總 四型 利亞 計 允 性別男~男女 受刑者 22 4 被疑者 | 22 | 二/単 発置置置 部施一 1001 -

原

對照紋に就 1, て(指紋遺傳 0) 研究第

(指紋遺傳の)松紋の細構造に 研究に就い 第七十

A型質とフ氏抗原 との 關係に就

寺井

島關

尚

季榮

1

大久

能保

康忠

信夫

==

久

保

忠

夫

0)

作製

法

井

克

E

Del Del

八

け

=

コ

チ

定量(吾)

抗人血色素沈降素 100 や證明 は

死尿 斷於 上け 意る 義精 あ虫

犯 罪

偽造犯 とその 科學的發覺法

犯罪史(辦天染吉

111 四

東

禾

村

=

編

記

の任務であるとすることが出來とが新たに任命される副看守長制度がいよ/〜公理を分割を持てある。勤務配置にや行刑處遇の合理化に寄與すどが新たに任命される副看守長制度がいよ/〜公理の部看守長制度がいよ/〜公理の任務であるとすることが出來 來長す置亦て君公

□皇紀二千六百一年を迎へて、この世紀の新たなる發足を諸者諸君とともに壽ぎたい。行刑に於ける新たなることはこの新たなる強足を諸者諸君ととが、「新體制と行刑の再認識」であることはこの新たなる強足に護けされるものである。しかし博士は從來の方ちに肯定されつゝ新體制に始まるたとするものである。しかし博士は從來の方ちに肯定されつゝ新體制の精神の大正不博士の論文を主張される博士の御提議に基づてんとするものである。 □開題は明徴化された日本行刑の精神の特別上卷頭論文をベター段に組織の節約上卷頭論文をベター段に組がある。因に初からある。因に初からある。因に初からある。因に初からある。因に初からある。因に初からは、一年を連へて、このであることを断つておく。今後ものであることを断つておく。今後ものであることを断つておく。今後ものであることを断つておく。今後ものであることを断つておく。今後ものであることを断つておく。今後ものであることを断つておく。今後ものである。とにするかにある。因に知らないとは、一年を迎へて、このである。因に対している。 川衞生官譯の「英國刑務所管理」と中尾書記官譯の「イタリヤス」と中尾書記官譯の「イタリヤス」と中尾書記官譯の「イタリヤス」とのを認識するためには外國法比較法上の有力な文献たること比較をすることが一つの重要なである。
「ことは出來ようけれど、われわことは出來ようけれど、われわことは出來ようけれど、われわった。いろくくとその原因をさった。いろくくとその原因をさった。いろくくとその原因をさった。いろくくとその原因をさった。いろくくとその原因をさった。いろくくとその原因をさった。いろくくとその原因をさった。いろくとその原因をさいか。

」ん下うろゐ行るこが□こるも世 月とにち日た刑もと□久とこに紀

1 生

主顧第 幹問十

月

發

行

昭

法醫法醫法卷

種新定嘉十

金澤醫科

犯

正古泉三原

木畑二田

學學學學學 士士士士士六

京基能則道五

罪學雜誌發

所

大學法醫學教室內

史

被視史資料類篡(四 九

Щ

崎

佐.

抄

臟疾患(至) 極 より 00 て微量の 0) 111 ML ○副腎 死(至) 血液による沈降反應 0 質腫瘍に於け 急性 アア = 7 チ る配 = 1 中毒 1 急死例(吾) ○急死に於ける先天性 中毒死に就て〈誓 护 (1) -0

報

本法醫學會第二十六次總督開催至三 V 新入會員(至)

V

消息(吾) V 正誤(至)

献

定規文注	料告廣	表	價	定
る役御○替取御御	晋一一	+	六	-
れつ注五を扱送注 たて文九利に金文 し轉の番用ではは		=		
居際刑せ拂郵總		册	册	1111
のは務ら込便で際必協れの爲前		稅	稅	稅
はず會たこ替金新送としとなの		共	共	共
舊付す ' 'らこ	金金金	金	金	金
住先るロ但ばと 所明と座し司	三四五	Ξ		≡
を記とはな法		圓	圓	
御の 東る省 届こ 京べ郵	+++	六	八	+
けと 二く便		+	+	
下、五振局	圓圓圓	錢	鏠	鏠

昭昭 和和 印 印 發編 行東刷東刷東行輯東六五 京.年年 京 魁 雞 町 町月月 關日日 一一一一一一一 日 級 五三協番印番二番 〇八 地形 番二番 九五二 一刷地三地 一行本

京四務

番番會

所

息

